

平成 23 年度

大気汚染及び水質汚濁等の状況

平成 24 年 8 月

静岡県くらし・環境部環境局生活環境課

目 次

I	測定結果の概要	1
II	大気汚染の状況	
1	大気汚染の概況	3
(1)	大気汚染の監視	3
(2)	環境基準	5
(3)	環境基準の達成状況	6
2	汚染物質別の大気汚染の状況	7
(1)	二酸化硫黄	7
(2)	二酸化窒素	8
(3)	一酸化炭素	10
(4)	浮遊粒子状物質	11
(5)	光化学オキシダント	12
(6)	微小粒子状物質	13
(7)	非メタン炭化水素	14
3	大気測定期局測定結果	16
(1)	一般環境大気測定期局	16
(2)	自動車排出ガス測定期局	22
III	有害大気汚染物質の状況	
1	有害大気汚染物質の概況	24
2	PRTR法対象化学物質の状況	28
IV	酸性雨の状況	
1	調査概要	29
2	調査結果	29
V	水質汚濁の状況	
1	公共用水域の水質汚濁の概要	32
(1)	公共用水域の監視	32
(2)	環境基準	33
(3)	環境基準の達成状況	39
(4)	水質の現況と推移	44
2	水域別の水質汚濁の状況	52
(1)	伊豆水域(河川・湖沼)	52
(2)	伊豆沿岸水域(海域)	53
(3)	鮎沢川水域(河川)	54
(4)	狩野川水域(河川)	55
(5)	田子の浦水域(河川)	56
(6)	富士川水域(河川・湖沼)	57
(7)	奥駿河湾水域(河川)	58
(8)	奥駿河湾水域(海域)	59
(9)	西駿河湾水域(海域)	61
(10)	静岡水域(河川)	62
(11)	志太水域(河川)	63
(12)	大井川水域(河川)	64
(13)	榛南小笠水域(河川)	65
(14)	太田川水域(河川)	66
(15)	天竜川水域(河川・湖沼)	67
(16)	馬込川水域(河川)	68
(17)	浜名湖水域(海域・河川・湖沼)	69
(18)	梅田川水域(河川)	72
(19)	遠州灘水域(海域)	73
3	地下水の水質汚濁の状況	74
(1)	地下水の監視	74
(2)	環境基準	74
(3)	測定値及び環境基準の達成状況	75
VI	ダイオキシン類の状況	
1	ダイオキシン類の環境調査	87
2	ダイオキシン類に係る環境基準	87
3	環境基準の達成状況	87
4	ダイオキシン類環境調査結果	88
VII	未規制化学物質等の状況	
1	調査概要	94
2	調査結果	94
VIII	自動車騒音の状況	
1	自動車騒音の常時監視	96
2	道路に面する地域の環境基準	96
3	自動車騒音の常時監視結果	97
(1)	面的評価	97
(2)	点的評価	100
IX	航空機騒音の状況	
1	航空機騒音の監視	102
2	航空機騒音の環境基準	102
3	航空機騒音の監視結果	103
X	新幹線鉄道騒音の状況	
1	新幹線鉄道騒音の監視	104
2	新幹線鉄道騒音の環境基準	104
3	新幹線鉄道騒音の監視結果	105
XI	新幹線鉄道振動の状況	
1	新幹線鉄道振動の監視	106
2	新幹線鉄道振動の指針値	106
3	新幹線鉄道振動の監視結果	106

I 測定結果の概要

※ ()内の数字は測定地点(局)数を示す。

1 大気汚染の状況

(1) 一般環境大気測定期

二酸化硫黄(37)、二酸化窒素(49)、一酸化炭素(3)及び微小粒子状物質(8)については、有効測定期での環境基準の達成率が100%であったが、浮遊粒子状物質(47)は有効測定期47局中3局で、光化学オキシダント(44)は依然としてすべての有効測定期で環境基準を達成しなかった。

(2) 自動車排出ガス測定期

二酸化硫黄(1)、二酸化窒素(10)、一酸化炭素(10)、浮遊粒子状物質(10)及び微小粒子状物質(3)について、すべての有効測定期で環境基準を達成した。

2 有害大気汚染物質の状況

(1) 有害大気汚染物質

ベンゼン(14)、トリクロロエチレン(14)、テトラクロロエチレン(14)及びジクロロメタン(14)は、すべての測定地点で環境基準を達成した。

(2) PRTR対象物質

PRTR対象物質の調査では、測定した9物質がすべての調査地点(6)で検出された。トルエンが最も高濃度で検出され、総キシレン、エチルベンゼンの順に濃度が高かった。

3 酸性雨の状況

年加重平均pH値は5.1であった。イオン成分濃度についても例年とほぼ同様の値であった。

4 水質汚濁の状況

(1) 公共用水域

生活環境の保全に関する項目の環境基準の達成率は、河川(64)で98%、湖沼(2)で50%、海域(54)で77%となっており、河川、湖沼ではおむね横ばいで推移したが、海域では低下した。

浜名湖(3)の全窒素はすべて環境基準を達成した。また、浜名湖(3)と佐久間ダム貯水池の全燐については、いずれも環境基準を達成した。

人と健康の保護に関する項目については、全測定地点(135)で環境基準を達成した。

(2) 地下水

地下水の概況を把握するための環境モニタリング調査(63)では、全測定地点で環境基準を達成した。

これまでの調査で環境基準を達成しなかった地区を継続監視するため実施している定点モニタリング調査では、39地区130点のうち、24地区33地点で環境基準を達成していなかった。

5 ダイオキシン類の状況

大気(26)、地下水(23)及び土壤(22)のすべての測定地点で環境基準を達成したが、水質(52)及び底質(47)はそれぞれ1地点で環境基準を達成しなかった。

6 未規制化学物質の状況

主要な河川の末端(7)の水質について、内分泌かく乱作用の疑い等のある7物質を調査した。7物質のうち5物質が検出された。有機スズ化合物については調査した2港とも目安値以下であった。

7 自動車騒音の状況

面的評価では、道路（総延長1,878.5km）に面する地域の住居等（205,999戸）のうち、昼間及び夜間とも環境基準を達成したのは90.6%であり、昼間のみは2.9%、夜間のみは0.4%であった。

点的評価では、調査地点（67）のうち昼間、夜間とも環境基準を達成したのは62.7%であり、昼間のみは6.0%、夜間のみは3.0%であった。

8 航空機騒音の状況

富士山静岡空港周辺において騒音測定を実施した結果、全測定地点（6）で環境基準を達成した。また、航空自衛隊浜松基地（2）においては、1地点（50.0%）で環境基準を達成した。

9 新幹線騒音の状況

新幹線沿線地域の軌道から25mの地点（37）のうち、17地点（45.9%）で環境基準を達成した。

10 新幹線振動の状況

新幹線沿線地域の軌道から25mの地点（15）すべてにおいて、指針値に適合した。

II 大気汚染の状況

1 大気汚染の概況

(1) 大気汚染の監視

大気汚染防止法第22条の規定により、県及び大気汚染防止法の政令市は、大気汚染の常時監視を実施し、他の市町においてもそれぞれの地域の状況に応じて監視を実施している。常時監視項目と測定局数は、次の表のとおりである。また、監視地点は、図II-1のとおりである。

表II-1-(1) 大気環境監視項目毎の一般環境大気測定局数(平成24年3月31日現在)

監視機関 監視項目	県	政令市※			その他 市町	計		
		静岡市		浜松市				
		葵区・ 駿河区	清水区					
二酸化硫黄	10	1	4	7	15	37		
二酸化窒素	19	4	5	8	13	49		
一酸化炭素	—	—	1	1	1	3		
浮遊粒子状物質	15	4	5	9	14	47		
微小粒子状物質	4	3	1	—	—	8		
光化学オキシダント	19	5	6	10	4	44		
非メタン炭化水素	6	1	2	4	1	14		
計	73	18	24	39	48	202		

(注) •※大気汚染防止法第31条に基づく政令市である。

•一般環境大気測定局は59か所に設置されている。

表II-1-(2) 大気環境監視項目毎の自動車排出ガス測定局数(平成24年3月31日現在)

監視機関 監視項目	県	政令市※			その他 市町	計		
		静岡市		浜松市				
		葵区・ 駿河区	清水区					
二酸化硫黄	—	—	1	—	—	1		
二酸化窒素	3	1	1	3	2	10		
一酸化炭素	3	1	1	3	2	10		
浮遊粒子状物質	3	1	1	3	2	10		
微小粒子状物質	2	—	1	—	—	3		
光化学オキシダント	—	—	—	—	—	—		
非メタン炭化水素	3	1	1	2	2	9		
計	14	4	6	11	8	43		

(注) •※大気汚染防止法第31条に基づく政令市である。

•自動車排出ガス測定局は10か所に設置されている。

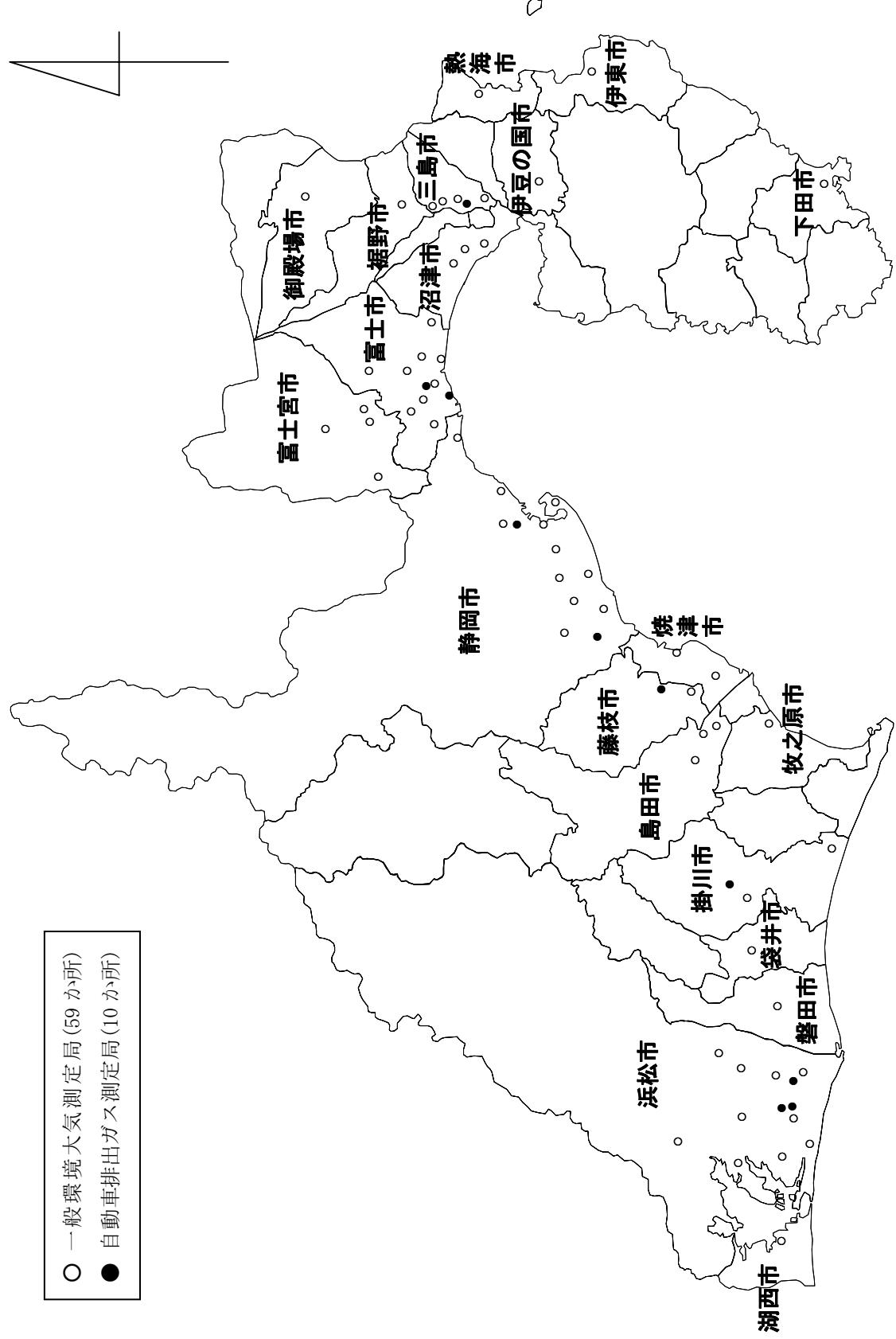


図 II - 1 大気環境監視地点(平成24年3月31日現在)

(2) 環境基準

人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及び微小粒子状物質についての環境基準が表II-2のとおり定められている。

なお、微小粒子状物質については、平成21年9月9日に環境基準が設定された。

表II-2 大気環境に係る環境基準とその評価

項目	環境基準	評価	
		短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	—	1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1日平均値の年間2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	昼間(5時から20時まで)の1時間値が0.06ppm以下であること。	—
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(1日平均値の年間98%値)が35μg/m ³ 以下であること。	1年平均値が15μg/m ³ 以下であること。

(注1) 1日平均値は、1時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間を超える場合には、評価の対象としない。

(注2) 年間の測定時間数が6,000時間(微小粒子状物質は250日)に満たない測定局については、長期的評価において評価の対象としない。

(3) 環境基準の達成状況

一般環境大気測定局では、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び微小粒子状物質については、すべての有効測定局で環境基準を達成した。

一方、浮遊粒子状物質については3局で、また、光化学オキシダントについても依然としてすべての測定局で環境基準を達成しなかった。

自動車排出ガス測定局では、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質について、すべての有効測定局で環境基準を達成した。

大気環境に係る環境基準の達成状況は、次の表のとおりである。

環境基準の達成状況については、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については長期的評価を行い、光化学オキシダントについては短期的評価を行った。また、微小粒子状物質については、長期的評価、短期的評価の両方を行った。
--

表II－3－(1) 一般環境大気測定局における環境基準の達成状況

項目\物質名	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状 物質 (SPM)	微小粒子状 物質 (PM _{2.5})	光化学 オキシダント (OX)
23 年 度	測定局数	37	49	3	47	8
	有効測定局数	36	49	3	47	1
	達成測定局数	36	49	3	44	1
	達成率 (%)	100	100	100	94	100
22 年 度	測定局数	39	50	3	47	—
	有効測定局数	39	50	3	47	—
	達成測定局数	39	50	3	47	—
	達成率 (%)	100	100	100	100	—

(注) 有効測定局とは、年間 6,000 時間（微小粒子状物質は 250 日）以上測定した局をいう。

表II－3－(2) 自動車排出ガス測定局における環境基準の達成状況

項目\物質名	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状 物質 (SPM)	微小粒子状 物質 (PM _{2.5})	光化学 オキシダント (OX)
23 年 度	測定局数	1	10	10	10	3
	有効測定局数	1	10	10	10	1
	達成測定局数	1	10	10	10	1
	達成率 (%)	100	100	100	100	—
22 年 度	測定局数	3	10	10	10	—
	有効測定局数	3	10	10	10	—
	達成測定局数	3	10	10	10	—
	達成率 (%)	100	100	100	100	—

(注) 有効測定局とは、年間 6,000 時間（微小粒子状物質は 250 日）以上測定した局をいう。

2 汚染物質別の大気汚染の状況

(1) 二酸化硫黄

二酸化硫黄については、一般環境大気測定局 37 局（有効測定局 36 局）、自動車排出ガス測定局 1 局（有効測定局 1 局）で測定の結果、すべての有効測定局で環境基準を達成した。

年平均値では、一般環境大気測定局は 0.002 ppm、自動車排出ガス測定局は 0.004 ppm で、近年においては、ほぼ低位横ばい状態で推移している。

なお、年平均値の経年変化と環境基準の達成状況の経年変化は、図 II-2 及び表 II-4 のとおりである。

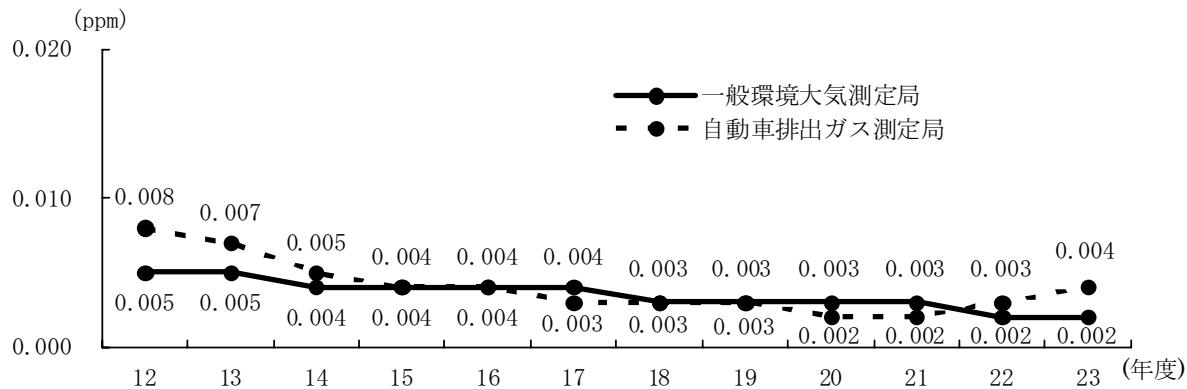


図 II-2 二酸化硫黄の経年変化（有効測定局平均）

表 II-4-(1) 二酸化硫黄の環境基準の達成状況（一般環境大気測定局）

年度 項目	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
有効測定局数	59	58	57	57	56	56	56	50	42	43	39	36
達成局数	53	58	57	57	56	56	56	50	42	43	39	36
達成率 (%)	90	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表 II-4-(2) 二酸化硫黄の環境基準の達成状況（自動車排出ガス測定局）

年度 項目	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
有効測定局数	6	6	6	6	6	6	6	3	3	3	1	1
達成局数	5	6	6	6	6	6	6	3	3	3	1	1
達成率 (%)	83	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

(2) 二酸化窒素

二酸化窒素については、一般環境大気測定局 49 局（有効測定局 49 局）、自動車排出ガス測定局 10 局（有効測定局 10 局）で測定の結果、全ての有効測定局で環境基準を達成した。

年平均値では、一般環境大気測定局は 0.012 ppm で近年においてはわずかながら減少傾向を示しており、自動車排出ガス測定局は 0.020 ppm でここ数年においてはほぼ横ばい状態で推移している。

なお、年平均値の経年変化と環境基準の達成状況の経年変化は、図 II-3 及び表 II-5 のとおりである。

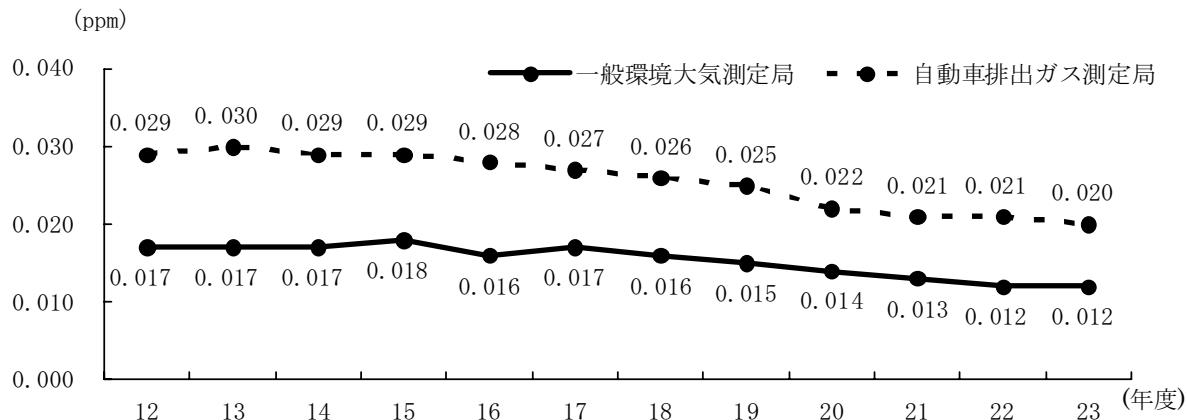


図 II-3 二酸化窒素の経年変化（有効測定局平均）

表 II-5-(1) 二酸化窒素の環境基準の達成状況（一般環境大気測定局）

項目 \ 年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
有効測定局数	58	58	57	57	57	56	56	56	48	52	50	49
達成局数	58	58	57	57	57	56	56	56	48	52	50	49
達成率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表 II-5-(2) 二酸化窒素の環境基準の達成状況（自動車排出ガス測定局）

項目 \ 年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
有効測定局数	11	11	11	11	11	11	11	11	8	10	10	10
達成局数	10	10	11	10	11	11	11	11	7	10	10	10
達成率 (%)	91	91	100	91	100	100	100	100	88	100	100	100

なお、1時間値の1日平均値の年間98%値が、0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内であった測定局は、表II-6のとおりである。

表II-6-(1)

二酸化窒素の日平均値の98%値がゾーン内の測定局(一般環境大気測定局)

市町名	測定局	用途地域	日平均値の年間98%値(ppm)
三島市	徳倉幼稚園	住	0.051
富士市	救急医療センター	住	0.041

表II-6-(2)

二酸化窒素の日平均値の98%値がゾーン内の測定局(自動車排出ガス測定局)

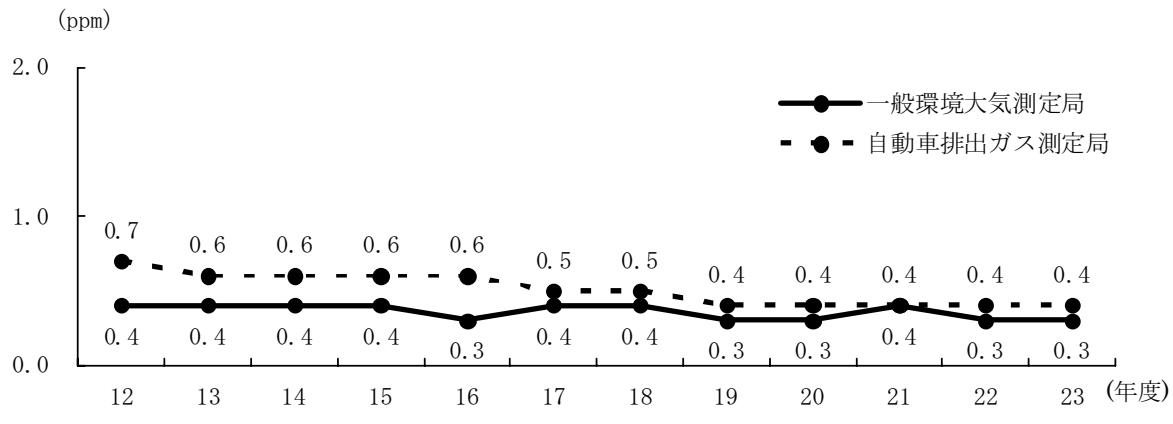
市町名	測定局	用途地域	日平均値の年間98%値(ppm)
富士市	自排宮島	住	0.060
	自排塔の木	住	0.047
静岡市(清水区)	自排神明	準	0.046

(3) 一酸化炭素

一酸化炭素については、一般環境大気測定局3局（有効測定局3局）、自動車排出ガス測定局10局（有効測定局10局）で測定の結果、全ての有効測定局で環境基準を達成した。

年平均値では、一般環境大気測定局は0.3 ppm、自動車排出ガス測定局は0.4 ppmで近年においては横ばい状態で推移している。

なお、年平均値の経年変化と環境基準の達成状況の経年変化は、図II-4及び表II-7のとおりである。



図II-4 一酸化炭素の経年変化（有効測定局平均）

表II-7-(1) 一酸化炭素の環境基準の達成状況（一般環境大気測定局）

項目\年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
有効測定局数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	3	3
達成局数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	3	3
達成率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表II-7-(2) 一酸化炭素の環境基準の達成状況（自動車排出ガス測定局）

項目\年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
有効測定局数	11	10	11	11	11	11	11	11	9	10	10	10
達成局数	11	10	11	11	11	11	11	11	9	10	10	10
達成率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

(4) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質については、一般環境大気測定局 47 局（有効測定局 47 局）、自動車排出ガス測定局 10 局（有効測定局 10 局）で測定の結果、一般環境大気測定局では 3 測定局で環境基準を達成しなかったが、自動車排出ガス測定局では全ての有効測定局で環境基準を達成した。未達成であった全ての測定局は、2 日連続で日平均値が 0.1 mg/m^3 を超えたことによるものであった。

年度ごとの環境基準達成率に変動はあるが、年平均値では、一般環境大気測定局は 0.020 mg/m^3 、自動車排出ガス測定局は 0.020 mg/m^3 で、ともに近年ではわずかながら減少傾向を示している。

なお、年平均値の経年変化と環境基準の達成状況の経年変化は、図 II-5 及び表 II-8 のとおりである。

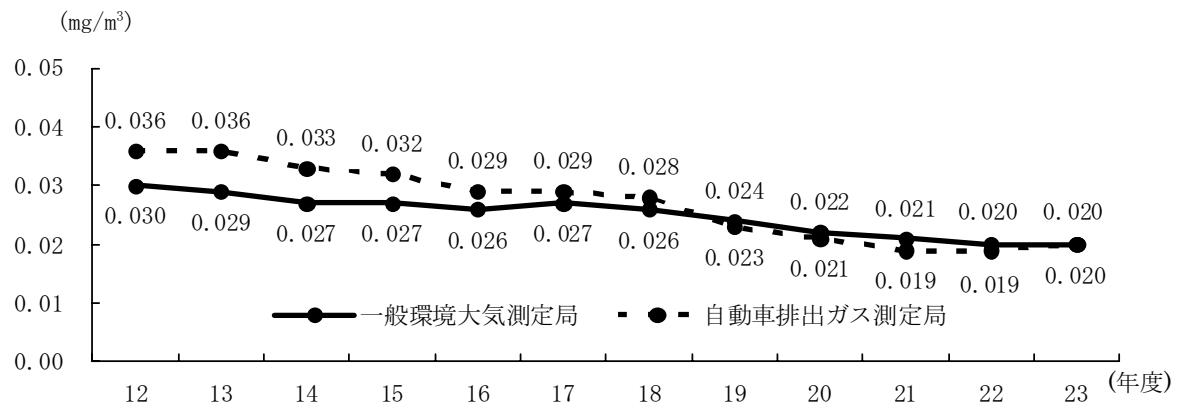


図 II-5 浮遊粒子状物質の経年変化 (有効測定局平均)

表 II-8-(1) 浮遊粒子状物質の環境基準の達成状況 (一般環境大気測定局)

項目 \ 年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
有効測定局数	52	53	52	52	51	51	51	51	45	47	47	47
達成局数	37	47	52	48	51	48	51	44	44	47	47	44
達成率 (%)	71	89	100	92	100	94	100	86	98	100	100	94

表 II-8-(2) 浮遊粒子状物質の環境基準の達成状況 (自動車排出ガス測定局)

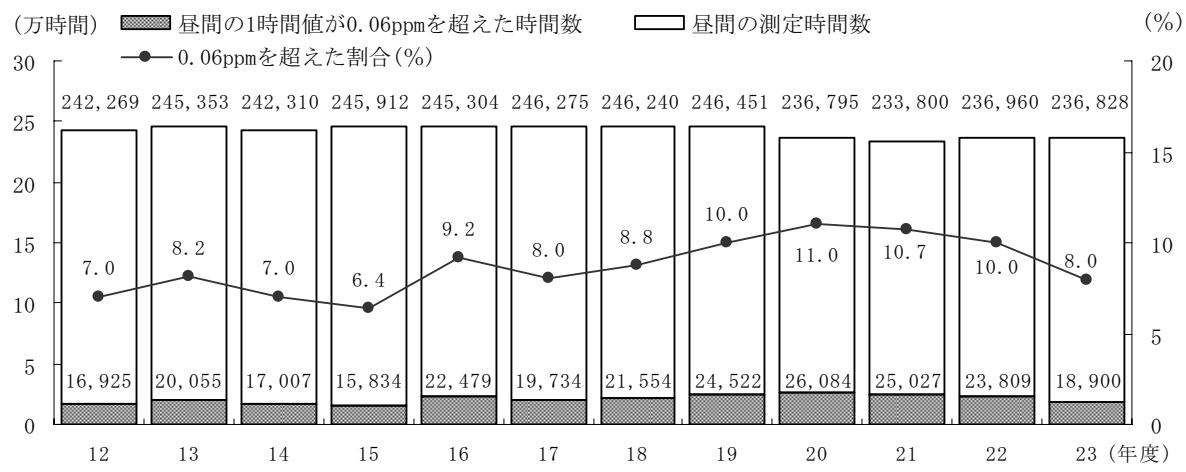
項目 \ 年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
有効測定局数	11	11	11	11	11	11	11	11	9	10	10	10
達成局数	8	7	11	7	11	9	10	9	8	10	10	10
達成率 (%)	73	64	100	64	100	82	91	82	89	100	100	100

(5) 光化学オキシダント

光化学オキシダントについては、一般環境大気測定局 44 局（有効測定局 44 局）で測定の結果、全ての有効測定局で環境基準を達成しなかった。

昼間の 1 時間値が 0.06 ppm を超えた時間の割合は、8.0% であった。

昼間の 1 時間値が 0.06 ppm を超えた時間数の経年変化と環境基準の達成状況の経年変化は、図 II-6 及び表 II-9 のとおりである。



(注) 昼間とは、午前 5 時から午後 8 時までの時間帯をいう。

図 II-6 昼間の 1 時間値が 0.06 ppm を超えた時間数の経年変化

表 II-9 光化学オキシダントの環境基準の達成状況（一般環境大気測定局）

項目 \ 年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
有効測定局数	46	46	46	46	46	46	46	46	46	44	44	44
達成局数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
達成率 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

光化学オキシダントの注意報（オキシダント濃度の 1 時間値が 0.12 ppm 以上の場合に状況に応じて発令）の発令延べ地区数の経年変化は、図 II-7 のとおりである。

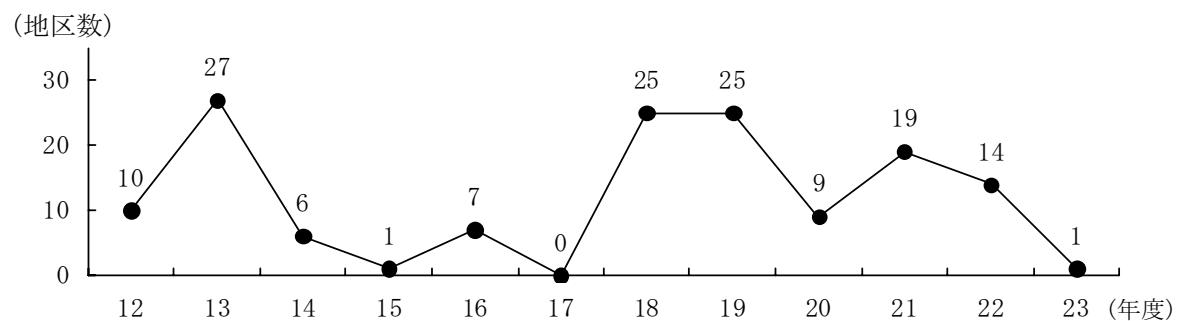


図 II-7 注意報発令の延べ地区数の経年変化

(6) 微小粒子状物質

微小粒子状物質については、平成 21 年 9 月 9 日に新たに環境基準が設定された。

これに基づき、県内での常時監視に係る整備を進めており、平成 23 年度末までに、一般環境大気測定局 8 局、自動車排出ガス測定局 3 局で自動測定器の設置が完了し、測定を開始した。

平成 23 年度の測定結果は、有効測定局（一般環境大気測定局 1 局、自動車排出ガス測定局 1 局）において環境基準を達成した。

年平均値では、一般環境大気測定局は 12.6 mg/m^3 、自動車排出ガス測定局は 13.4 mg/m^3 であった。また、日平均値の 98% 値では、一般環境大気測定局は 31.5 mg/m^3 、自動車排出ガス測定局は 32.0 mg/m^3 であった。

(7) 非メタン炭化水素

非メタン炭化水素については、一般環境大気測定局14局で測定した結果、有効測定局14局中11局で指針値（表II-10-(1)の(注)）を超えた日があった。また、自動車排出ガス測定局9局で測定した結果、有効測定局9局中8局で指針値を超えた日があった。

非メタン炭化水素の測定結果は表II-10のとおりである。

表II-10-(1) 非メタン炭化水素測定結果（一般環境大気測定局）

市名	測定局	用途地域	6~9時の3時間の平均値			6~9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合(注)	
			年平均値 (ppmC)	最高値 (ppmC)	最低値 (ppmC)	(日)	(%)
熱海市	熱海総合庁舎	商	0.15	0.27	0.02	0	0.0
沼津市	勤労青少年ホーム	住	0.15	0.80	0.04	6	1.7
富士市	救急医療センター	工	0.20	0.58	0.03	22	6.1
富士宮市	市役所	住	0.22	0.46	0.04	25	6.9
静岡市(清水区)	元蒲原支所	住	0.11	0.33	0.01	1	0.3
	清水区役所	商	0.20	0.75	0.04	29	8.0
静岡市(葵区・駿河区)	常磐公園	商	0.13	0.31	0.03	0	0.0
島田市	市役所	住	0.12	1.03	0.02	19	5.3
藤枝市	大気測定局	住	0.13	0.55	0.01	3	0.9
磐田市	市役所	住	0.22	0.78	0.05	67	19.1
浜松市	中央測定局	住	0.14	0.47	0.03	11	3.0
	東南部測定局(南陽中学校)	住	0.16	0.45	0.04	10	2.8
	西部測定局(神久呂小学校)	未	0.23	0.50	0.14	25	7.0
	北部測定局(葵が丘小学校)	住	0.03	0.14	0.00	0	0.0

※ 全ての測定局で、年間測定時間が6,000時間以上であった。

(注) 昭和51年8月13日付で、中央公害対策審議会から「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について」の答申がなされ、その指針値として、光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から午前9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は0.20ppmC～0.31ppmCの範囲にあることが示された。

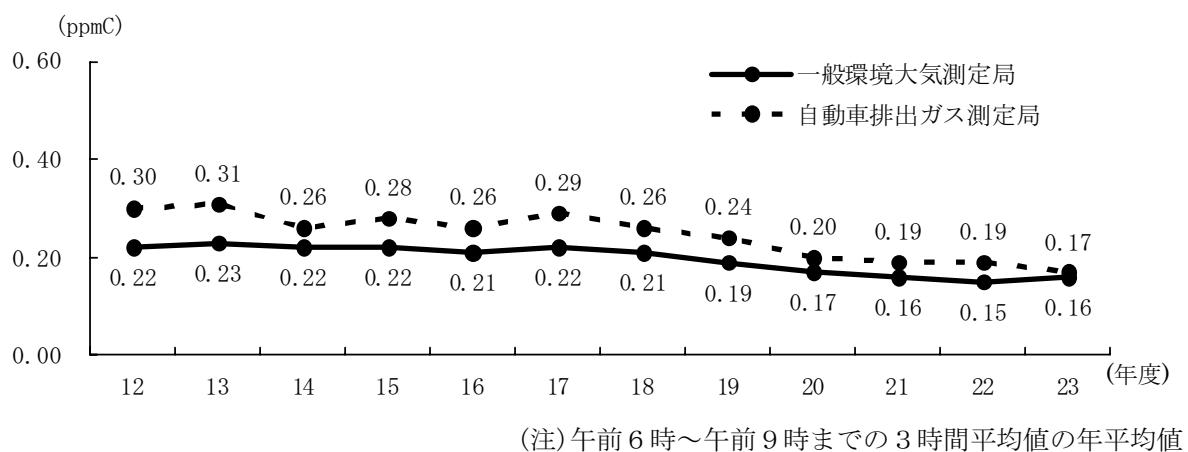
表II-10-(2) 非メタン炭化水素測定結果（自動車排出ガス測定局）

市名	測定局	用途地域	6~9時の3時間の平均値			6~9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合(注)	
			年平均値 (ppmC)	最高値 (ppmC)	最低値 (ppmC)	(日)	(%)
三島市	自排三島	住	0.21	0.95	0.03	36	10.0
富士市	自排塔の木	住	0.24	0.56	0.08	53	14.7
	自排宮島	住	0.21	0.48	0.07	30	8.5
静岡市(清水区)	自排神明	準工	0.19	0.79	0.03	28	7.7
静岡市(葵区・駿河区)	自排丸子	住	0.13	0.41	0.04	1	0.3
藤枝市	自排藤枝	住	0.11	1.21	0.01	8	2.3
掛川市	自排掛川	住	0.11	0.30	0.01	0	0.0
浜松市	R-257(伝馬町)	商	0.19	0.44	0.06	15	4.1
	R-150(相生公園)	商	0.17	1.21	0.01	14	4.0

※ 全ての測定局で、年間測定時間が6,000時間以上であった。

有効測定局における午前6時から午前9時までの3時間平均値の年平均値では、一般環境大気測定局は0.16 ppmC、自動車排出ガス測定局は0.17 ppmCで、近年においてはわずかながら減少傾向を示している。

なお、年平均値の経年変化は、図II-8のとおりである。



図II-8 非メタン炭化水素の経年変化（有効測定局平均）

3 大気測定局測定結果
 (1) 一般環境大気測定局

市町名	測定局	用途地域	二酸化硫黄		二酸化窒素		一酸化炭素	
			年平均値(ppm)	日平均値の2%除外値(ppm)	年平均値(ppm)	日平均値の年間98%値(ppm)	年平均値(ppm)	日平均値の2%除外値(ppm)
下田市	市役所	商						
熱海市	熱海総合庁舎	商			0.010	0.021	○	
伊東市	市役所	住			0.009	0.020	○	
	市役所	商			0.014	0.025	○	
三島市	徳倉幼稚園	住	0.003	0.005	○	0.023	0.051	○
	中郷文化プラザ	未	0.003	0.005	○	0.017	0.032	○
	萩公園	住	0.003	0.007	○			
	勤労青少年ホーム	住	0.002	0.005	○	0.010	0.021	○
沼津市	愛鷹中学校	未				0.014	0.029	○
	金岡小学校	住				0.014	0.028	○
伊豆の国市	大仁北小学校	住	0.001	0.003	○	0.006	0.012	○
裾野市	市民文化センター	未	0.001	0.003	○	0.019	0.035	○
御殿場市	市役所	住	0.002	0.004	○	0.015	0.029	○
	市役所	住	0.002	0.004	○	0.013	0.023	○
富士宮市	富士根南小学校	住	0.004	0.007	○	0.010	0.019	○
	山宮小学校	未	0.003	0.006	○	0.007	0.017	○
	楠金公民館	未	0.003	0.006	○			

	救急医療センター	工	0.003	0.006	○	0.021	0.041	○	
	吉原第三中学校	住	0.001	0.003	○	0.019	0.032	○	
	青少年センター	住				0.013	0.024	○	
	元吉原中学校	住	0.001	0.002	○	0.014	0.026	○	
富士市	鷹岡小学校	住				0.014	0.024	○	
	大淵中学校	未	0.001	0.002	○	0.009	0.018	○	
	富士中学校	住	0.001	0.002	○	0.012	0.022	○	
	東小学校	未				0.016	0.030	○	
	富士川第一中学校	住	0.001	0.002	○	0.013	0.024	○	
	元備原支所	住	0.002	0.004	○	0.014	0.030	○	
	清水区役所	商	0.002	0.005	○	0.016	0.030	○	
	三保第一小学校	住	0.002	0.004	○	0.010	0.022	○	
静岡市 (清水区)	第七中学校	住							
	庵原中学校	未				0.008	0.017	○	
	興津北公園	住	0.002	0.004	○	0.013	0.020	○	
	常磐公園	商	0.004	0.006	○	0.010	0.020	○	
	千代田小学校	住				0.011	0.024	○	
	長田南中学校	住				0.011	0.022	○	
	服織小学校	住				0.006	0.013	○	
	南中学校	住							
藤枝市	大気測定期	住	0.003	0.005	○	0.011	0.024	○	
	市役所	住	0.002	0.004	○	0.012	0.024	○	
島田市	初倉小学校	未	0.005	0.010	○				
	六合小学校	住	(0.005)	(0.009)	—				

市町名	測定局	用途地域	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	長期的評価による環境基準の適合性
		年平均値(ppm)	日平均値の2%除外値(ppm)	年平均値(ppm)	日平均値の年間98%値(ppm)	年平均値(ppm)
焼津市	市役所	商		0.016	0.029	○
牧之原市	大井川東小学校	他	0.001	0.003	○	○
掛川市	市役所	未		0.011	0.023	○
袋井市	市役所	住	0.003	0.007	○	○
磐田市	市役所	住	0.002	0.005	○	○
	中央測定局 (西部中学校)	住	0.004	0.007	○	○
	東部測定局 (簗原小学校)	住				
	東南部測定局 (南陽中学校)	住	0.001	0.003	○	○
	西南部測定局 (篠原中学校)	住	0.001	0.004	○	○
	西部測定局 (神久呂中学校)	未	0.003	0.005	○	○
浜松市	北部測定局 (葵が丘小学校)	住	0.003	0.005	○	○
	東北部測定局 (大瀬小学校)	未				
	西北部測定局 (北庄内小学校)	未	0.001	0.002	○	○
	浜北測定局	住	0.004	0.006	○	○
	引佐測定局	未				
湖西市	市役所	未	0.002	0.003	○	○

(注) 有効測定局は、年間測定時間が6,000時間以上の測定局をいう。
 測定局名、市町名は平成24年3月31日現在

市町名	測定局	浮遊粒子状物質 (1日平均値0.10mg/m ³ 以下)			微小粒子状物質 (年平均値15μg/m ³ 以下)			光化学オキシダント (1時間値0.06ppm以下)		
		用途地域 年平均値 (mg/m ³)	日平均値 の2%除外値 (mg/m ³)	長期的評価 による環境 基準の適合 ○否×	年平均値 (μg/m ³)	日平均値 の年間 98%値 (μg/m ³)	短期的評価 による環境 基準の適合 ○否×	年間の 1時間値が 0.06ppm を超えた 日数	年間の 1時間値が 0.12ppm 以上の 日数	短期的評価 による環境 基準の適合 ○否×
下田市	市役所 商							72	0	×
熱海市	熱海総合庁舎 商	0.020	0.047	○				97	1	×
伊東市	市役所 住							57	0	×
三島市	市役所 商	0.021	0.043	○				95	0	×
	徳倉幼稚園 住	0.016	0.045	○						
	中郷文化プラザ 未	0.016	0.037	○						
	萩公園 住	0.016	0.038	○						
	勤労青少年ホーム 住	0.022	0.048	○				111	1	×
沼津市	愛鷹中学校 未	0.013	0.038	○						
	金岡小学校 住	0.010	0.032	○						
伊豆の国市	大仁北小学校 住	0.014	0.036	○				96	0	×
裾野市	市民文化センター 未	0.018	0.044	○	(12.3)	—	(23.5)	—	81	0
御殿場市	市役所 住	0.018	0.042	○					54	0
	市役所 住	0.017	0.038	○					90	0
富士宮市	富士根南小学校 住	0.026	0.047	○						
	山宮小学校 未									
	楠金公民館 未									

市町名	測定局	浮遊粒子状物質		微小粒子状物質		光化学オキシダント		
		用途地域	年平均値(mg/m ³)	日平均値の2%除外値(mg/m ³)	長期的評価による環境基準の適合○否×	年平均値(μg/m ³)	日平均値の年間98%値(μg/m ³)	短期的評価による環境基準の適合○否×
富士市	救急医療センター	工	0.025	0.050	○	(15.5)	—	(31.8)
	吉原第三中学校	住	0.023	0.051	○			—
	青少年センター	住	0.018	0.039	○			
	元吉原中学校	住	0.018	0.050	○			55
	鷹岡小学校	住	0.021	0.067	○			0
	大淵中学校	未	0.016	0.061	○			×
	富士中学校	住	0.019	0.057	○			
	東小学校	未	0.015	0.040	○			
	富士川第一中学校	住	0.017	0.053	○			
	元蒲原支所	住	0.022	0.058	○			
	清水区役所	商	0.016	0.044	○			
静岡市 (清水区)	三保第一小学校	住	0.021	0.049	○			
	第七中学校	住						73
	庵原中学校	未	0.016	0.046	○	(10.1)	—	(23.5)
	興津北公園	住	0.032	0.070	○			75
	常磐公園	商	0.022	0.049	○			0
静岡市 (葵区・駿河区)	千代田小学校	住	0.026	0.049	○	12.6	○	31.5
	長田南中学校	住	0.020	0.054	○	(10.8)	—	(23.9)
	服織小学校	住	0.015	0.039	○	(10.2)	—	(22.6)
	南中学校	住						104
								103

藤枝市	大気測定局	住	0.017	0.046	○				95	0	×	
島田市	市役所	住	0.023	0.050	○				78	0	×	
	初倉小学校	未										
	六合小学校	住										
	市役所	商	0.019	0.044	○				104	0	×	
焼津市	大井川東小学校	他										
牧之原市	市役所	未							89	0	×	
	市役所	住	0.023	0.045	○				48	0	×	
掛川市	大東支所	住	0.020	0.053	○	(11.3)	—	(30.1)	—	107	0	×
袋井市	市役所	住							76	0	×	
磐田市	市役所	住	0.027	0.059	×				72	0	×	
	中央測定局 (西部中学校)	住	0.019	0.051	○				85	0	×	
	東部測定局 (簗原小学校)	住	0.017	0.044	○				63	0	×	
	東南部測定局 (南陽中学校)	住	0.019	0.047	○				43	0	×	
	西南部測定局 (篠原中学校)	住	0.038	0.069	○				74	0	×	
	西部測定局 (神久呂中学校)	未	0.019	0.044	○				45	0	×	
浜松市	北部測定局 (葵が丘小学校)	住	0.018	0.045	○				83	0	×	
	東北部測定局 (大瀬小学校)	未	0.016	0.044	○				54	0	×	
	西北部測定局 (北庄内小学校)	未	0.018	0.047	×				76	0	×	
	浜北測定局	住	0.018	0.046	○				111	0	×	
	引佐測定局	未							87	0	×	
湖西市	市役所	未	0.025	0.055	×	(14.0)	—	(33.4)	—	91	0	×

(注) 有効測定局は、年間測定時間が6,000時間(微小粒子状物質は250日)以上の測定局をいふ。
測定局名、市町名は平成24年3月31日現在
(括弧数字は無効測定局)

(2) 自動車排出ガス測定局

市町名	測定局	用途地域	二酸化硫黄		二酸化窒素		一酸化炭素	
			年平均値(ppm)	日平均値の2%除外値(ppm)	年平均値(ppm)	日平均値98%値(ppm)	年平均値(ppm)	日平均値10ppm以下
三島市	自排三島	住			0.017	0.025	○	0.4 0.7 ○
富士市	自排塔の木	住			0.029	0.047	○	0.5 0.7 ○
静岡市 (清水区)	自排宮島	住			0.034	0.060	○	0.4 0.8 ○
静岡市 (葵区・駿河区)	自排神明	準	0.004	0.007 ○	0.028	0.046	○	0.3 0.6 ○
藤枝市	自排丸子	住			0.017	0.028	○	0.3 0.4 ○
掛川市	自排藤枝	住			0.014	0.024	○	0.2 0.4 ○
浜松市	自排掛川	住			0.012	0.022	○	0.3 0.5 ○
	国道152号線 (市役所前)	商			0.015	0.026	○	0.4 0.8 ○
	国道257号線 (伝馬町)	商			0.020	0.034	○	0.4 0.8 ○
	国道150号線 (相生公園)	商			0.012	0.025	○	0.3 0.5 ○

(注) 有効測定局は、年間測定時間が6,000時間以上の測定局をいいう。
測定局名、市町名は平成24年3月31日現在

市町名	測定局	用途地域	浮遊粒子状物質		微小粒子状物質	
			(1日平均値0.10mg/m ³ 以下)	年平均値(mg/m ³)	日平均値の2%の除外値(mg/m ³)	長期的評価による環境基準の適否○否×
三島市	自排三島	住	0.016	0.044	○	(13.9) — (29.5) —
富士市	自排塔の木	住	0.027	0.074	○	
静岡市 (清水区)	自排神明	準	0.023	0.053	○	
静岡市 (葵区・駿河区)	自排丸子	住	0.020	0.038	○	
藤枝市	自排藤枝	住	0.017	0.040	○	13.4 ○ 32.0 ○
掛川市	自排掛川	住	0.018	0.044	○	(9.8) — (20.0) —
浜松市	国道152号線 (市役所前)	商	0.018	0.045	○	
	国道257号線 (伝馬町)	商	0.018	0.047	○	
	国道150号線 (相生公園)	商	0.018	0.041	○	

(注) 有効測定局は、年間測定時間が6,000時間(微小粒子状物質は250日)以上の測定局をいう。
測定局名、市町名は平成24年3月31日現在

III 有害大気汚染物質の状況

1 有害大気汚染物質の概況

(1) 調査概要

静岡県、静岡市及び浜松市は、大気汚染防止法第18条の23に基づき、有害大気汚染物質による大気汚染の状況を把握するため、優先取組物質22物質（ダイオキシン除く）のうち、環境基準の定められている4物質及び分析方法が確立している17物質の環境モニタリングを実施している。

平成23年度に実施した有害大気汚染物質の測定地点名、所在地、用途地域、区分及び実施機関は表III-1のとおりである。

表III-1 測定地点名、所在地、用途地域、区分及び実施機関

番号	測定地点名	所在地	用途地域	区分	実施機関
1	自排三島	三島市南田町288-1	住居	沿道	静岡県
2	富士市鷹岡小学校	富士市久沢2-3-1	住居	一般環境	静岡県
3	島田市役所	島田市中央町1-1	住居	一般環境	静岡県
4	磐田市役所	磐田市国府台3-1	住居	一般環境	静岡県
5	掛川市役所	掛川市長谷一丁目1-1	住居	一般環境	静岡県
6	袋井市役所	袋井市新屋一丁目1-1	住居	一般環境	静岡県
7	常磐公園	静岡市葵区常磐町3-1-1	商業	一般環境	静岡市
8	長田南中学校	静岡市駿河区みずほ3-9-1	住居	一般環境	静岡市
9	服織小学校	静岡市葵区羽鳥6-9-1	住居	一般環境	静岡市
10	清水三保第一小学校	静岡市清水区三保1069-1	住居	一般環境	静岡市
11	自排神明	静岡市清水区庵原町97-2	準工業	沿道	静岡市
12	元蒲原支所	静岡市清水区蒲原新田2-16-8	住居	一般環境	静岡市
13	北部（葵が丘小学校）	浜松市中区高丘東3-51-1	住居	一般環境	浜松市
14	R-257	浜松市中区伝馬町311-14	商業	沿道	浜松市

(注) 一般環境：固定発生源等の影響を受けない通常人が居住しうる地域

沿道：固定発生源の直接の影響を受けない通常人が居住しうる地域において、自動車からの排出が予想される有害大気汚染物質濃度が高くなるおそれのある地域

(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準

人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準としてベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについて環境基準が定められている。

各物質の環境基準は表III-2のとおりである。

表III－2 有害大気汚染物質に係る環境基準

物 質 名	環 境 基 準
ベンゼン	1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ ($3\mu\text{g}/\text{m}^3$) 以下
トリクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{ mg}/\text{m}^3$ ($200\mu\text{g}/\text{m}^3$) 以下
テトラクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{ mg}/\text{m}^3$ ($200\mu\text{g}/\text{m}^3$) 以下
ジクロロメタン	1年平均値が $0.15\text{ mg}/\text{m}^3$ ($150\mu\text{g}/\text{m}^3$) 以下

(3) 環境基準の達成状況

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについてはすべての測定地点で環境基準を達成した。

なお、詳細は次のとおりである。

ア ベンゼン

一般環境 11 測定地点、沿道 3 測定地点のすべてで環境基準を達成した。

一般環境 11 測定地点の平均値は $0.95\mu\text{g}/\text{m}^3$ (最小値 0.82 ～最大値 $1.0\mu\text{g}/\text{m}^3$) で、沿道 3 測定地点の平均値は $1.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ (最小値 1.0 ～最大値 $2.1\mu\text{g}/\text{m}^3$) であった。

イ トリクロロエチレン

一般環境 11 測定地点、沿道 3 測定地点のすべてで環境基準を達成した。

一般環境 11 測定地点の平均値は $0.16\mu\text{g}/\text{m}^3$ (最小値 0.073 ～最大値 $0.26\mu\text{g}/\text{m}^3$) で、沿道 3 測定地点の平均値は $0.14\mu\text{g}/\text{m}^3$ (最小値 0.12 ～最大値 $0.18\mu\text{g}/\text{m}^3$) であった。

ウ テトラクロロエチレン

一般環境 11 測定地点、沿道 3 測定地点のすべてで環境基準を達成した。

一般環境 11 測定地点の平均値は $0.15\mu\text{g}/\text{m}^3$ (最小値 0.089 ～最大値 $0.34\mu\text{g}/\text{m}^3$) で、沿道 3 測定地点の平均値は $0.10\mu\text{g}/\text{m}^3$ (最小値 0.082 ～最大値 $0.12\mu\text{g}/\text{m}^3$) であった。

エ ジクロロメタン

一般環境 11 測定地点、沿道 3 測定地点のすべてで環境基準を達成した。

一般環境 11 測定地点の平均値は $1.3\mu\text{g}/\text{m}^3$ (最小値 0.66 ～最大値 $3.4\mu\text{g}/\text{m}^3$) で、沿道 3 測定地点の平均値は $1.3\mu\text{g}/\text{m}^3$ (最小値 1.0 ～最大値 $1.7\mu\text{g}/\text{m}^3$) であった。

アクリロニトリル等 8 物質については環境指針値が定められているが、いずれも指針を達成した。

上記以外の他の物質では、基準等は設定されていないが、平成 22 年度の全国の調査結果と比較すると、その濃度範囲を超えることはなかった。

なお、平成 23 年度の有害大気汚染物質調査結果は表III－3 のとおりである。

表III-3 有害大気汚染物質調査結果（年平均値）

単位： $\mu\text{ g}/\text{m}^3$ (金属類及びベンゾ(a)ピレンは単位： ng/m^3)

測定地点名 調査対象物質	自排 三島	富士市 鷹岡小学校	島田 市役所	磐田 市役所	掛川 市役所	袋井 市役所	常磐 公園	長田南 中学校
ベンゼン	1.5	0.98	1.0	0.98	0.96	1.0	1.0	1.0
トリクロロ エチレン	0.18	0.26	0.16	0.13	0.12	0.14	0.18	0.21
テトラクロロ エチレン	0.12	0.17	0.12	0.13	0.11	0.13	0.20	0.10
ジクロロメタン	1.2	0.84	0.66	0.95	0.68	0.98	1.4	1.3
アクリロ ニトリル	0.076	0.10	0.046	0.082	0.056	0.085	0.36	0.25
塩化ビニル モノマー	0.022	0.016	0.017	0.015	0.015	0.018	0.021	0.018
クロロホルム	0.21	0.45	0.44	0.44	0.32	0.37	0.57	0.13
1,2-ジクロロ エタン	0.10	0.11	0.11	0.11	0.099	0.11	0.16	0.15
1,3-ブタジエン	0.11	0.070	0.073	0.078	0.080	0.086	0.10	0.11
トルエン	6.7	12	4.9	8.8	10	15	5.8	8.4
塩化メチル	1.2 ^B	1.2 ^B	1.2 ^B	1.2 ^B	1.1 ^B	1.2 ^B	1.3	1.3
アセトアル デヒド	-	2.0 ^C	1.8 ^D	-	-	-	2.1	1.6
ホルムアル デヒド	-	1.9 ^C	1.6 ^D	-	-	-	2.8	2.3
水銀及び その化合物	-	1.0 ^C	1.1	-	-	-	2.4	4.0
ニッケル化合物	-	2.0 ^C	1.7	-	-	-	-	2.2
ヒ素及び その化合物	-	0.084 ^C	0.36	-	-	-	-	0.73
ベリリウム及び その化合物	-	0.0055 ^C	0.0046	-	-	-	-	0.022
マンガン及び その化合物	-	3.1 ^C	3.5	-	-	-	-	17
クロム及び その化合物	-	0.96 ^C	1.1	-	-	-	-	2.9
ベンゾ(a) ピレン	-	0.096 ^C	0.15 ^D	-	-	-	-	0.15
酸化エチレン	-	0.055 ^C	0.063 ^D	-	-	-	-	0.059

(注) 測定回数(A:2回/年、B:3回/年、C:4回/年(富士市による測定)、D:4回/年、E:6回/年、F:10回/年、G:11回/年、無印:12回/年)

単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (金属類及びベンゾ(а)ピレンは単位: ng/m^3)

測定地点名 調査対象物質	服織 小学校	清水三保 第一小学校	元蒲原 支 所	自 排 神 明	北 部 (葵が丘小)	R-257	環境基準 環境指針	参考資料
ベンゼン	0.82	0.89	0.87	1.0	0.89 ^G	2.1 ^G	3	1.1 (0.50~2.8)
トリクロロ エチレン	0.13	0.14	0.19	0.12	0.073 ^G	0.12 ^G	200	0.44 (0.0081~10)
テトラクロロ エチレン	0.089	0.14	0.10	0.082	0.34 ^G	0.10 ^G	200	0.17 (0.0076~1.4)
ジクロロメタン	1.1	1.6	1.2	1.0	3.4 ^G	1.7 ^G	150	1.6 (0.28~16)
アクリロ ニトリル	0.24	0.17	0.16	0.26	0.059 ^G	0.10 ^G	2	0.073 (0.0075~1.3)
塩化ビニル モノマー	0.017	0.017	0.020	0.017	0.016 ^G	0.016 ^G	10	0.055 (0.0014~1.7)
クロロホルム	0.14	0.13	0.14	0.13	0.10 ^G	0.12 ^G	18	0.19 (0.0060~1.5)
1, 2-ジクロロ エタン	0.14	0.12	0.14	0.14	0.12 ^G	0.11 ^G	1.6	0.16 (0.0045~1.2)
1, 3-ブタジエン	0.055	0.084	0.064	0.17	0.046 ^G	0.32 ^G	2.5	0.14 (0.0052~1.6)
トルエン	3.8	5.4	5.3	7.1	5.1 ^F	12 ^F	-	8.7 (1.0~65)
塩化メチル	1.2	1.3	1.2	1.2	2.3 ^G	2.2 ^G	-	1.4 (1.1~3.1)
アセトアル デヒド	1.7	3.2	3.9	2.7	2.5 ^E	2.2 ^E	-	2.0 (0.53~5.2)
ホルムアル デヒド	2.3	5.0	3.9	2.8	2.3 ^E	3.0 ^E	-	2.4 (0.42~5.3)
水銀及び その化合物	1.6	2.1	2.2	2.0	2.0 ^A	2.0 ^A	40	2.0 (0.79~4.0)
ニッケル化合物	2.0	3.5	4.7	-	5.6 ^B	5.2 ^B	25	4.0 (0.48~21)
ヒ素及び その化合物	0.64	0.75	0.71	-	1.2 ^D	0.80 ^D	6	1.4 (0.16~38)
ベリリウム及び その化合物	0.022	0.041	0.012	-	0.027 ^D	0.017 ^D	-	0.030 (0.0022~0.62)
マンガン及び その化合物	17	19	8.9	-	23 ^D	15 ^D	-	25 (1.1~280)
クロム及び その化合物	2.8	3.2	2.6	-	5.4 ^D	8.7 ^D	-	5.6 (0.36~93)
ベンゾ(а) ピレン	0.15	0.21	0.85	-	0.091	0.11	-	0.21 (0.020~1.7)
酸化エチレン	0.051	0.078	0.056	-	0.012 ^D	0.021 ^D	-	0.088 (0.018~0.46)

(注) 参考資料 平成 22 年度地方公共団体等における有害大気汚染物質モニタリング調査結果について (平成 24 年 2 月 24 日環境省水・大気環境局大気環境課) : 平均値 (最小値~最大値)

2 PRTR 法対象化学物質の状況

(1) 調査概要

PRTR 法に基づく届出の大気への排出量が上位を占め、技術的に調査が可能な揮発性有機化合物 9 物質について、県内の 6 地点において大気環境モニタリング調査を行っている。

ア 調査期間及び頻度 平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月 12 回／年

イ 調査対象物質【括弧内は PRTR 法の政令番号（旧政令番号）】

エチルベンゼン【53(40)】 総キシレン【80(63)】 ジクロロベンゼン【181(140)】

ジクロロメタン【186(145)】 スチレン【240(177)】 テトラクロロエチレン【262(200)】

トリクロロエチレン【281(211)】 トルエン【300(227)】 ベンゼン【400(299)】

ウ 調査地点 自排三島（三島市）、鷹岡小学校（富士市）、島田市役所、磐田市役所、掛川市役所、袋井市役所の 6 地点

(2) 調査結果

調査結果を表III-4 に示す。

ア 大気環境濃度はトルエンが最も高く、ついでエチルベンゼン、総キシレン、ジクロロメタンの順に高かった。

イ 環境基準の設定されている、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンは、すべて基準値以下であった。

ウ トルエン濃度は、袋井市役所、鷹岡小学校、掛川市役所、磐田市役所の順で高かった。

表III-4 H23 年度の県内の PRTR 法対象化学物質大気環境モニタリング (単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物質名 (大気への届出排出量合計: トン/年)	自排三島	富士市 鷹岡小学校	島田 市役所	磐田 市役所	掛川 市役所	袋井 市役所	6 地点 平均
エチルベンゼン (749)	1.4 0.47～3.0	2.3 0.76～5.3	0.97 0.25～2.7	1.8 0.61～3.8	0.94 0.47～2.1	1.3 0.50～2.9	1.5
総キシレン (1,290)	2.4 1.1～4.1	2.4 1.1～4.6	1.5 0.59～2.5	2.5 1.2～4.6	1.5 0.74～3.4	2.0 0.97～4.5	2.0
ジクロロベンゼン (0.0)	0.62 0.011ND～1.5	0.55 0.050*～1.2	0.52 0.011ND～1.6	0.50 0.012ND～1.2	0.41 0.010ND～1.1	0.45 0.070～0.99	0.51
ジクロロメタン (959)	1.2 0.17～3.5	0.84 0.36～1.2	0.66 0.12*～1.8	0.95 0.28*～1.8	0.68 0.13*～2.0	0.98 0.16*～2.5	0.89
スチレン (207)	0.39 0.073～1.6	0.25 0.13～0.44	0.19 0.014ND～0.58	0.44 0.12～1.3	0.37 0.042*～0.82	0.54 0.099～1.3	0.36
テトラクロロエチレン (48)	0.12 0.011ND～0.29	0.17 0.079～0.40	0.12 0.028*～0.24	0.13 0.044～0.26	0.11 0.042～0.20	0.13 0.058～0.30	0.13
トリクロロエチレン (83)	0.18 0.044*～0.40	0.26 0.048*～0.54	0.16 0.034～0.36	0.13 0.0072ND～0.30	0.12 0.0061ND～0.34	0.14 0.0079ND～0.32	0.17
トルエン (5,325)	6.7 2.6～13	12 4.8～24	4.9 1.6～9.4	8.8 2.4～17	10 4.1～30	15 4.8～29	10
ベンゼン (21)	1.5 0.38～2.7	0.98 0.38～1.7	1.0 0.28～1.9	0.98 0.41～2.0	0.96 0.30～2.0	1.0 0.33～2.2	1.1

(注 1) 上段は年平均値、下段は濃度域を示した。年平均値は、定量下限未満の場合はその実測値を、検出下限値未満の場合は検出下限値の 1/2 を用いて計算した。表中の ND のついた数値は検出下限値の 1/2 を示し、*のついた数値は、検出下限値以上定量下限値未満の実測値を参考として示した。

(注 2) 大気への届出排出量合計は、平成 22 年度実績。

IV 酸性雨の状況

1 調査概要

県内における酸性雨の実態を把握するため、全降水のpH値等について調査を実施している。

雨は、汚染物質が含まれていない大気中でも、大気中に含まれている二酸化炭素が溶け込んで、pH 5.6程度の弱い酸性になる。さらに、産業活動や都市活動によって排出された大気汚染物質が加わってpH 5.6以下になった降水（雨、雪、霧）を酸性雨（雪、霧）と呼んでいる。

- (1) 調査期間 平成23年4月から平成24年3月まで
(2) 調査地点 静岡県環境衛生科学研究所（静岡市葵区北安東4丁目27-2）
(3) 測定機器 ① 酸性雨自動分析装置（電気化学計器㈱ DRM-200E型）
② 降雨時開放型採雨器及びイオンクロマトグラフ
(4) 測定項目 ① pH（ガラス電極法）、電気伝導度（電極法）、雨量（転倒ます方式）
② イオン成分分析 (SO_4^{2-} 、 NO_3^- 、 Cl^- 、 NH_4^+ 、 Na^+ 、 K^+ 、 Ca^{2+} 、 Mg^{2+})

2 調査結果

(1) pH値

平成23年度の月毎の平均pH値及び最低・最高pH値を表IV-1に、平成14年度から平成23年度までの10年間の年平均pH値、最低・最高pH値及び観測月を表IV-2に示した。

年平均pH値は、平成12年8月の三宅島火山噴火の影響を受けたと推測される平成13年度と平成14年度は4.3と低い値であったが、その後は緩やかに上昇している。平成23年度は5.1であり酸性化の傾向は見られなかった。

表IV-1 平成23年度の月平均pH値及び最低・最高pH値

月	月平均値	最低値	最高値	月	月平均値	最低値	最高値
4	5.0*	4.2*	5.8*	10	5.1	4.1	7.4
5	5.0	3.8	6.4	11	5.4	4.0	6.3
6	4.8	3.2	5.6	12	4.9	3.9	5.5
7	5.0	3.7	6.3	1	5.3	4.8	5.8
8	5.1	3.4	6.3	2	5.0	3.7	5.9
9	5.2	4.2	6.7	3	5.0	3.6	5.6

* 酸性雨自動分析装置の記録部の不具合により、4月の一部のデータが欠測。月平均値は降雨時開放型採雨器によるデータを使用し、最低値・最高値は欠測とした。

表IV-2 年平均pH値、最低・最高pH値及び観測月

年度	年平均値	最低値(月)	最高値(月)
平成14	4.3	3.1 (10)	5.4 (9, 10, 11)
15	4.5	3.3 (7)	6.5 (6)
16	4.5	3.2 (5)	5.7 (12)
17	4.4	3.2 (7)	7.8 (1)
18	4.7	3.3 (6)	7.3 (4)
19	4.9	3.4 (8)	7.0 (9)
20*	4.6*	3.7* (9)	5.9* (2)
21*	5.0*	3.5* (7, 9)	7.0* (8, 9)
22*	5.1*	3.8* (4, 6, 3)	6.6* (5)
23*	5.1*	3.2* (6)	7.4* (10)

* 平成20年度は、停電や記録部の不具合により欠測あり、収集できた1,483データで解析した。

平成21年度は、記録部の不具合により欠測あり、収集できた4,725データで解析した。

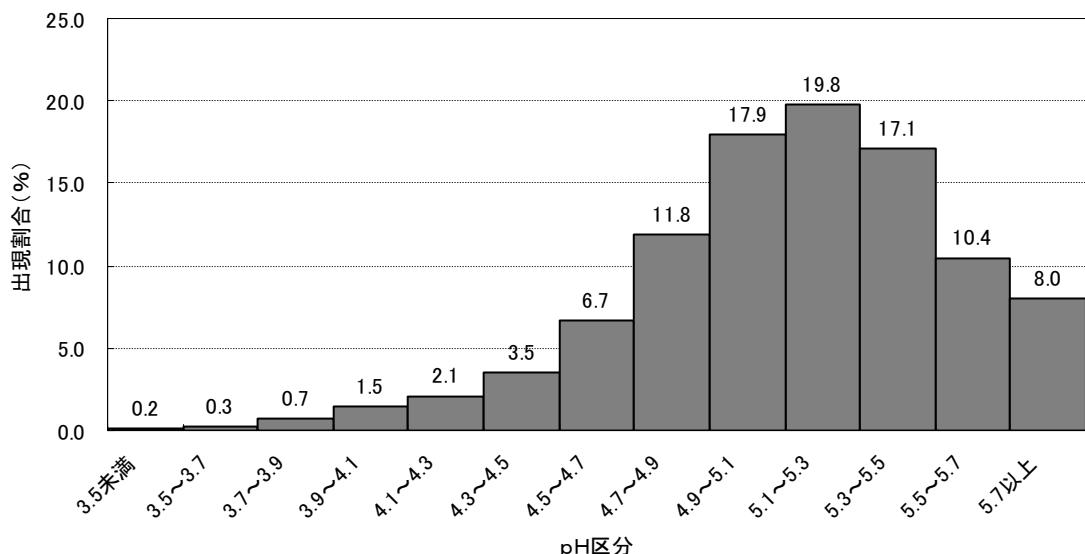
平成22年度は、記録部やpH計の故障により欠測あり、収集できた2,384データで解析した。

平成23年度は、記録部の不具合により欠測あり、収集できた5,366データで解析した。

(2) pH値の頻度分布

雨水のpH3.5未満から5.7以上までの13区分によるpH値の頻度分布は、図IV-1のとおりである（酸性雨自動分析装置による結果）。

酸性雨といわれるpH5.6以下の出現率は92.0%であった。また、急性被害を生ずる可能性が高いとされるpH3.5未満の降水の出現率は0.2%であった。



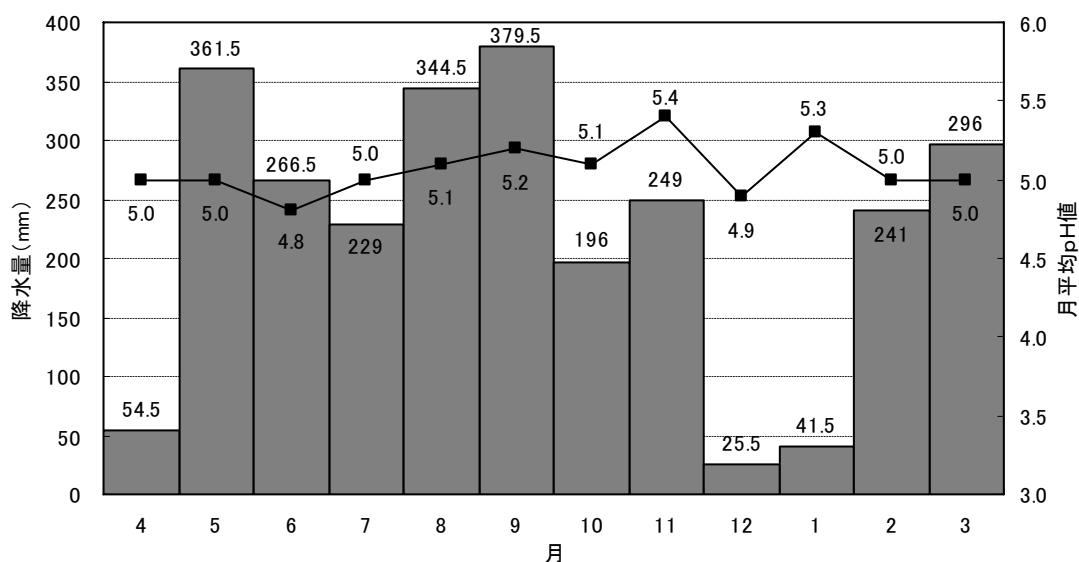
図IV-1 pH値の頻度分布

* pH区分の「3.5~3.7」は「3.5以上3.7未満」のことである。

* 平成23年度は4月に記録部の不具合によりデータの一部が収集できなかったため、データが収集できた5,366データの結果である。

(3) 降水量とpH値

平成23年度の月間降水量及び月平均pH値は、図IV-2のとおりである。



図IV-2 平成23年度の月間降水量と月平均pH値

* 平成23年度は4月に記録部の不具合によりデータの一部が収集できなかったため、4月の降水量、pH値は降雨時開放型採雨器によるデータを使用した。

(4) 電気伝導度

電気伝導度は雨水中のイオン総量の指標となる数値であり、値が大きいほど雨水中に溶けているイオン量が多いことを示している。

平成 23 年度の年平均値は $15.9 \mu\text{S}/\text{cm}$ であった。

なお、平成 23 年度の月毎の平均値及び最高値は、表IV－3 のとおりである。

表IV－3 平成 23 年度の電気伝導度 月平均値及び最高値 ($\mu\text{S}/\text{cm}$)

月	月平均値	最高値	月	月平均値	最高値
4	23*	135*	10	10	67
5	13	177	11	7	92
6	18	283	12	19	86
7	18	105	1	8	42
8	12	175	2	13	309
9	31	499	3	14	188

* 酸性雨自動分析装置の記録部の不具合によりデータの一部が収集できなかつたため、4月の月平均値及び最高値については酸性雨自動分析装置により収集できたデータを使用した。

(5) イオン成分濃度

雨水中のイオン成分濃度については、降雨時開放型採雨器により調査を実施した。平成 23 年度の測定結果は表IV－4 のとおりである。

また、平成 19 年度から平成 23 年度までのイオン成分濃度の年平均値は表IV－5 のとおりである。経年による変化については顕著な変化は見られず、例年とほぼ同様の値が観察されている。

表IV－4 平成 23 年度のイオン成分濃度 月平均値 ($\mu\text{mol}/\text{L}$)

月	SO_4^{2-}	NO_3^-	Cl^-	NH_4^+	Na^+	K^+	Ca^{2+}	Mg^{2+}
4	15.6	10.6	54.7	15.2	43.2	1.1	4.4	4.7
5	15.0	13.5	34.0	13.1	29.1	1.3	3.5	3.1
6	9.8	9.4	8.1	9.9	6.0	0.5	1.0	0.7
7	10.2	9.1	65.2	8.3	55.9	1.2	2.3	5.9
8	8.7	10.0	9.4	8.2	7.3	0.3	0.7	0.8
9	17.4	2.5	42.0	2.1	36.3	3.5	5.0	4.0
10	5.8	4.3	15.3	2.9	13.1	0.5	2.0	1.5
11	2.9	4.2	15.2	2.1	14.5	1.2	3.9	1.6
12	8.8	17.9	34.5	4.7	30.4	0.6	2.7	3.0
1	4.1	7.5	5.3	4.9	3.9	0.1	3.9	0.6
2	9.7	5.1	14.0	5.0	12.3	0.6	4.5	1.7
3	6.9	5.4	5.5	5.5	4.4	0.4	2.2	0.8

表IV－5 平成 19 年度から平成 23 年度までのイオン成分濃度 年平均値 ($\mu\text{mol}/\text{L}$)

年度	SO_4^{2-}	NO_3^-	Cl^-	NH_4^+	Na^+	K^+	Ca^{2+}	Mg^{2+}
19	16.5	19.9	24.6	15.9	19.3	1.0	5.0	2.7
20	14.5	15.6	24.0	10.4	18.2	0.6	5.7	2.4
21	11.7	13.8	42.3	8.3	33.0	1.0	4.4	3.9
22	7.5	8.9	20.1	8.7	15.9	0.7	2.6	1.9
23	10.6	7.5	25.8	7.0	21.9	1.2	3.0	2.5

V 水質汚濁の状況

1 公共用水域の水質汚濁の概要

(1) 公共用水域の監視

表V-1のとおり、県、国土交通省及び政令市（静岡市、浜松市、沼津市、富士市）が、水質汚濁防止法第16条に規定する公共用水域の水質測定計画に基づき、河川117点、湖沼5地点、海域58地点の計180地点において監視した。

表V-1 平成23年度水質測定計画地点総括表

番号	水 域 名	測 定 地 点 数	環 境 基 準 点	補 助 地 点	その他の	調査担当機関
1	伊豆水域（河川、湖沼）	11	6	3	2	静岡県
2	伊豆沿岸水域（海域）	11	11	—	—	静岡県、沼津市
3	鮎沢川水域（河川）	2	2	—	—	静岡県
4	狩野川水域（河川）	13	10	2	1	国土交通省、静岡県
5	田子の浦水域（河川）	13	4	2	7	静岡県、沼津市、富士市
6	富士川水域（河川、湖沼）	5	3	1	1	国土交通省、静岡県
7	奥駿河湾水域（河川）	10	4	1	5	静岡市、沼津市
8	奥駿河湾水域（海域）	18	18	—	—	静岡県、静岡市、沼津市、富士市
9	西駿河湾水域（海域）	11	11	—	—	静岡県、静岡市
10	静岡水域（河川）	6	5	—	1	国土交通省、静岡市
11	志太水域（河川）	8	6	1	1	静岡県
12	大井川水域（河川）	5	3	—	2	国土交通省、静岡県
13	榛南小笠水域（河川）	13	7	2	4	国土交通省、静岡県
14	太田川水域（河川）	10	7	2	1	静岡県
15	天竜川水域（河川、湖沼）	8	3	1	4	国土交通省、浜松市
16	馬込川水域（河川）	3	2	—	1	浜松市
17	浜名湖水域（河川、湖沼、海域）	26	12	6	8	静岡県、浜松市
18	梅田川水域（河川）	1	—	—	1	静岡県
19	遠州灘水域（海域）	6	6	—	—	静岡県、浜松市
合計	河 川	117	64	16	37	
	湖 沼	5	2	1	2	
	海 域	58	54	4	0	
	計	180	120	21	39	

(注) 1 環境基準点とは、水域における利水目的等を勘案して、その水域の水質汚濁状況が把握できる地点のこと。

2 補助地点とは、環境基準点を補完するため、比較的総延長の長い河川、水域面積の大き

い湖沼、海域について測定する地点のこと。

3 その他地点とは、次の地点のこと。

- ・今後、類型指定を行う必要があると考えられる水域について、基礎資料を得るために測定する地点。

- ・水質汚濁が進行するおそれのある水域について測定する地点。

各測定地点における測定項目は、人の健康の保護に関する環境基準に定める項目（以下「健康項目」という。）及び生活環境の保全に関する環境基準に定める項目（以下「生活環境項目」という。）等から水域の特色に応じて選定。生活環境項目の測定回数については、表V-2のとおりとした。

表V-2 測定回数（生活環境項目）

河 川	環境基準点 補助地点 その他地点	年4回～24回 年4回～24回 年4回～12回
湖 沼	環境基準点 補助地点 その他地点	年12回 年12回 年6回
海 域	環境基準点 補助地点	年4回～12回 年12回

(2) 環境基準

水質汚濁に係る環境基準には、表V-3に示す人の健康の保護に関する環境基準及び表V-4に示す生活環境の保全に関する環境基準の2つがある。

人の健康の保護に関する環境基準は、すべての公共用水域において同一の基準が適用される。生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域ごとに、利水目的に応じた類型を指定することにより適用される基準であり、本県では、河川については42河川に、湖沼については2湖沼に、海域については沿岸の全域に定めている。

また、佐久間ダム貯水池（図V-1-(1)）については全燐、浜名湖（図V-1-(2)）には全窒素及び全燐に係る基準を定めている。

表V-3 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基 準 値	項目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
P C B	検出されないこと	ベニゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふつ素	0.8mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表V-4において同じ。
- 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

表V-4 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川

a

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオ ン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるものの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるものの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるものの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるものの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用 水及びEの欄に掲げるものの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

(注) 1 基準値は、日間平均値とする。

2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

3 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

4 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用水
水産3級：コイ、フナ等、β一中腐水性水域の水産生物用

5 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの

6 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値
		全 亜 鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下

(注) 基準値は、年間平均値とする。

イ 湖沼（天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上であり、かつ水の滞留時間が 4 日間以上の人工湖）

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊 物質量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN ／100mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるものの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN ／100mL 以下
B	水産 3 級 工業用 1 級 農業用 水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

- (注) 1 基準値は、日間平均値とする。
 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 3 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 4 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 5 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 6 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 7 水産 1 級、2 級及び 3 級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
II	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及び III 以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
III	水道 3 級（特殊なものを）及び IV 以下の欄に掲げるものの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
IV	水産 2 種及び V の欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
V	水産 3 種 工業用 農業用 環境 水 水 水 全	1 mg/L 以下	0.1mg/L 以下

- (注) 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 3 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 4 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
 水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
 水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 6 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値
		全 亜 鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下

(注) 基準値は、年間平均値とする。

ウ 海域

a

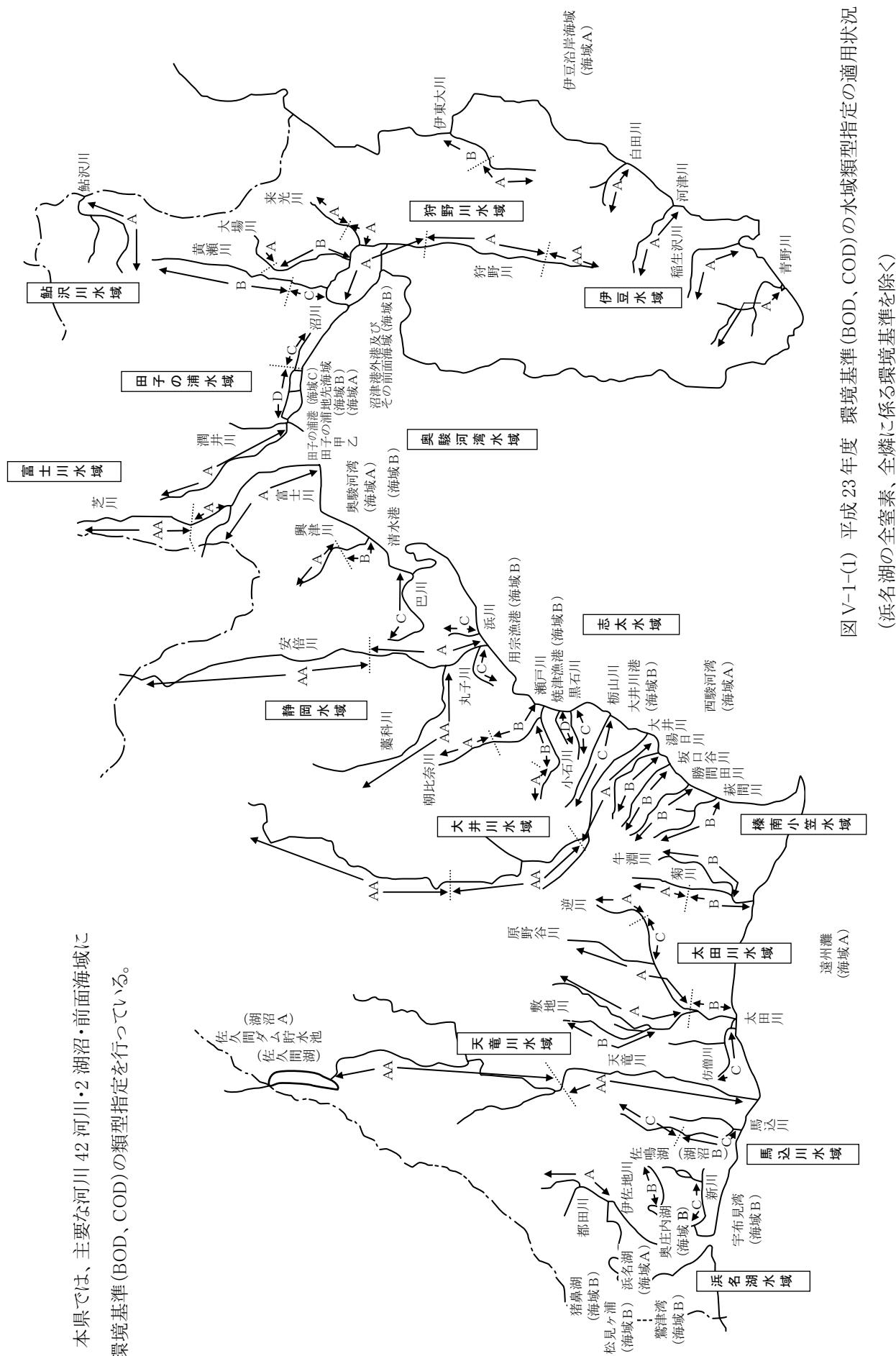
項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水 産 1 級 水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN ／100mL 以下	検出されないこと。
B	水 産 2 級 工業用水及びCの欄に掲げるものの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	環 境 保 全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

- (注) 1 基準値は、日間平均値とする。
 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 3 水 産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水 産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 4 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 5 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN／100mL 以下とする。

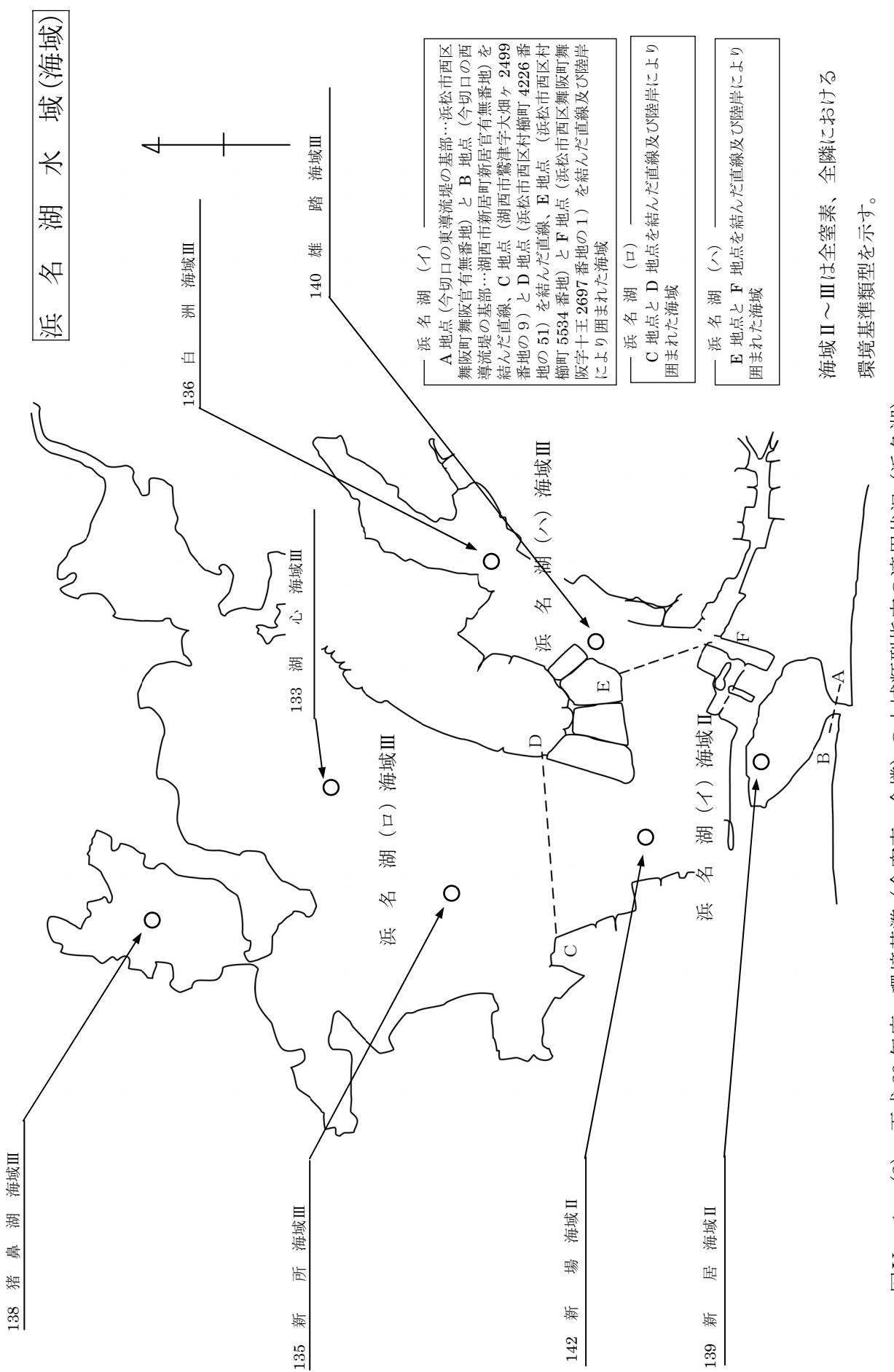
b

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水 产 1 種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水 产 3 種 工 業 用 水 生 物 生 息 環 境 保 全	1 mg/L 以下	0.09mg/L 以下

- (注) 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 3 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ安定して漁獲される。
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
 4 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度。



図V-1-(1) 平成23年度 環境基準(BOD、COD)の水域類型指定の適用状況
(浜名湖の全要素、全縦に係る環境基準を除く)



図V-1-(2) 平成23年度 環境基準(全要素・全隣)の水域類型指定の適用状況(浜名湖)

(3) 環境基準の達成状況

ア 健康項目

健康項目については、河川、湖沼及び海域の 135 地点（河川 103 地点、湖沼 5 地点、海域 27 地点）で測定した結果、全ての測定地点の全ての項目で環境基準を達成した。

表V－5 健康項目に関する環境基準達成状況

【河川】

項目	達成測定地点数／測定地点数	達成率 (%)	未達成測定地点
カドミウム	78/78	100	—
全シアン	73/73	100	—
鉛	83/83	100	—
六価クロム	72/72	100	—
砒素	79/79	100	—
総水銀	78/78	100	—
アルキル水銀	—	—	—
P C B	23/23	100	—
ジクロロメタン	99/99	100	—
四塩化炭素	99/99	100	—
1, 2-ジクロロエタン	99/99	100	—
1, 1-ジクロロエチレン	99/99	100	—
シス-1, 2-ジクロロエチレン	99/99	100	—
1, 1, 1-トリクロロエタン	100/100	100	—
1, 1, 2-トリクロロエタン	99/99	100	—
トリクロロエチレン	100/100	100	—
テトラクロロエチレン	99/99	100	—
1, 3-ジクロロプロパン	99/99	100	—
チウラム	98/98	100	—
シマジン	99/99	100	—
チオベンカルブ	99/99	100	—
ベンゼン	99/99	100	—
セレン	99/99	100	—
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	100/100	100	—
ふつ素	100/100	100	—
ほう素	94/94	100	—
1, 4-ジオキサン	83/83	100	—

(注) 1 環境基準の達成は、年間平均値で評価する。ただし、全シアンについては、最高値で評価する。

2 ほう素については 100 測定地点中、6 地点（稻生沢川新下田橋、塚田川せせらぎ橋、菊川国安橋、弁財天川末端、笠子川末端、釣橋川三代橋）で環境基準を超過したが、この地点は海水の影響を強く受けて環境基準を超過しているため、評価の対象から除外した。

【湖沼】

項目	達成測定地点数／測定地点数	達成率 (%)	未達成測定地点
カドミウム	3 / 3	100	—
全シアン	3 / 3	100	—
鉛	3 / 3	100	—
六価クロム	3 / 3	100	—
砒素	3 / 3	100	—
総水銀	3 / 3	100	—
アルキル水銀	—	—	—
P C B	2 / 2	100	—
ジクロロメタン	3 / 3	100	—
四塩化炭素	3 / 3	100	—
1, 2-ジクロロエタン	3 / 3	100	—
1, 1-ジクロロエチレン	3 / 3	100	—
シス-1, 2-ジクロロエチレン	3 / 3	100	—
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 / 3	100	—
1, 1, 2-トリクロロエタン	3 / 3	100	—
トリクロロエチレン	3 / 3	100	—
テトラクロロエチレン	3 / 3	100	—
1, 3-ジクロロプロパン	3 / 3	100	—
チウラム	3 / 3	100	—
シマジン	3 / 3	100	—
チオベンカルブ	3 / 3	100	—
ベンゼン	3 / 3	100	—
セレン	3 / 3	100	—
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	5 / 5	100	—
ふつ素	3 / 3	100	—
ほう素	3 / 3	100	—
1, 4-ジオキサン	2 / 2	100	—

(注) 環境基準の達成は、年間平均値で評価する。ただし、全シアンについては、最高値で評価する。

【海域】

項目	達成測定地点数／測定地点数	達成率 (%)	未達成測定地点
カドミウム	19 / 19	100	—
全シアン	8 / 8	100	—
鉛	19 / 19	100	—
六価クロム	19 / 19	100	—
砒素	19 / 19	100	—
総水銀	19 / 19	100	—
アルキル水銀	—	—	—
P C B	2 / 2	100	—
ジクロロメタン	19 / 19	100	—
四塩化炭素	19 / 19	100	—
1, 2-ジクロロエタン	19 / 19	100	—
1, 1-ジクロロエチレン	19 / 19	100	—
シス-1, 2-ジクロロエチレン	19 / 19	100	—

項目	達成測定地点数／測定地点数	達成率 (%)	未達成測定地点
1, 1, 1-トリクロロエタン	19 / 19	100	—
1, 1, 2-トリクロロエタン	19 / 19	100	—
トリクロロエチレン	19 / 19	100	—
テトラクロロエチレン	19 / 19	100	—
1, 3-ジクロロプロパン	19 / 19	100	—
チウラム	19 / 19	100	—
シマジン	19 / 19	100	—
チオベンカルブ	19 / 19	100	—
ベンゼン	19 / 19	100	—
セレン	19 / 19	100	—
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	27 / 27	100	—
ふつ素	—	—	—
ほう素	—	—	—
1, 4-ジオキサン	19 / 19	100	—

(注) 1 海域における環境基準の達成は、全層の年間平均値（浜名湖は上層と中層の平均値）で評価する。ただし、全シアンについては、最高値で評価する。

2 「ふつ素」及び「ほう素」は自然状態において海水に相当程度含まれていることから海域については、環境基準は適用されない。

イ 生活環境項目

生活環境の保全に関する項目のBOD、CODの環境基準の達成については、河川は64地点中、1地点(芝川横手沢橋)で達成せず、達成率は98%となった(平成22年度は98%)。

湖沼は、2地点(佐久間ダム貯水池ダムサイト、佐鳴湖出口拓希橋)のうち佐鳴湖出口拓希橋で達成しなかった(平成22年度は50%)。

海域は、54地点中、12地点(久能沖、石部沖、焼津漁港沖、柄山川沖、勝間田川沖、御前崎港中央、焼津漁港焼津地区港中央、焼津漁港小川地区港中央、大井川港港中央、浜名湖湖心、浜名湖新所、猪鼻湖)で達成せず、達成率は77%となった(平成22年度は92%)。

浜名湖における全窒素及び全燐の環境基準の達成については、全地点で達成し、達成率は全窒素、全燐とも100%となった(平成22年度は全窒素66%、全燐100%) (表V-6)。

また、佐久間ダム貯水池では全燐について22年度と同様達成した。

水生生物の保全に係る水質環境基準の全亜鉛は、類型の当てはめられている10河川(17水域)、1湖沼(1水域)全てで、環境基準を達成した。

(注) 環境基準の達成状況の評価について

環境基準類型指定水域の環境基準の達成は環境省が示している基準に則り判断する。BOD(河川)又はCOD(湖沼、海域)については75%値により、全亜鉛については年間平均値により行い、いずれも水域内の環境基準点において、その値が適合しているとき達成とした。

(75%値：年間n個の日間平均値を小さいものから並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目の数値)

また、佐久間ダム貯水池の全燐と浜名湖の全窒素及び全燐に係る環境基準については、表層(上層)の年間平均値を水域内の全ての環境基準点について平均した値が適合しているとき、達成とした。

表V-6 生活環境の保全に関する環境基準達成状況

河 川 (BOD)

(測定地点数は環境基準点の数)

水域類型	23年度			22年度
	達成測定地点数	達成測定地点	未達成測定地点	達成測定地点数
	測定地点数			測定地点数
AA 1 mg/L 以下	7 / 8	狩野川 瑞祥橋 安倍川 曙橋 大井川 下泉橋 等	芝川横手沢橋	7 / 8
A 2 mg/L 以下	27 / 27	富士川 富士川橋 安倍川 安倍川橋 太田川 二瀬橋 等	—	27 / 27
B 3 mg/L 以下	14 / 14	黄瀬川 あゆの瀬 興津川 浦安橋 菊川 国安橋 等	—	14 / 14
C 5 mg/L 以下	13 / 13	黄瀬川 黄瀬川橋 沼川 井出六橋 馬込川 茄子橋 等		13 / 13
D 8 mg/L 以下	2 / 2	沼川 沼川新橋 小石川 八雲橋	—	2 / 2
E 10 mg/L 以下	—	—	—	—
合 計	63 / 64	63	1	63 / 64
達成率	98%	—	—	98%

湖 沼 (COD)

(測定地点数は環境基準点の数)

水域類型	23年度			22年度
	達成測定地点数	達成測定地点	未達成測定地点	達成測定地点数
	測定地点数			測定地点数
A 3 mg/L 以下	1 / 1	佐久間ダム貯水池 ダムサイト	—	1 / 1
B 5 mg/L 以下	0 / 1	—	佐鳴湖出口拓希橋	0 / 1
合計	1 / 2	1	1	1 / 2
達成率	50%	—	—	50%

海 域 (C O D)

(測定地点数は環境基準点の数)

水域類型	23 年度			22 年度
	達成測定地点数	達成測定地点	未達成測定地点	達成測定地点数
	測定地点数			測定地点数
A 2 mg/L 以下	29 / 37	伊豆沿岸水域(11) 奥駿河湾水域(10) 西駿河湾水域(1) 浜名湖水域(1) 遠州灘水域(6)	久能沖 石部沖 焼津漁港沖 栎山川沖 勝間田川沖 御前崎港中央 浜名湖湖心 浜名湖新所	34 / 37
B 3 mg/L 以下	10 / 14	奥駿河湾水域(5) 西駿河湾水域(1) 浜名湖水域(4)	焼津漁港焼津地区港中央 焼津漁港小川地区港中央 大井川漁港中央 猪鼻湖	13 / 14
C 8 mg/L 以下	3 / 3	奥駿河湾水域(3)	—	3 / 3
合 計	42 / 54	42	12	50 / 54
達成率	77%	—	—	92%

(注) 浜名湖では表層(0.5m)と中層又は下層(2m)2測点の平均値の75%値で評価する。

湖 沼 (全燐)

(測定地点数は環境基準点の数)

水域類型	23 年度			22 年度
	達成測定水域数	達成測定地点	未達成測定地点	達成測定水域数
	測定水域数			測定水域数
IV	1 / 1	佐久間ダム貯水池 ダムサイト	—	1 / 1
達成率	100%	—	—	100%

(注) 湖沼における全窒素及び全燐の環境基準の達成状況は、環境基準点において表層(上層)の年間平均値が類型の環境基準に適合している場合に環境基準を達成しているものとする。

海 域 (全窒素、全燐)

(測定地点数は環境基準点の数)

水域類型	23 年度			22 年度
	達成測定水域数	達成測定水域	未達成測定水域	達成測定水域数
	測定水域数			測定水域数
II	1 / 1	浜名湖(イ)	—	1 / 1
III	2 / 2	浜名湖(ロ)(ハ)	—	1 / 2
合計	3 / 3	3	0	2 / 3
達成率	100%	—	—	66%

(注) 1 浜名湖(イ)とは、A地点(今切口の東導流堤の基部…浜松市西区舞阪町舞阪官有無番地)とB地点(今切口の西導流堤の基部…湖西市新居町新居官有無番地)を結んだ直線、C地点(湖西市鷺津字大畑ヶ2499番地の9)とD地点(浜松市西区村櫛町4226番地の51)を結んだ直線、E地点(浜松市西区村櫛町5534番地)とF地点(浜松市西区舞阪町舞阪字十王2697番地の1)を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域。

2 浜名湖(ロ)とは、C地点とD地点を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域。

3 浜名湖(ハ)とは、E地点とF地点を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域。

4 海域における全窒素及び全燐の環境基準の達成状況は環境基準点において、表層(上層)

の年間平均値が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、環境基準を達成しているものと評価する。複数の環境基準点が存在する水域は各環境基準点の表層（上層）の年間平均値を平均した値で評価する。

河 川（全亜鉛）

水域類型	23年度			22年度
	達成測定地点数	達成測定地点	未達成測定地点	達成測定地点数
				測定地点数
生物A	7／7	狩野川 瑞祥橋 天竜川 鹿島橋等	—	1／1
生物特A	—	—	—	—
生物B	10／10	黄瀬川 黄瀬川橋 富士川富士川橋等	—	2／2
生物特B	—	—	—	—
合計	17／17	17	0	3／3
達成率	100%	—	—	100%

湖 沼（全亜鉛）

水域類型	23年度			22年度
	達成測定地点数	達成測定地点	未達成測定地点	達成測定地点数
				測定地点数
生物A	1／1	佐久間ダム貯水池ダムサイト	—	1／1
生物特A	—	—	—	—
生物B	—	—	—	—
生物特B	—	—	—	—
合計	1／1	1	0	1／1
達成率	100%	—	—	100%

(4) 水質の現況と推移

ア 水質の現況

(ア) 河川

A A～Dの環境基準類型を設定している河川（42 河川、64 地点）のうち、水浴に適し、アマゴやイワナ等の水産物の生息に適する水質のBOD 2 mg/L 以下（A類型相当：75%値で評価）の測定地点（環境基準点）は 55 地点で、全体の 85% を占めた。

アユ等の生息に適する水質であるBOD 3 mg/L 以下（B類型相当：75%値で評価）の測定地点は、61 地点で、全体の 95% を占めた。（表V－7－(1)）

(イ) 湖沼

A、B の環境基準類型を設定している湖沼（2 湖沼、2 地点）のうち、佐久間ダム貯水池ダムサイトではアユ等の水産物の生息に適する水質のCOD 3 mg/L 以下（A類型

相当：75%値で評価) を示した。佐鳴湖出口拓希橋では依然としてCOD値が高いが、昨年の9.1mg/Lから7.9mg/L(75%値)へと1.2mg/L水質が改善された。(表V-7-(3))

また、全燐の環境基準が定められている佐久間ダム貯水池では環境基準を達成した。

(表V-7-(4))

(ウ) 海域

A～Cの環境基準類型を設定している海域(54地点)のうち、水浴に適し、マダイ、ブリ等の水産物の生息に適する水質のCOD 2mg/L以下(A類型相当：75%値で評価)を示した測定地点は、36地点で全体の66%を占めた。また、前年よりCOD値が高くなった地点は24地点あり、全体の41%であった。特に西駿河湾水域では11地点全てで、前年より高くなかった(表V-7-(6))

全窒素、全燐の環境基準が定められている浜名湖では、全水域で全窒素と全燐の環境基準を達成した。(表V-7-(7))

表V-7-(1) 河川の測定地点(環境基準点)の水質汚濁状況(BOD: mg/L)

水域名	河川名	測定地点	環境基準類型	7.5%値	年度平均値	日間平均値の範囲
伊豆	伊東大川	八代田橋	河川A	1.5	1.1	<0.5～1.9
		渚橋	河川B	1.5	1.3	0.5～2.6
	河津川	館橋	河川A	1.2	0.9	0.5～1.6
	稻生沢川	新下田橋	河川A	1.2	1.0	0.5～1.8
	青野川	加畑橋	河川A	1.1	1.0	<0.5～1.6
	白田川	しらなみ橋	河川A	1.0	0.9	<0.5～2.3
鮎沢川	鮎沢川	県境	河川A	1.2	1.1	<0.5～2.0
		竹の下えん堤	河川A	1.4	1.1	<0.5～1.8
狩野川	狩野川	瑞祥橋	河川AA	0.8	0.8	<0.5～1.3
		大仁橋	河川A	<0.5	0.5	<0.5～0.9
		徳倉橋	河川A	0.8	0.8	<0.5～1.3
		黒瀬橋	河川A	1.0	0.8	<0.5～1.6
	来光川	大土肥橋	河川A	1.2	1.1	<0.5～1.6
		蛇ヶ橋	河川A	0.9	0.8	<0.5～1.7
	大場川	出逢橋	河川A	1.2	1.1	<0.5～1.7
		塚本橋	河川B	1.5	1.3	<0.5～2.2
	黄瀬川	あゆつぼの滝	河川B	1.4	1.1	<0.5～1.7
		黄瀬川橋	河川C	1.7	1.3	0.5～2.1
田子の浦	潤井川	くすのき橋	河川A	1.3	1.0	<0.5～1.4
		前田橋	河川A	1.1	1.0	<0.5～1.5
	沼川	井出六橋	河川C	2.4	1.9	0.6～3.6
		沼川新橋	河川D	2.8	2.9	1.4～10
富士川	富士川	富士川橋	河川A	1.0	0.8	<0.5～1.6
	芝川	横手沢橋	河川AA	1.3*	1.1	<0.5～1.6
		芝富橋	河川A	1.1	0.8	<0.5～1.3
奥駿河川湾	巴川	区境巴川橋	河川C	1.7	1.4	0.6～1.9
		港橋	河川C	1.4	1.2	<0.5～2.1
	興津川	八幡橋	河川A	0.6	0.6	<0.5～0.7
		浦安橋	河川B	0.7	0.7	<0.5～1.3

水域名	河川名	測定地点	環境基準類型	75%値	年度平均値	日間平均値の範囲
静岡	安倍川	曙橋	河川AA	<0.5	0.6	<0.5~0.9
		安倍川橋	河川A	0.6	0.6	<0.5~1.0
	藁科川	牧ヶ谷橋	河川AA	0.7	0.7	<0.5~1.6
	浜川	浜川新橋	河川C	1.5	1.5	0.8~3.1
	丸子川	ぺったん橋	河川C	1.3	1.2	0.5~2.3
志太	瀬戸川	勝草橋	河川A	0.7	0.7	<0.5~1.6
		当目大橋	河川B	1.2	1.0	0.6~1.7
	朝比奈川	新横内橋	河川A	1.0	0.8	<0.5~1.8
	小石川	八雲橋	河川D	3.2	2.6	1.3~3.9
	黒石川	黒石橋	河川C	3.5	2.4	0.9~4.0
大井川	大井川	一色大橋	河川C	2.3	2.0	0.7~3.6
		下泉橋	河川AA	0.6	0.6	<0.5~1.3
		神座	河川AA	0.6	0.6	<0.5~0.8
榛南小笠	菊川	富士見橋	河川A	1.1	0.8	<0.5~1.3
		高田橋	河川A	1.6	1.2	<0.5~1.9
	牛淵川	国安橋	河川B	1.3	0.9	<0.5~1.5
		鹿島橋	河川B	1.6	1.5	<0.5~3.3
	萩間川	湊橋	河川B	1.4	1.3	0.6~2.5
		湯日川	岩留橋	河川B	1.7	1.8
	坂口谷川	寄子橋	河川B	2.2	1.9	1.0~2.9
		勝間田川	港橋	河川B	1.4	1.3
太田川	太田川	二瀬(西)橋	河川A	1.1	1.0	<0.5~1.9
		豊浜橋	河川B	1.2	1.7	0.5~8.8
	原野谷川	二瀬(東)橋	河川A	1.4	1.3	0.6~3.0
		仿僧川	東橋	河川C	1.7	1.5
	敷地川	向笠2号橋	河川B	1.5	1.4	0.7~3.7
		鞍下橋	河川A	1.2	1.0	<0.5~1.9
	逆川	曙橋	河川C	2.3	2.1	1.1~3.1
天竜川	天竜川	鹿島橋	河川AA	0.6	0.6	<0.5~1.2
		掛塚橋	河川AA	0.7	0.7	<0.5~1.2
馬込川	馬込川	茄子橋	河川C	1.3	1.1	<0.5~1.9
		白羽橋	河川C	1.4	1.3	0.6~2.6
浜名湖	都田川	落合橋	河川A	1.2	1.2	<0.5~2.5
		伊佐地川	中之谷橋	河川B	2.1	1.9
	新川	志都呂橋	河川C	4.5	3.3	1.5~5.5

* 基準超過値

表V-7-(2) 河川の環境基準点(測定地点)の水質状況(全亜鉛:mg/L)

水域名	河川名	測定地点	環境基準類型	年度平均値	日間平均値の範囲
伊豆	河津川	館橋	河川生物A	0.003	0.002~0.003
	稻生沢川	新下田橋	河川生物B	0.003	0.003~0.003
	青野川	加畠橋	河川生物B	0.009	0.006~0.011
狩野川	狩野川	瑞祥橋	河川生物A	0.003	0.002~0.003
		大仁橋	河川生物A	0.008	0.001~0.012
		徳倉橋	河川生物B	0.009	0.002~0.023
		黒瀬橋	河川生物B	0.010	0.003~0.017
	黄瀬川	あゆつぼの滝	河川生物B	0.005	0.004~0.006

水域名	河川名	測定地点	環境基準類型	年度平均値	日間平均値の範囲
狩野川	黄瀬川	黄瀬川橋	河川生物B	0.012	0.007～0.019
	大場川	出逢橋	河川生物A	0.004	0.003～0.004
		塚本橋	河川生物B	0.012	0.008～0.020
	来光川	大土肥橋	河川生物A	0.003	0.002～0.004
		蛇ヶ橋	河川生物B	0.007	0.002～0.012
富士川	富士川	富士川橋	河川生物B	0.010	0.001～0.034
奥駿河湾	興津川	八幡橋	河川生物A	0.005	0.002～0.010
		浦安橋	河川生物B	0.007	0.004～0.010
天竜川	天竜川	鹿島橋	河川生物A	0.005	0.003～0.010
		掛塚橋	河川生物B	0.006	0.002～0.015

表V-7-(3) 湖沼の環境基準点(測定地点)の水質汚濁状況(COD: mg/L)

水域名	湖沼名	測定地点	環境基準類型	75%値	年度平均値	日間平均値の範囲
天竜川	佐久間ダム貯水池	ダムサイト	湖沼A	2.5	2.1	1.0～3.6
浜名湖	佐鳴湖	出口拓希橋	湖沼B	7.9	7.0	5.4～10

表V-7-(4) 湖沼の水質汚濁状況(全燐: mg/L)

湖沼名	環境基準類型	年度平均値	環境基準	測定地點	
		全燐			
佐久間ダム貯水池	IV	0.045	全燐 0.05	佐久間ダム貯水池ダムサイト	

表V-7-(5) 湖沼の環境基準点(測定地点)の水質状況(全亜鉛: mg/L)

水域名	湖沼名	測定地点	環境基準類型	年度平均値	日間平均値の範囲
天竜川	佐久間ダム貯水池	ダムサイト	湖沼生物A	0.007	0.002～0.031

表V-7-(6) 海域の環境基準点(測定地点)の水質汚濁状況(COD: mg/L)

水域名	測定地點	環境基準類型	75%値	年度平均値	日間平均値の範囲
伊豆沿岸	神奈川県境沖	海域A	1.4	1.4	1.2～1.7
	熱海港港中央	海域A	1.6	1.6	1.5～1.6
	網代漁港港中央	海域A	1.7	1.6	1.4～1.9
	網代漁港沖	海域A	1.7	1.6	1.3～1.9
	伊東港港中央	海域A	1.7	1.7	1.6～1.9
	稻取漁港港中央	海域A	1.3	1.3	1.2～1.5
	下田港港中央	海域A	1.6	1.5	1.2～1.6
	妻良漁港港中央	海域A	1.7	1.5	1.0～1.9
	松崎港港中央	海域A	1.5	1.5	1.4～1.6
	土肥港港中央	海域A	1.6	1.6	1.3～1.8
奥駿河湾	戸田漁港港中央	海域A	1.8	1.7	1.5～1.8
	江尻埠頭沖	海域B	2.7	2.6	2.2～3.0
	富士川沖	海域A	0.7	0.7	<0.5～0.8
	由比川沖	海域A	0.9	0.9	<0.5～1.6
	三保・大瀬崎中間点(I.B.P)	海域A	0.6	0.6	<0.5～0.9
	C水域 田子の浦港(1)	海域C	3.2	2.9	2.0～3.4
	C水域 田子の浦港(2)	海域C	2.7	2.5	1.5～4.0
	C水域 田子の浦港(3)	海域C	1.2	1.2	0.7～1.8
	B水域 田子の浦地先(1)	海域B	1.5	1.4	0.8～3.1

水域名	測定地点	環境基準類型	75%値	年度平均値	日間平均値の範囲
奥駿河湾	B水域 田子の浦地先(2)	海域B	1.4	1.2	0.7~1.9
	B水域 田子の浦地先(3)	海域B	1.0	0.9	0.6~1.3
	A水域 田子の浦地先(1)	海域A	1.4	1.2	0.8~1.8
	A水域 田子の浦地先(2)	海域A	1.4	1.1	0.6~1.6
	A水域 田子の浦地先(3)	海域A	1.0	1.0	0.6~1.7
	田子の浦沖	海域A	<0.5	0.5	<0.5~0.6
	原町沖	海域A	0.7	0.7	<0.5~0.9
	志下沖	海域A	0.6	0.6	<0.5~0.8
	狩野川河口沖	海域A	0.5	0.5	<0.5~0.6
西駿河湾	沼津新港前面海域	海域B	1.9	1.8	1.4~2.3
	久能沖	海域A	2.2*	1.7	0.9~2.4
	高松沖	海域A	2.0	1.7	0.7~2.6
	石部沖	海域A	2.3*	2.0	1.4~2.4
	焼津漁港沖	海域A	2.5*	2.4	2.1~2.7
	栃山川沖	海域A	2.4*	2.4	1.9~2.8
	用宗漁港港中央	海域B	1.9	1.9	1.4~2.4
	焼津漁港焼津地区港中央	海域B	4.2*	4.2	2.4~7.1
	焼津漁港小川地区港中央	海域B	3.4*	3.1	2.4~3.7
	大井川港港中央	海域B	3.1*	2.9	2.4~3.2
浜名湖	勝間田川沖	海域A	2.5*	2.3	1.8~2.7
	御前崎港港中央	海域A	2.5*	2.6	2.1~3.4
	塩田	海域B	1.5	1.5	1.1~2.2
	湖心	海域A	2.4*	2.2	1.5~3.5
	鷺津	海域B	2.5	2.3	1.5~3.5
	新所	海域A	2.7*	2.3	1.5~3.2
	白洲	海域B	2.5	2.1	1.3~2.8
	猪鼻湖	海域B	3.5*	2.9	1.7~4.4
遠州灘	新居	海域A	1.6	1.5	1.2~2.2
	松見ヶ浦	海域B	2.7	2.4	1.6~3.6
	新野川沖	海域A	0.9	0.8	0.7~1.0
	菊川沖	海域A	0.9	0.9	0.8~1.1
	太田川沖	海域A	0.9	0.8	0.5~1.0
	馬込川沖	海域A	0.7	0.7	0.5~1.0
愛知県境	浜名湖沖	海域A	1.0	0.9	0.6~1.2
	愛知県境沖	海域A	1.0	1.0	0.7~1.4

* 基準超過値

表V-7-(7) 海域の水質汚濁状況(全窒素、全燐)

水域名	環境基準類型	年度平均値 mg/L		環境基準 mg/L	測定地點
		全窒素	全燐		
浜名湖(イ)	海域II	0.20	0.017	全窒素 0.3	新居、新場
				全燐 0.03	
浜名湖(ロ)	海域III	0.48	0.022	全窒素 0.6	湖心、新所、猪鼻湖
				全燐 0.05	
浜名湖(ハ)	海域III	0.58	0.031	全窒素 0.6	白州、雄踏
				全燐 0.05	

(注) 浜名湖における全窒素と全燐の年度平均値は各測定地点表層(上層)の年平均を平均した値

イ 水質の推移

(ア) 環境基準の達成率の推移

昭和 40 年代後半が水質汚濁のピークであった。昭和 60 年度から平成 14 年度までは 90% 程度、平成 15 年度から平成 22 年度までは 95% 前後で推移していたが、平成 23 年度は 90% 以下に低下した。(表 V-8)

表 V-8 環境基準 (BOD 又は COD) 達成率の経年変化

年 度	河川 (%)	海域 (%)	湖沼 (%)	全 体 (%)
S 46	42(5/12)	—	—	42(5/12)
S 48	53(19/36)	80(20/25)	0(0/1)	64(39/61)
S 50	73(31/42)	98(50/51)	0(0/1)	86 (81/94)
S 52	78(36/46)	94(51/54)	0(0/1)	86 (87/101)
S 54	78(36/46)	92(50/54)	0(0/1)	85 (86/101)
S 56	73(34/46)	96(52/54)	0(0/1)	85 (86/101)
S 58	76(35/46)	94(51/54)	0(0/1)	85 (86/101)
S 60	82(38/46)	98(53/54)	0(0/1)	90 (91/101)
S 62	80(37/46)	92(50/54)	0(0/1)	86 (87/101)
H 元	90(45/50)	96(52/54)	0(0/1)	92 (97/105)
H 3	89(51/57)	88(48/54)	0(0/1)	88 (99/112)
H 5	88(53/60)	88(48/54)	0(0/1)	87(101/115)
H 7	77(49/63)	100(54/54)	0(0/1)	87(103/118)
H 8	84(53/63)	98(53/54)	0(0/1)	89(106/118)
H 9	87(56/64)	87(47/54)	0(0/1)	86(103/119)
H 10	92(59/64)	87(47/54)	0(0/1)	89(106/119)
H 11	92(59/64)	92(50/54)	0(0/1)	91(109/119)
H 12	90(58/64)	96(52/54)	0(0/1)	92(110/119)
H 13	89(57/64)	100(54/54)	0(0/1)	93(111/119)
H 14	87(56/64)	98(53/54)	0(0/1)	91(109/119)
H 15	93(60/64)	100(54/54)	0(0/1)	95(114/119)
H 16	96(63/65)	100(54/54)	50(1/2)	97(118/121)
H 17	95(62/65)	100(54/54)	0(0/2)	95(116/121)
H 18	95(61/64)	96(52/54)	0(0/2)	94(113/120)
H 19	96(62/64)	98(53/54)	50(1/2)	96(116/120)
H 20	98(63/64)	96(52/54)	50(1/2)	96(116/120)
H 21	98(63/64)	94(51/54)	50(1/2)	95(115/120)
H 22	98(63/64)	92(50/54)	50(1/2)	95(114/120)
H 23	98(63/64)	77(42/54)	50(1/2)	88(106/120)

注) () 内は、達成地点／環境基準点を示す

(イ) 水質の経年変化

主な河川の環境基準点におけるBODの年度平均値は、表V-9に示したとおり昭和50年代に比べて数値が下がっており、全体的に水質の改善が見られる。特に巴川、馬込川、新川、小石川において水質の改善が進んでいる。

表V-9 主な河川の環境基準点におけるBODの年度平均値の経年変化

測定地点	調査年度									
	S50	S60	H7	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
安倍川 曙橋(AA)	0.7	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	0.5	0.5	<0.5	<0.5	0.6
大井川 下泉橋(AA)	0.9	0.6	0.7	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6
天竜川 鹿島橋(AA)	0.8	0.7	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	<0.5	<0.5	0.6
狩野川 大仁橋(A)	1.2	1.3	1.6	0.6	0.5	0.6	0.5	0.7	0.8	0.5
菊川 高田橋(A)	2.1	2.1	1.7	1.3	0.9	1.0	1.0	1.0	0.9	1.2
太田川 二瀬橋(A)	1.6	1.4	1.5	1.0	0.8	0.9	0.7	0.8	0.8	1.0
黄瀬川 あゆつぼの滝(B)	1.6	2.2	2.6	1.7	1.5	1.3	1.2	1.2	1.2	1.1
興津川 浦安橋(B)	3.2	2.5	3.0	1.0	0.8	2.8	1.1	0.7	1.3	0.7
瀬戸川 当目大橋(B)	4.6	2.6	1.9	1.3	0.9	0.9	1.0	0.8	0.9	1.0
巴川 区境巴川橋(C)	8.7	7.7	8.2	4.6	3.9	3.6	1.8	1.5	1.3	1.4
馬込川 白羽橋(C)	11	4.1	2.8	2.4	2.2	1.8	1.4	1.2	1.1	1.3
新川 志都呂橋(C)	8.3	9.5	7.0	5.0	5.3	4.3	4.5	3.2	4.0	3.3
大場川 塚本橋(B)	4.7	5.0	5.7	2.0	1.9	1.5	1.4	1.4	1.2	1.3
沼川 沼川新橋(D)	5.3	5.4	5.9	3.5	4.3	2.7	2.1	2.4	3.0	2.9
小石川 八雲橋(D)	15	13	5.7	4.2	3.3	4.1	3.6	2.7	1.8	2.6

(注) () 内はH23年度における環境基準類型

ウ 水質ランキング

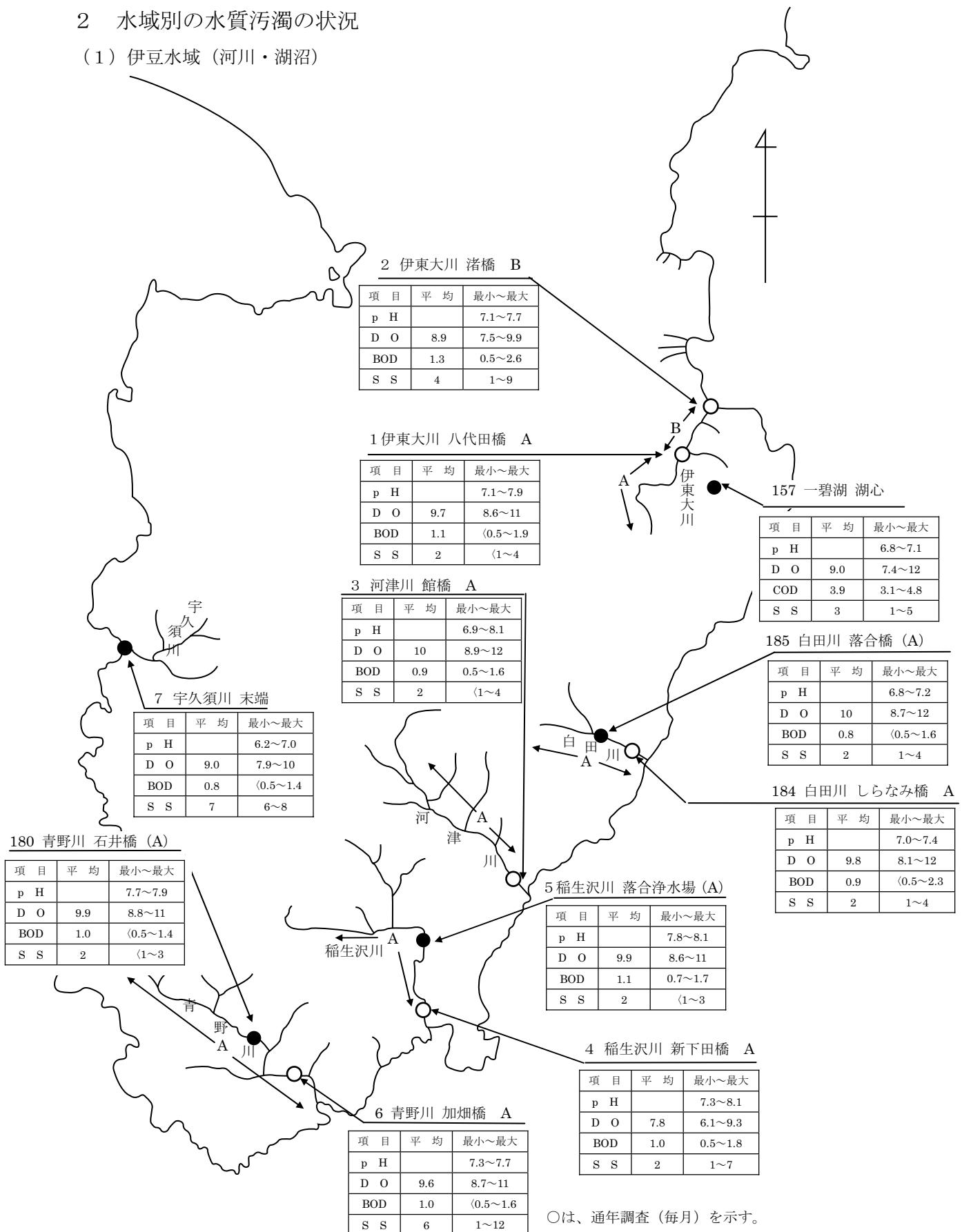
環境基準点における水質のランキングは、表V-10のとおりである。BODの年度平均値は全体的に平成22年度より高くなる傾向だった。平成22年度は<0.5mg/Lの測定地点(環境基準点)が5地点観測されたが、23年は皆無であった。また、1.0mg/L以下の水質が良好な測定地点は、前年度に比べ1地点減少した。

表V-10 河川の環境基準点の水質ランキング (BOD: 年度平均値)

	河 川 名	測 定 地 点	平 成 23 年 度		平 成 22 年 度	
			ランク	水 質 (BOD mg/L)	ランク	水 質 (BOD mg/L)
1	狩 野 川	大 仁 橋	1	0.5	13	0.8
2	興 津 川	八 輜 橋	2	0.6	9	0.6
3	安 倍 川	曙 橋	2	0.6	1	<0.5
4	安 倍 川	安 倍 川 橋	2	0.6	1	<0.5
5	大 井 川	下 泉 橋	2	0.6	6	0.5
6	大 井 川	神 座	2	0.6	1	<0.5
7	天 竜 川	鹿 島 橋	2	0.6	1	<0.5
8	興 津 川	浦 安 橋	8	0.7	51	1.3
9	藁 科 川	牧 ケ 谷 橋	8	0.7	1	<0.5
10	瀬 戸 川	勝 草 橋	8	0.7	6	0.5
11	天 竜 川	掛 塚 橋	8	0.7	6	0.5
12	狩 野 川	瑞 祥 橋	12	0.8	13	0.8
13	狩 野 川	徳 倉 橋	12	0.8	13	0.8
14	狩 野 川	黒 瀬 橋	12	0.8	13	0.8
15	来 光 川	蛇 ケ 橋	12	0.8	25	1.0
16	富 士 川	富 士 川 橋	12	0.8	9	0.6
17	芝 川	芝 富 橋	12	0.8	25	1.0
18	朝 比 奈 川	新 横 内 橋	12	0.8	9	0.6
19	大 井 川	富 士 見 橋	12	0.8	9	0.6
20	河 津 川	館 橋	20	0.9	33	1.1
21	白 田 川	し ら な み 橋	20	0.9	13	0.8
22	菊 川	国 安 橋	20	0.9	20	0.9
23	稻 生 沢 川	新 下 田 橋	23	1.0	25	1.0
24	青 野 川	加 畑 橋	23	1.0	33	1.1
25	潤 井 川	前 田 橋	23	1.0	43	1.2
26	潤 井 川	く す の き 橋	23	1.0	43	1.2
27	瀬 戸 川	当 目 大 橋	23	1.0	20	0.9
28	太 田 川	二 瀬 橋	23	1.0	13	0.8
29	逆 川	鞍 下 橋	23	1.0	20	0.9

2 水域別の水質汚濁の状況

(1) 伊豆水域（河川・湖沼）



○は、通年調査（毎月）を示す。

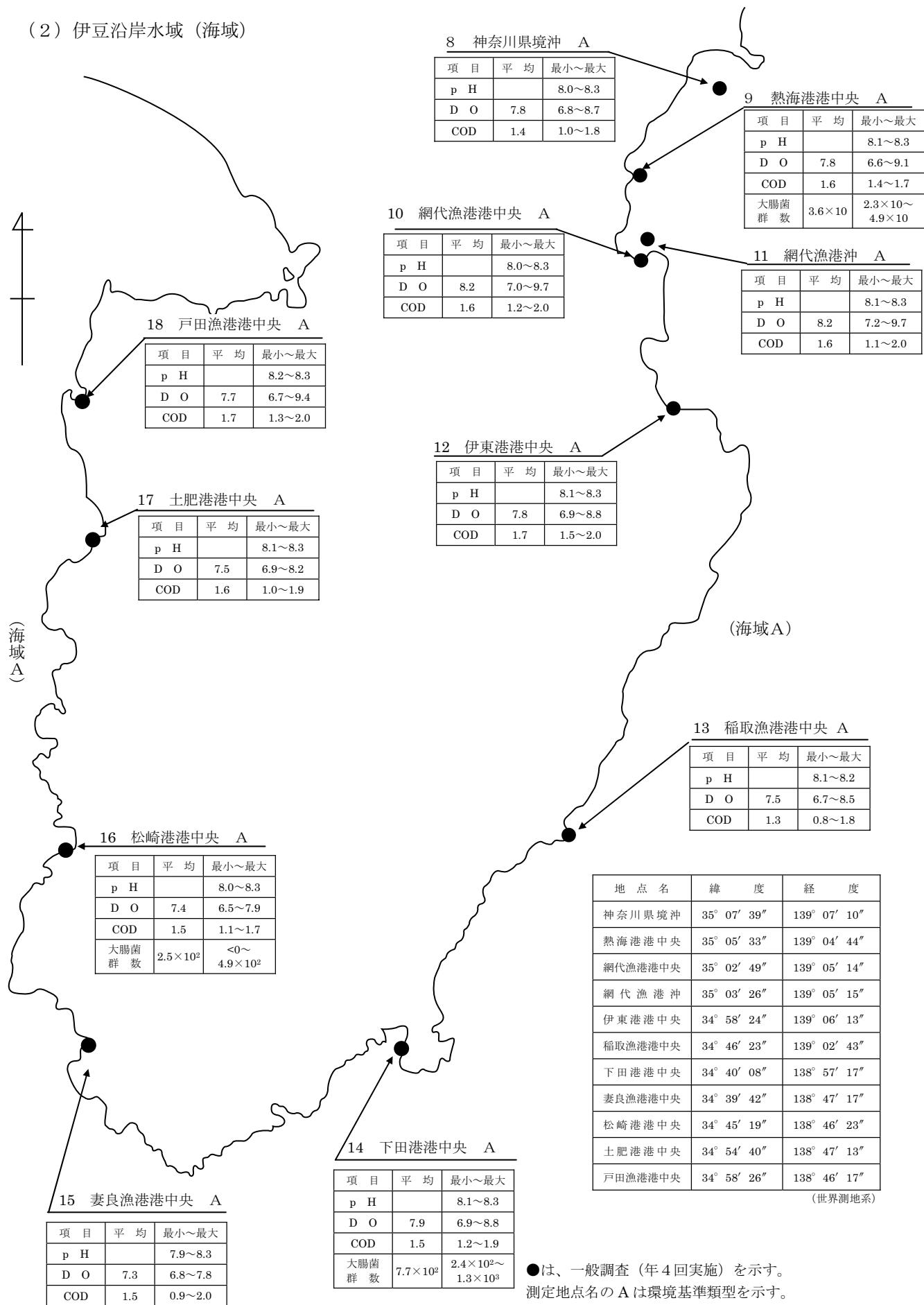
●は、一般調査（年4、6回実施）を示す。

測定地点名の A は環境基準類型を示す。

() 付の測定地点は補助地点を示す。

最小、最大は日間平均値ではなく各測定値の最小、最大。

(2) 伊豆沿岸水域 (海域)

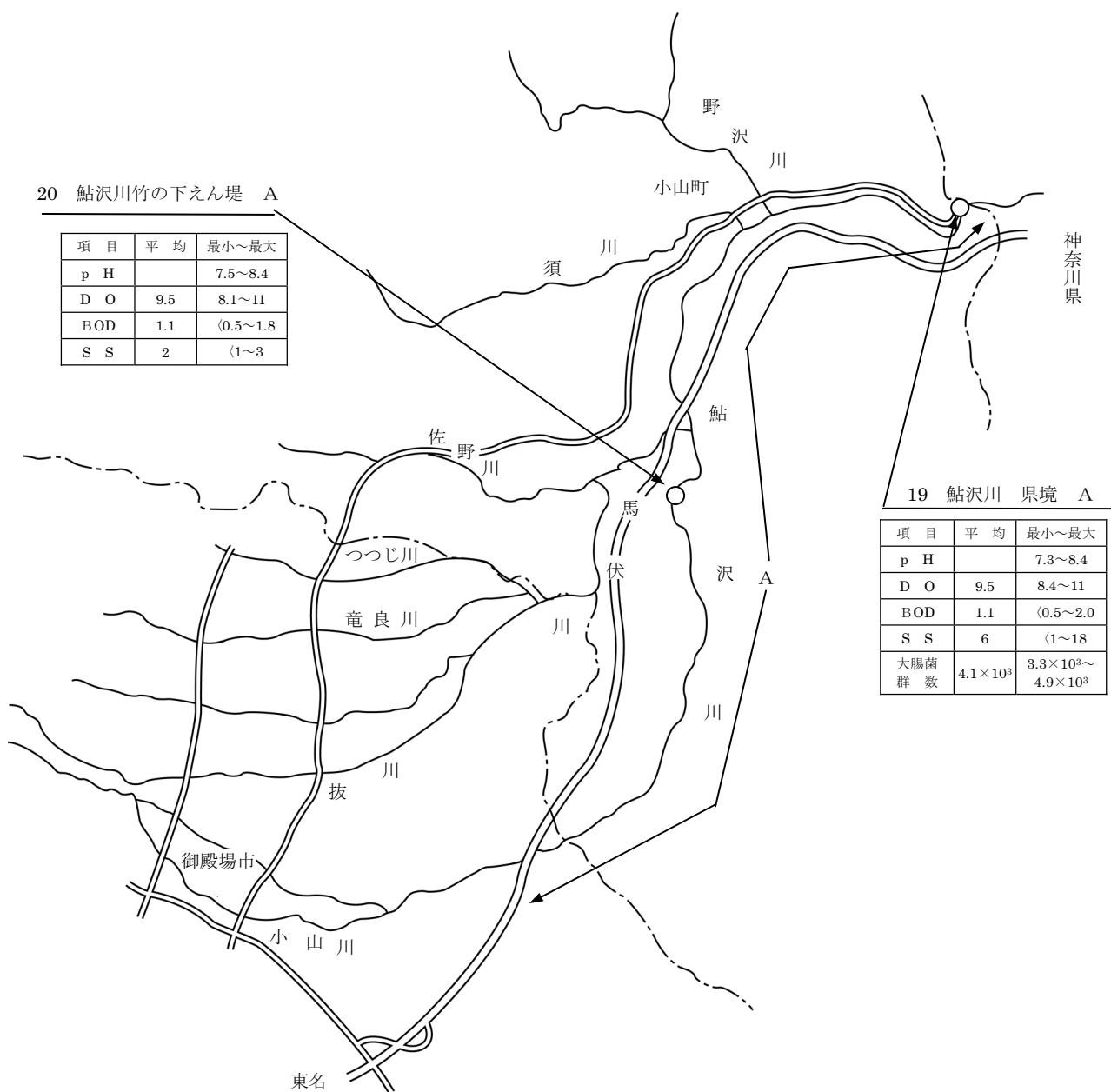


●は、一般調査（年4回実施）を示す。

測定地点名の A は環境基準類型を示す。

最小、最大は日間平均値ではなく各測定値の最小、最大。

(3) 鮎沢川水域 (河川)

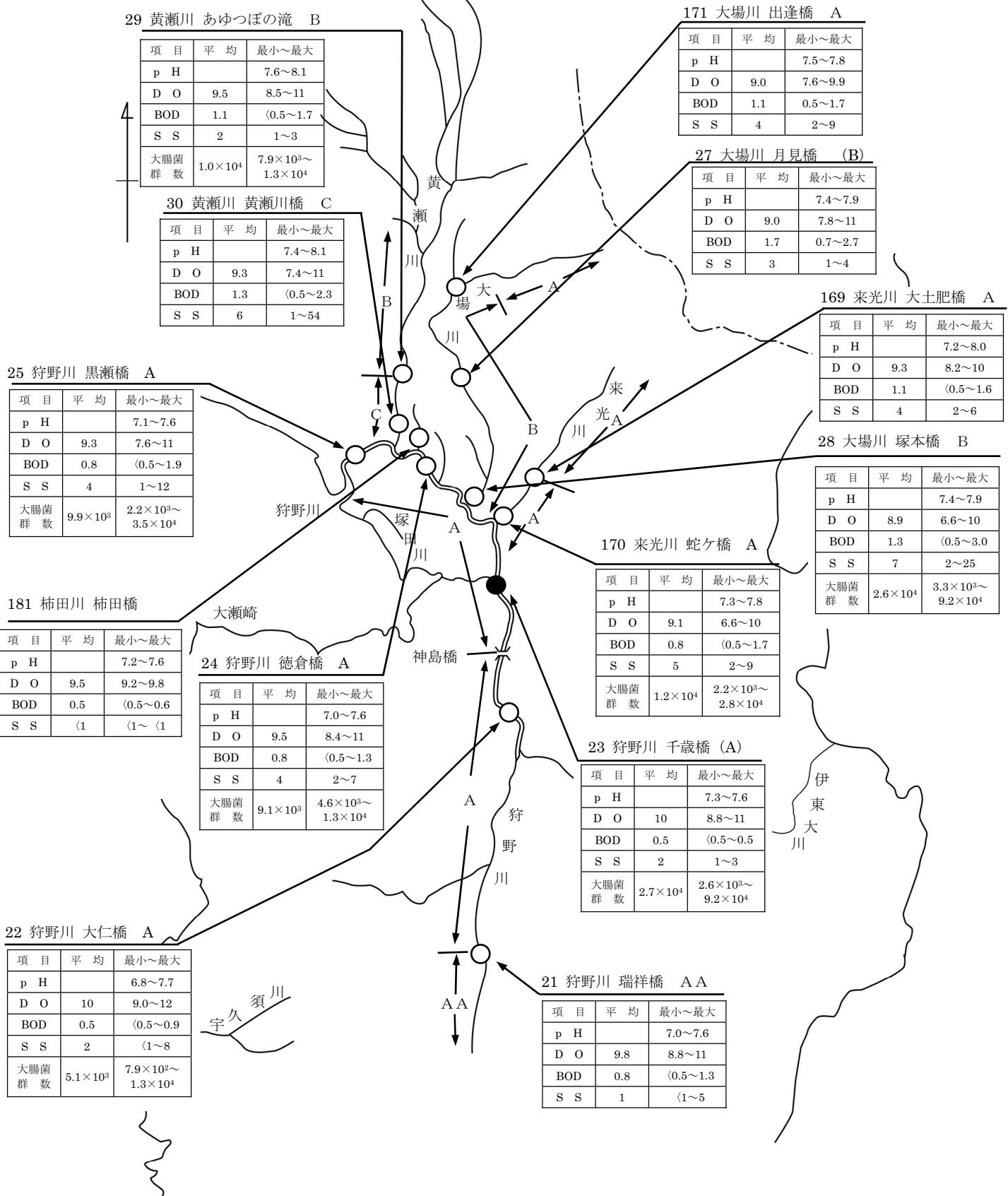


○は、通年調査（毎月実施）を示す。

測定地点名のAは、環境基準類型を示す。

最小、最大は日間平均値ではなく各測定値の最小、最大。

(4) 狩野川水域 (河川)



○は、通年調査（毎月実施）を示す。

●は、一般調査（年4回実施）を示す。

測定地点名の AA～B は、環境基準類型を示す。

() 付の測定地点は補助地点を示す。

最小、最大は日間平均値ではなく各測定値の最小、最大。

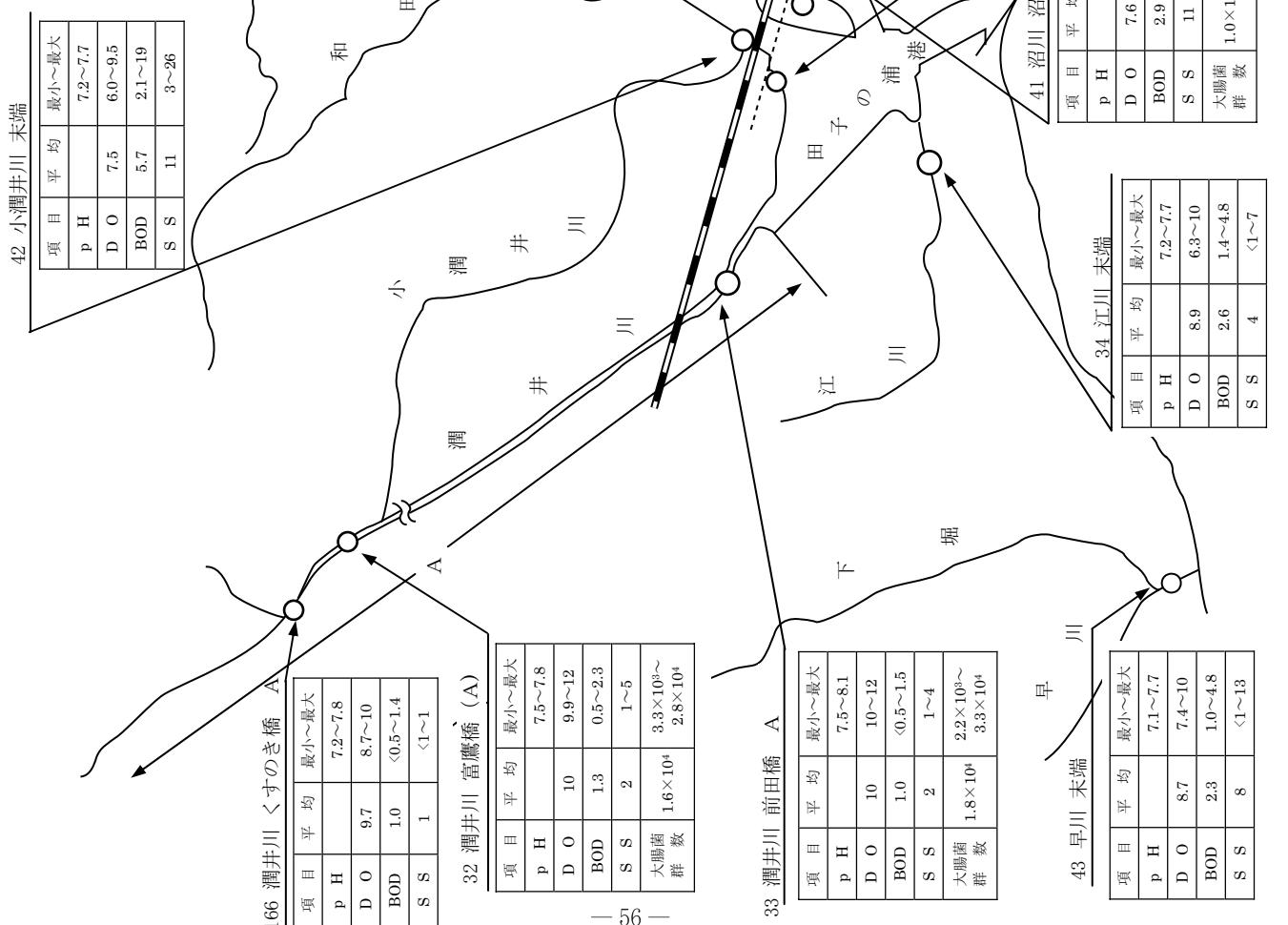
◎は、通年調査（毎月実施）と通日調査

（5月に1日13回実施）を示す。

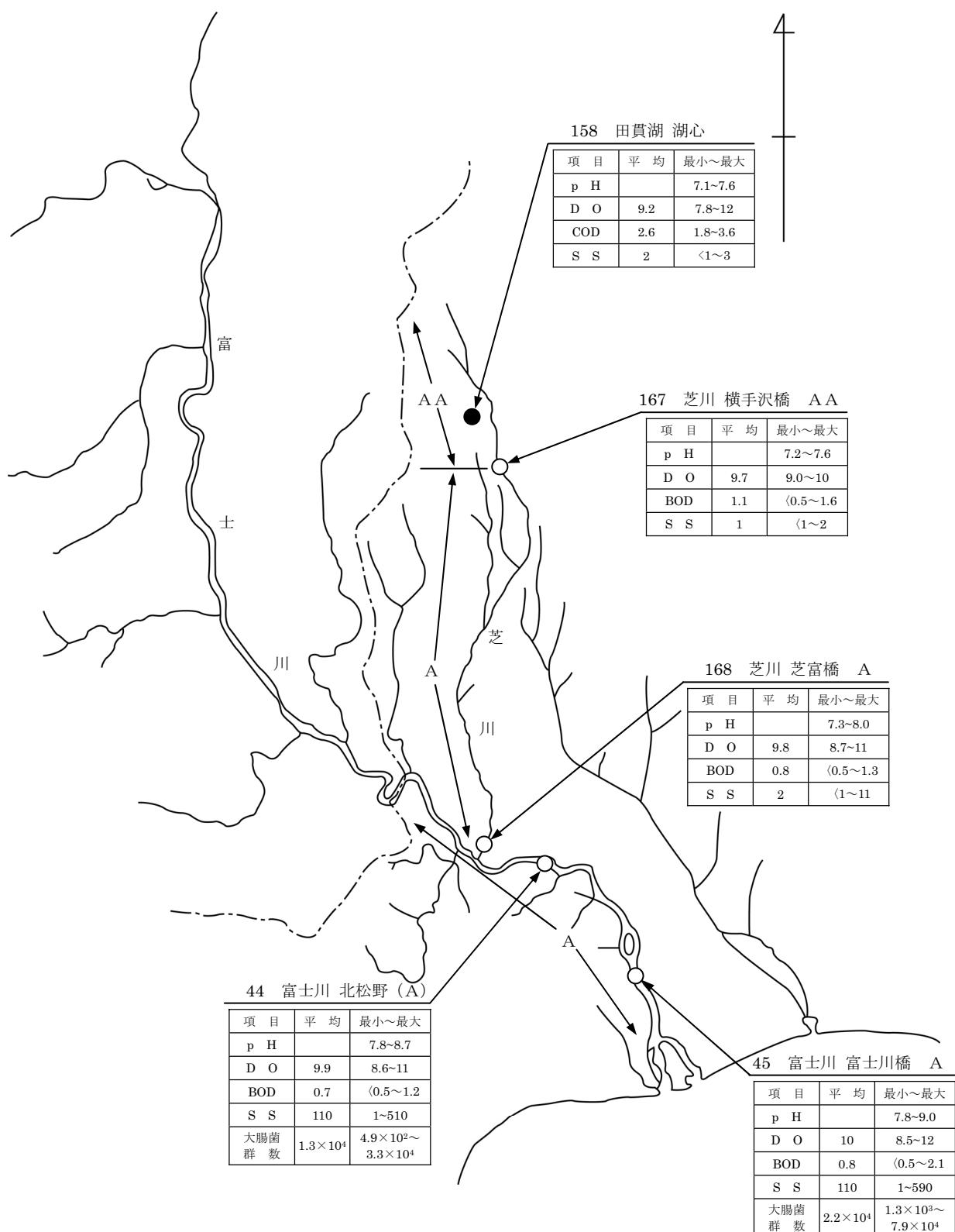
○は、通年調査（毎月実施）を示す。

測定地点名のA～Dは、環境基準類型を示す。

()付の測定地点は補助地点を示す。
最小、最大は日間平均値ではなく各測定値の最小、最大。



(6) 富士川水域 (河川・湖沼)



○は、通年調査（毎月実施）を示す。

●は、一般調査（年6回実施）を示す。

測定地点名のAA～Aは、環境基準類型を示す。

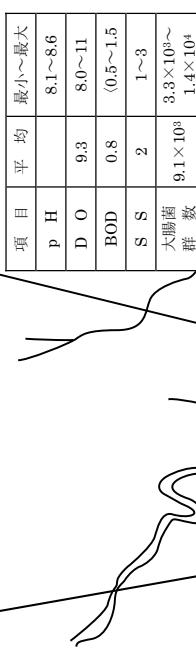
()付の測定地点は補助地点を示す。

最小、最大は日間平均値ではなく各測定値の最小、最大。

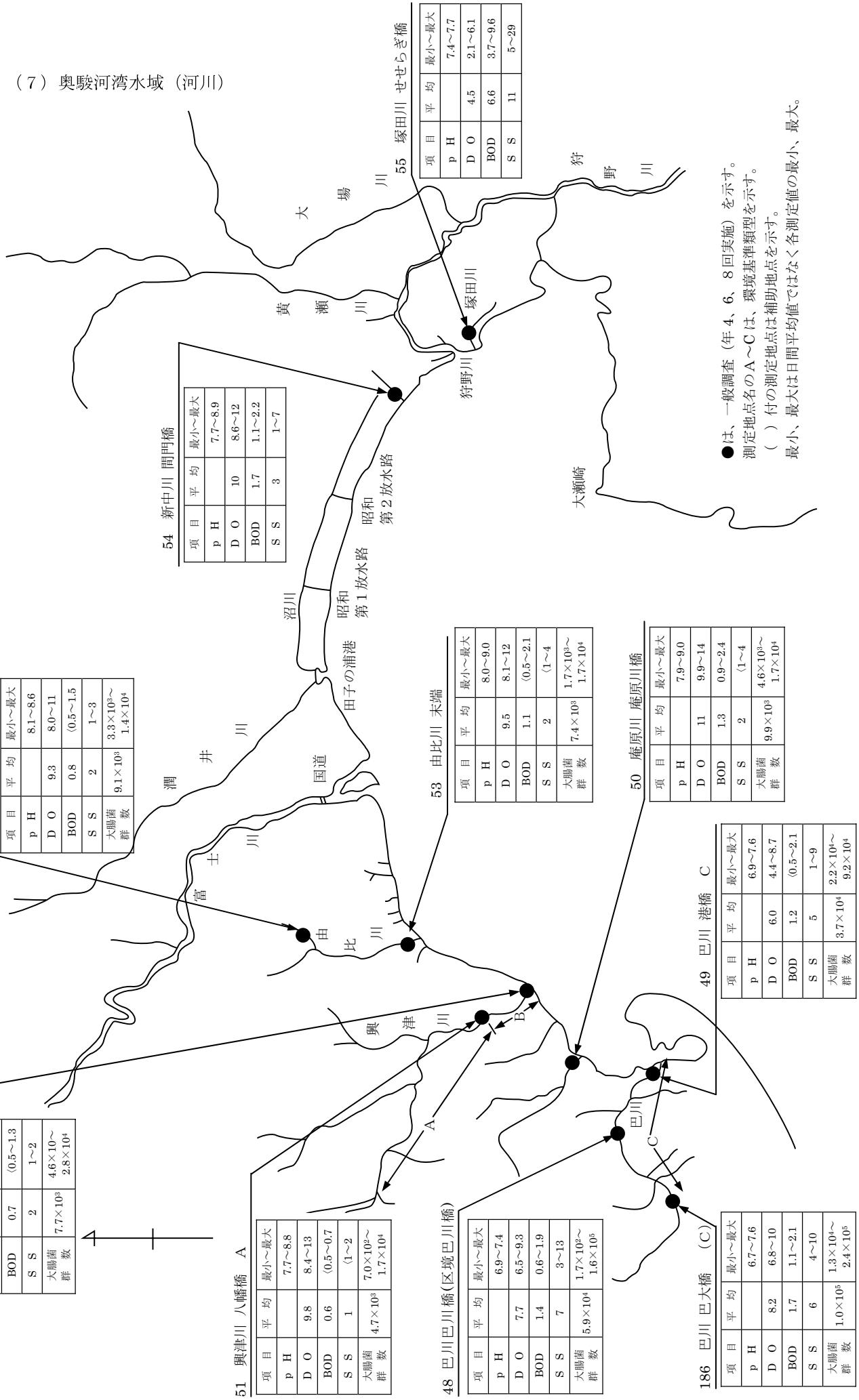
52 輿津川 浦安橋 B

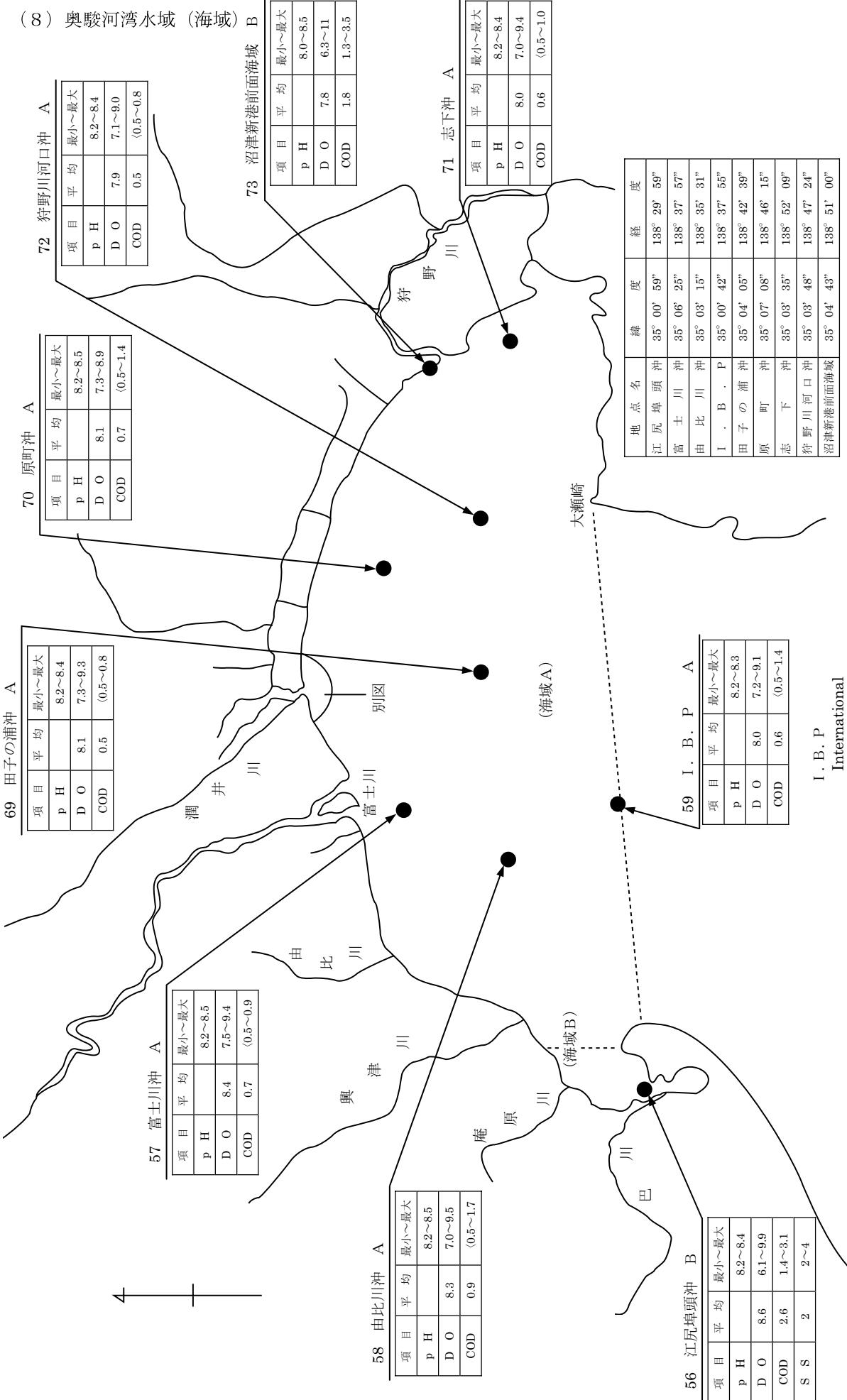
項目	平均	最小～最大
p H	7.4~9.2	
D O	8.0~16	
BOD	0.7 (0.5~1.3)	
S S	2 1~2	
大腸菌群数	7.7×10 ³ 4.6×10~ 2.8×10 ⁴	

183 由比川 入山橋

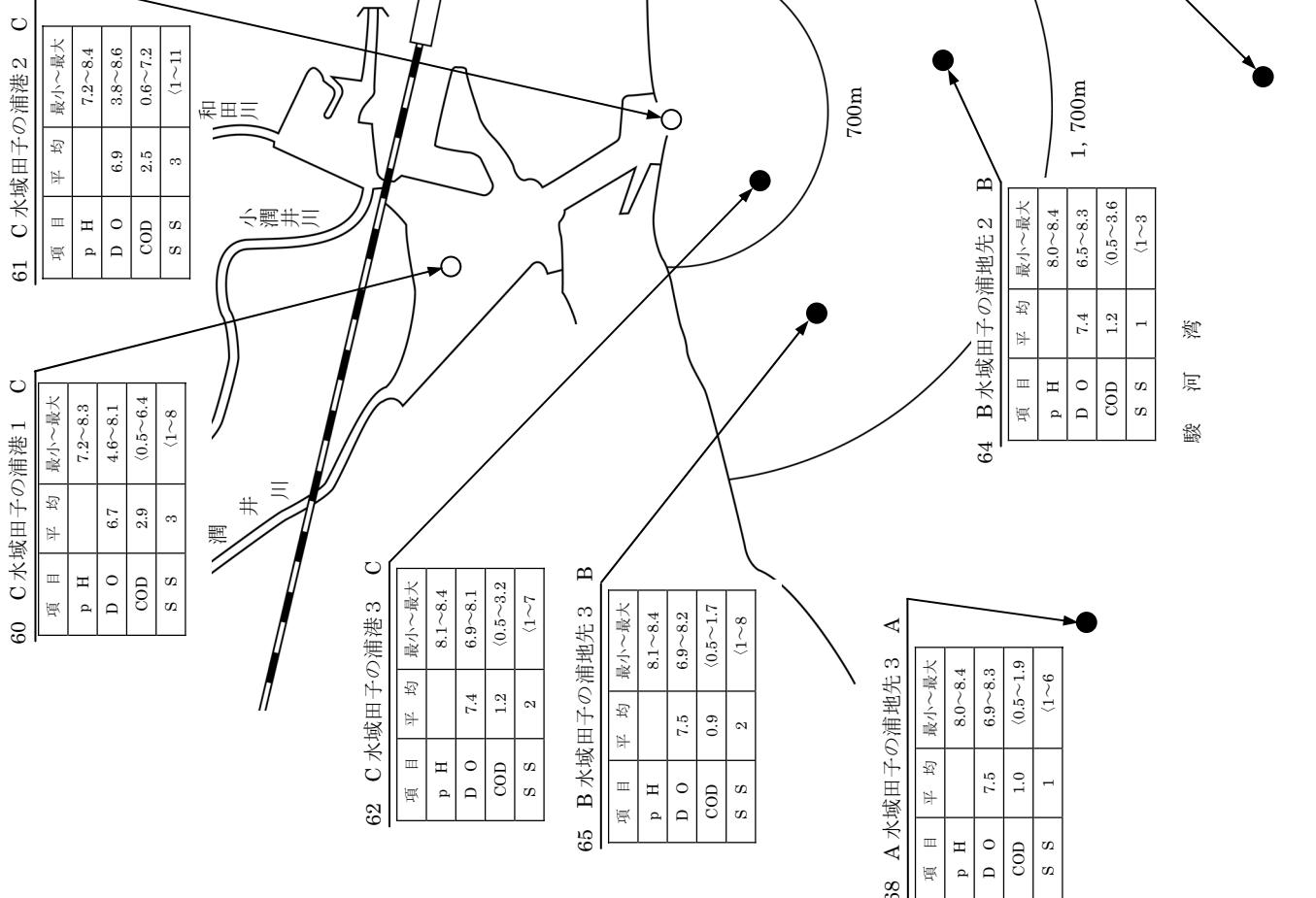


(7) 奥駿河湾水域 (河川)





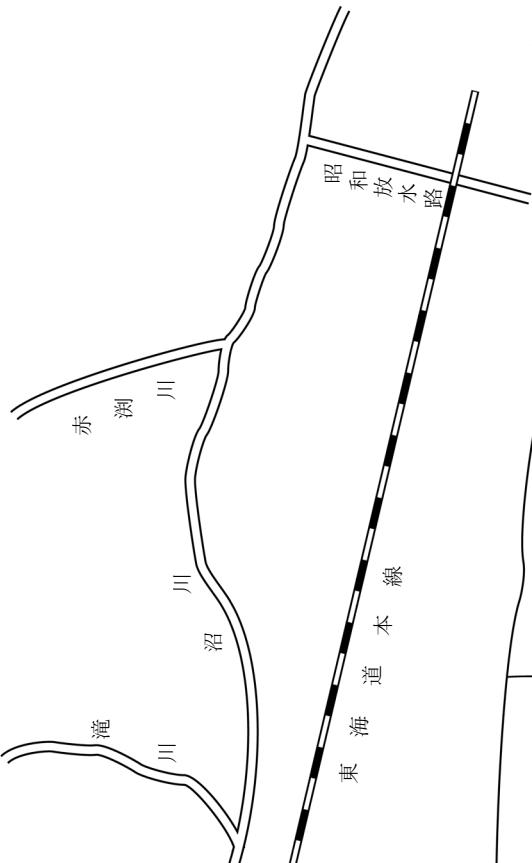
●は、一般調査（年4回実施）を示す。
測定地点名のA～Bは、環境基準類型を示す。
最小、最大は日間平均値ではなく各測定値の最小、最大。



○は、通年調査（毎月実施）を示す。

●は、一般調査（年4、8回実施）を示す。

測定地点名のA～Cは、環境基準類型を示す。
最小、最大は日間平均値ではなく各測定値の最小、最大。



66 A 水城田子の浦地先 1 A

項目	平均	最小～最大
p H		8.0～8.4
D O	7.5	7.0～8.3
COD	1.2	0.5～2.5
S S	1	(1～3)

63 B 水城田子の浦地先 1 B

項目	平均	最小～最大
p H		8.0～8.4
D O	7.4	6.2～8.0
COD	1.4	(0.5～4.4)
S S	1	(1～3)

63 B 水城田子の浦地先 1 B

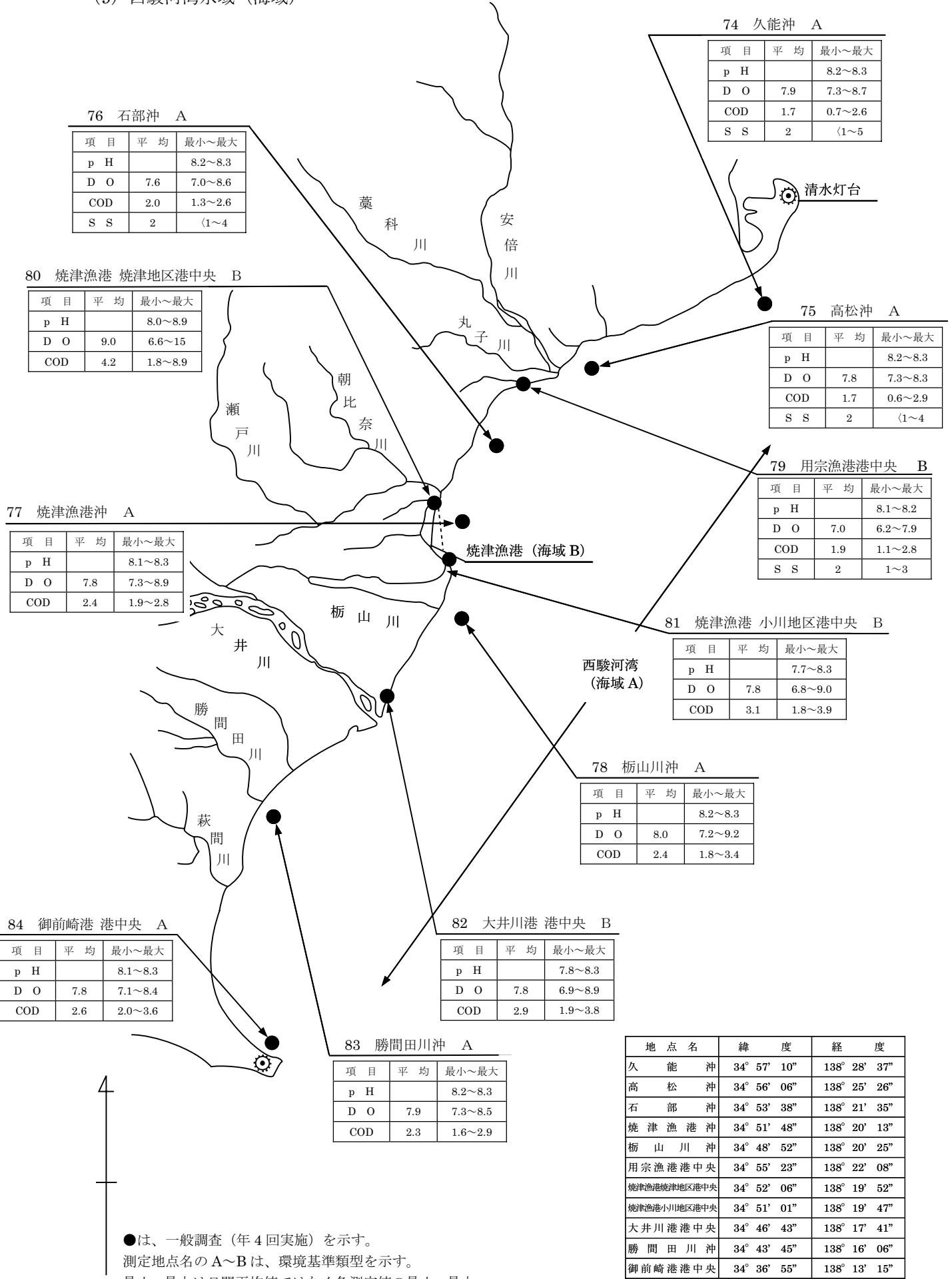
項目	平均	最小～最大
p H		8.0～8.4
D O	7.5	6.2～8.0
COD	1.4	(0.5～4.4)
S S	1	(1～3)

64 B 水城田子の浦地先 2 B

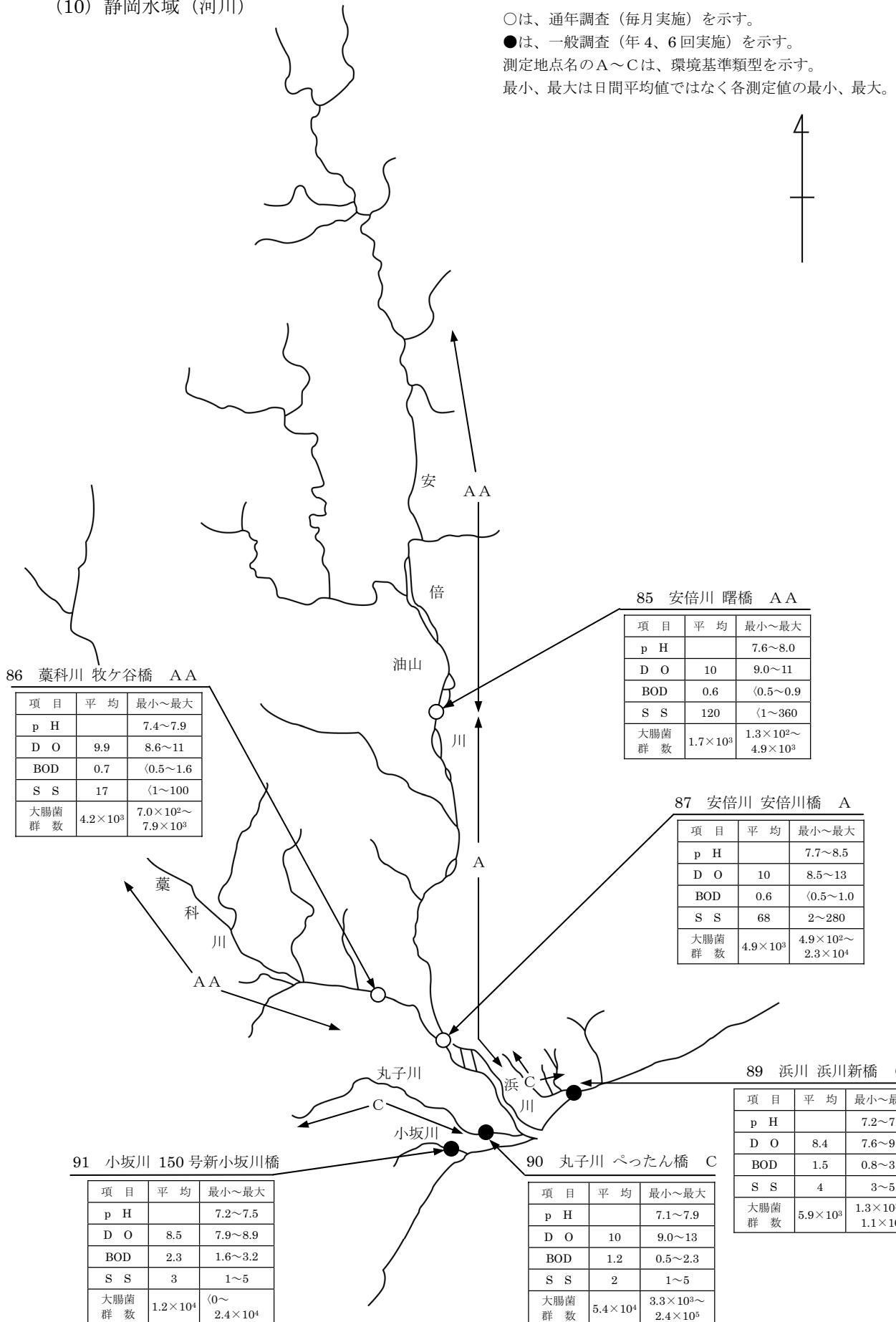
項目	平均	最小～最大
p H		8.0～8.4
D O	7.4	6.5～8.3
COD	1.2	(0.5～3.6)
S S	1	(1～3)

(世界測地系)

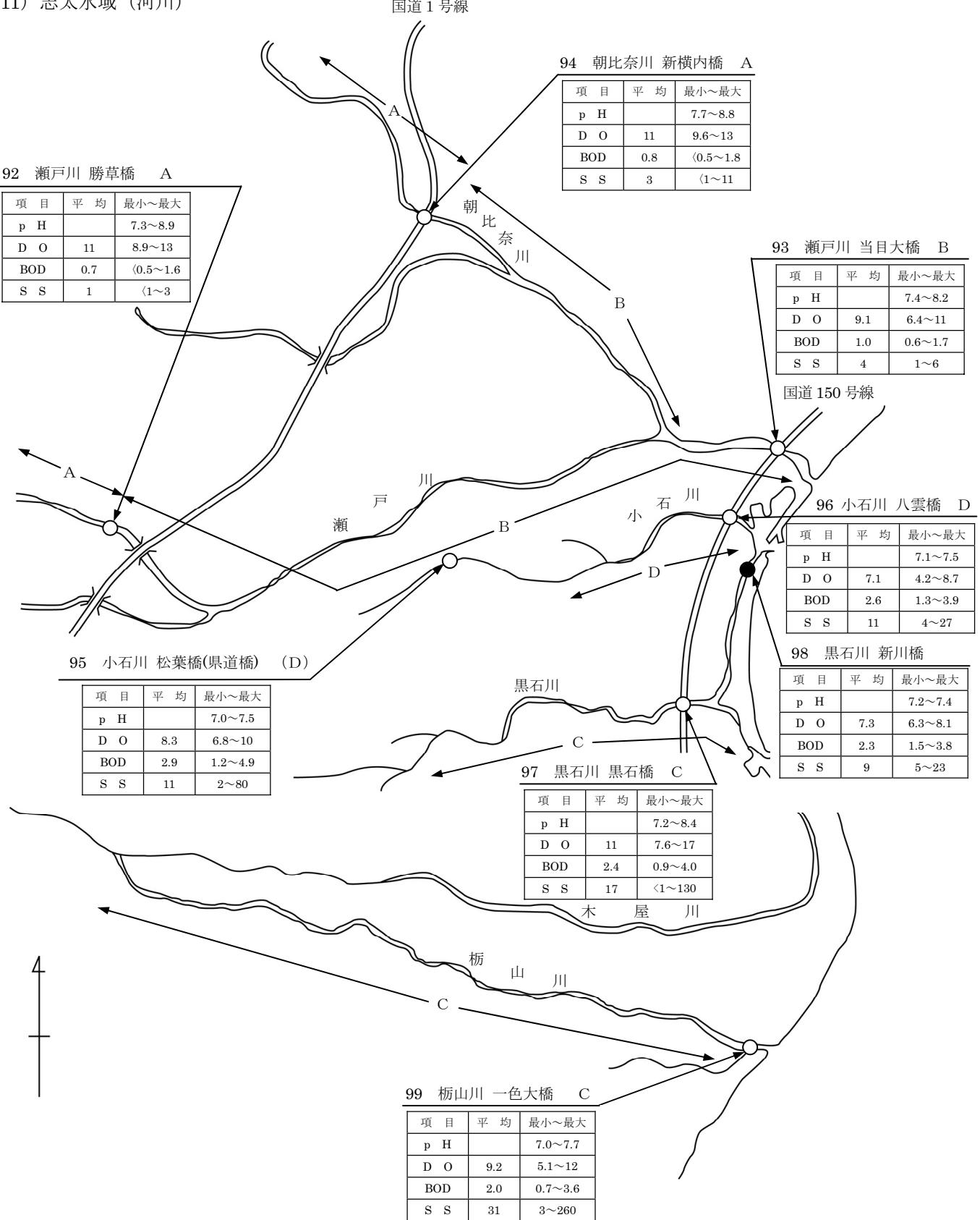
(9) 西駿河湾水域（海域）



(10) 静岡水域 (河川)



(11) 志太水域（河川）



○は、通年調査（毎月実施）を示す。

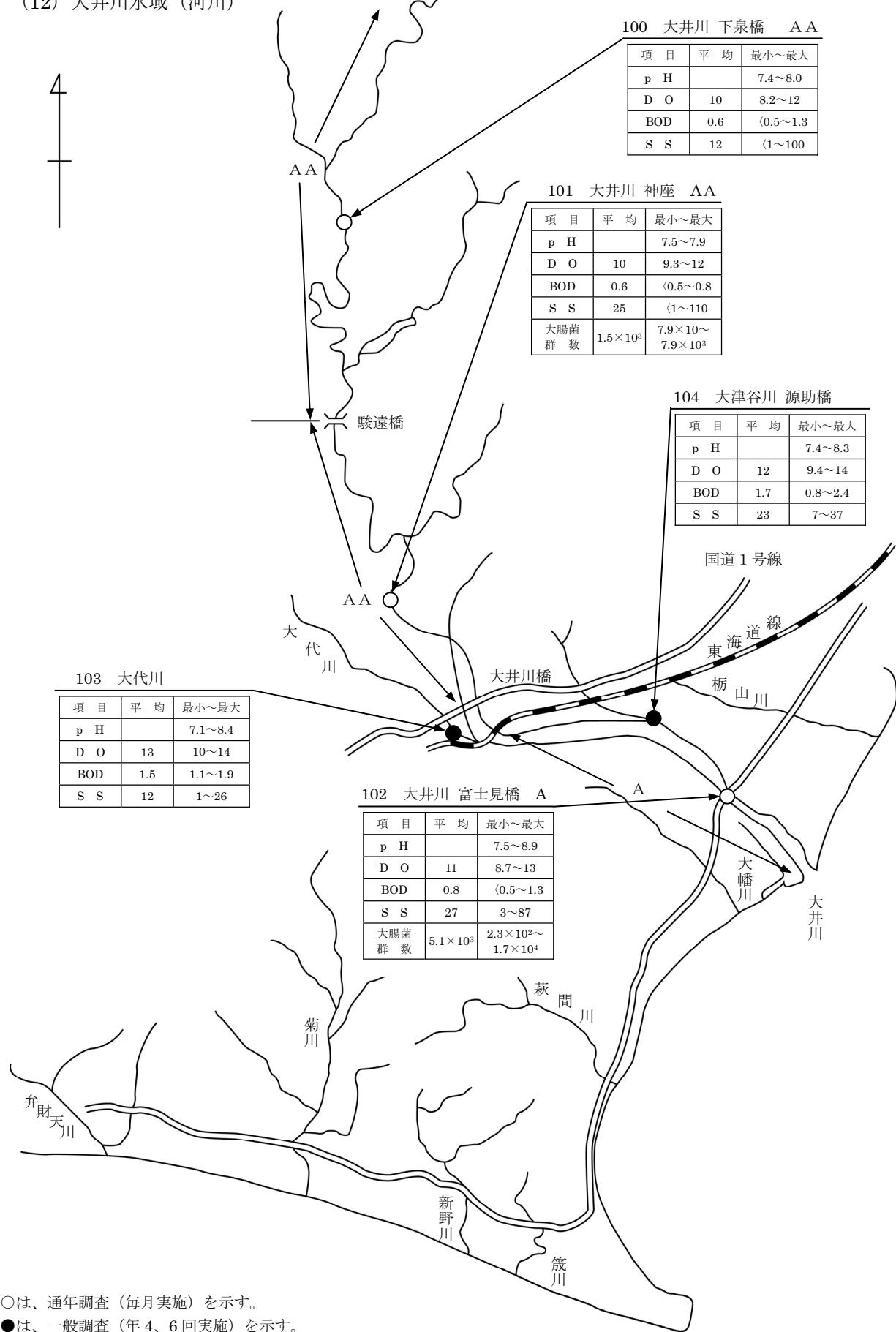
●は、一般調査（年6回実施）を示す。

測定地点名のA～Dは、環境基準類型を示す。

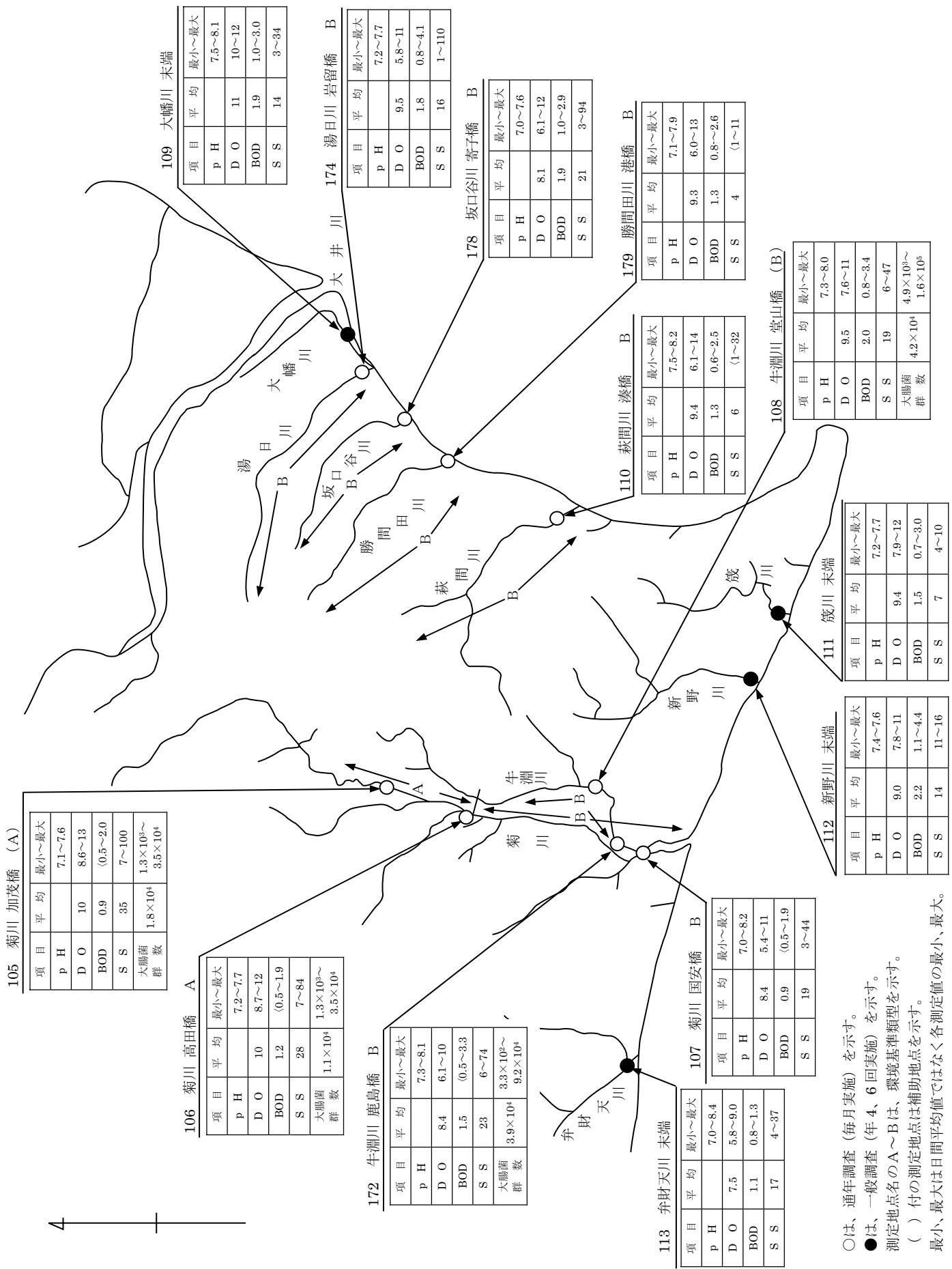
()付の測定地点は補助地点を示す。

最小、最大は日間平均値ではなく各測定値の最小、最大。

(12) 大井川水域 (河川)

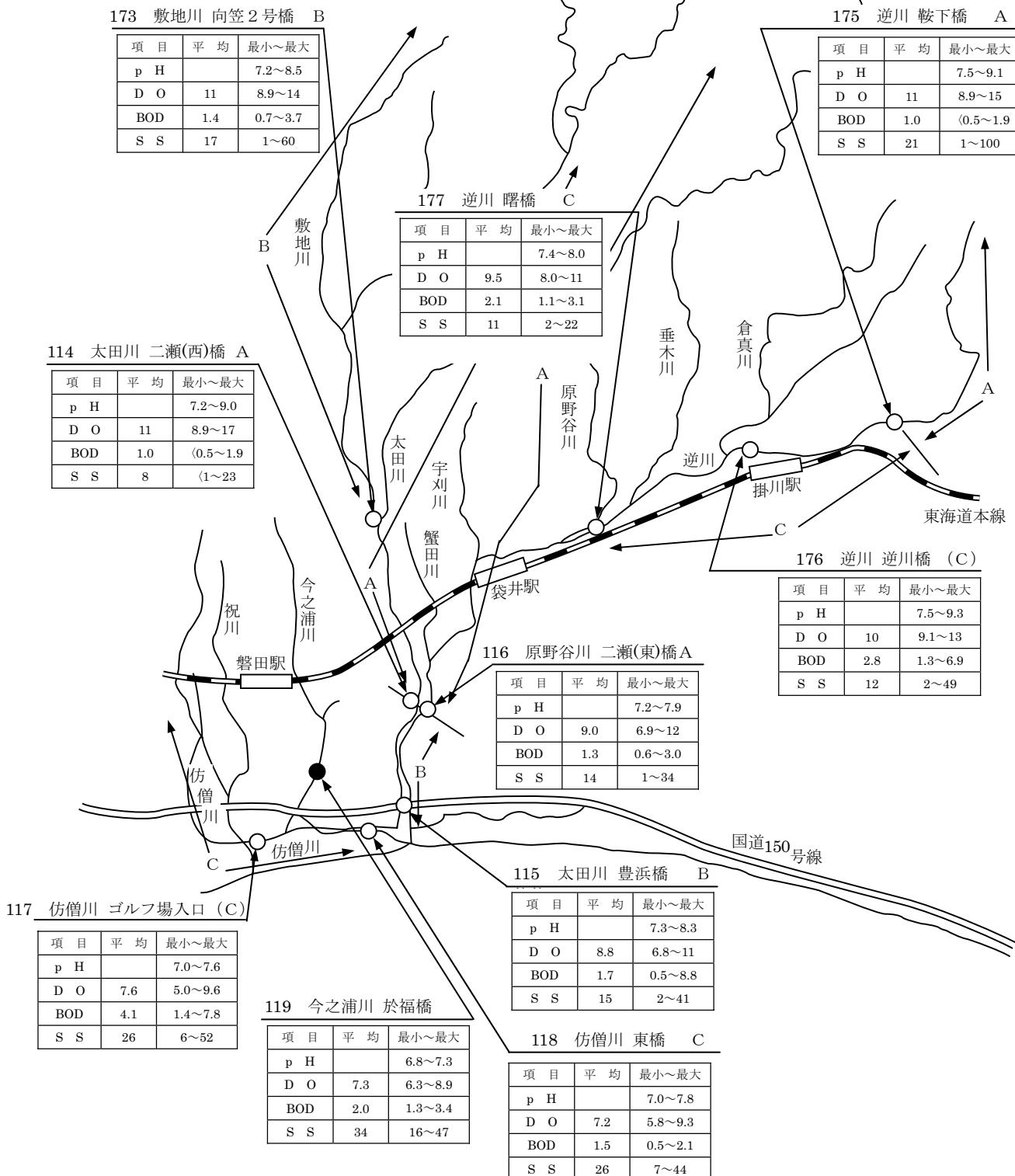


(13) 椿南小笠水域（河川）



(14) 太田川水域 (河川)

○は、通年調査（毎月実施）を示す。
 ●は、一般調査（年6回実施）を示す。
 測定地点名のA～Cは、環境基準類型を示す。
 ()付きの測定地点は補助地点を示す。
 最小、最大は日間平均値ではなく各測定値の最小、最大。



(15) 天竜川水域 (河川・湖沼)

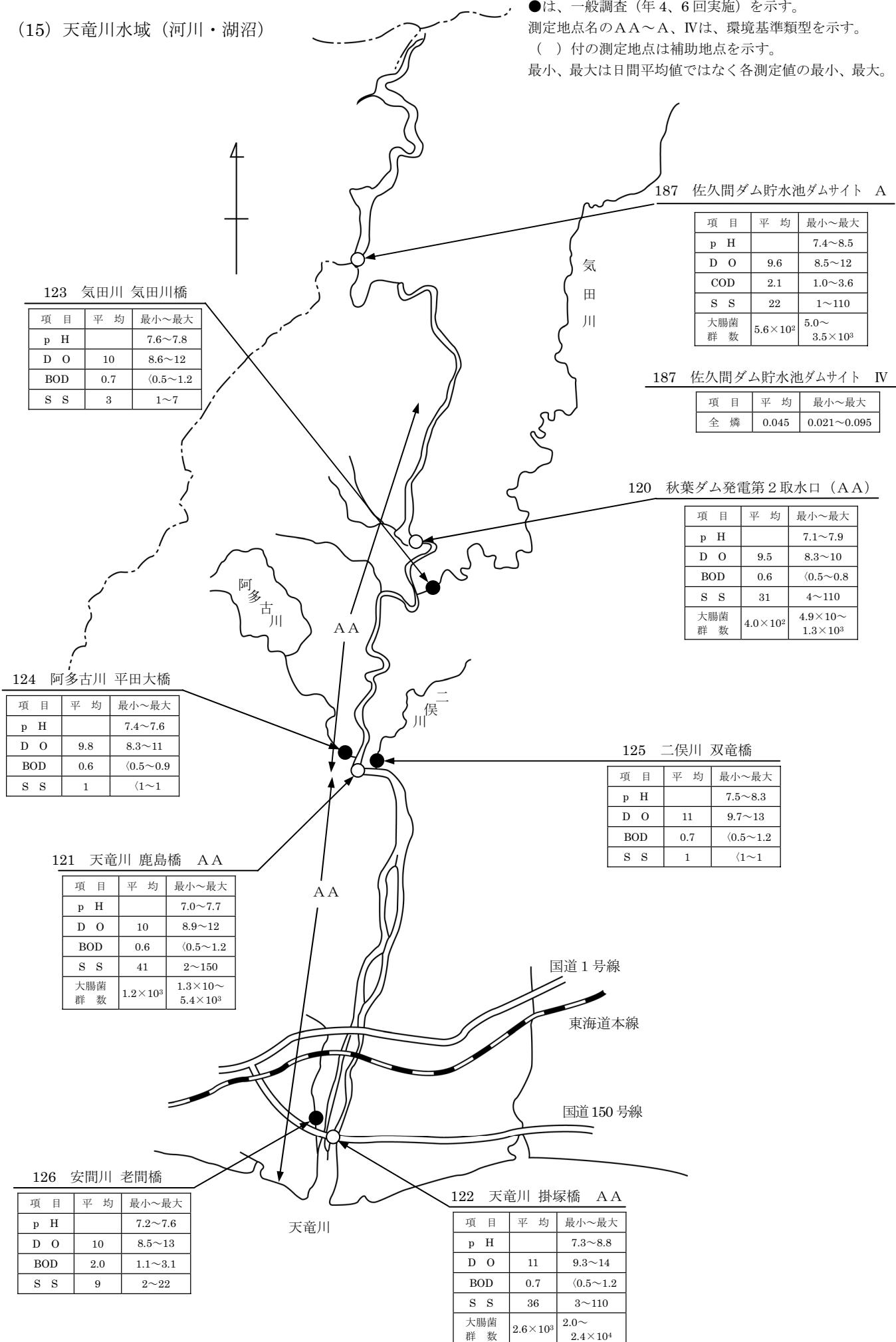
○は、通年調査（毎月実施）を示す。

●は、一般調査（年4、6回実施）を示す。

測定地点名のAA～A、IVは、環境基準類型を示す。

()付の測定地点は補助地点を示す。

最小、最大は日間平均値ではなく各測定値の最小、最大。



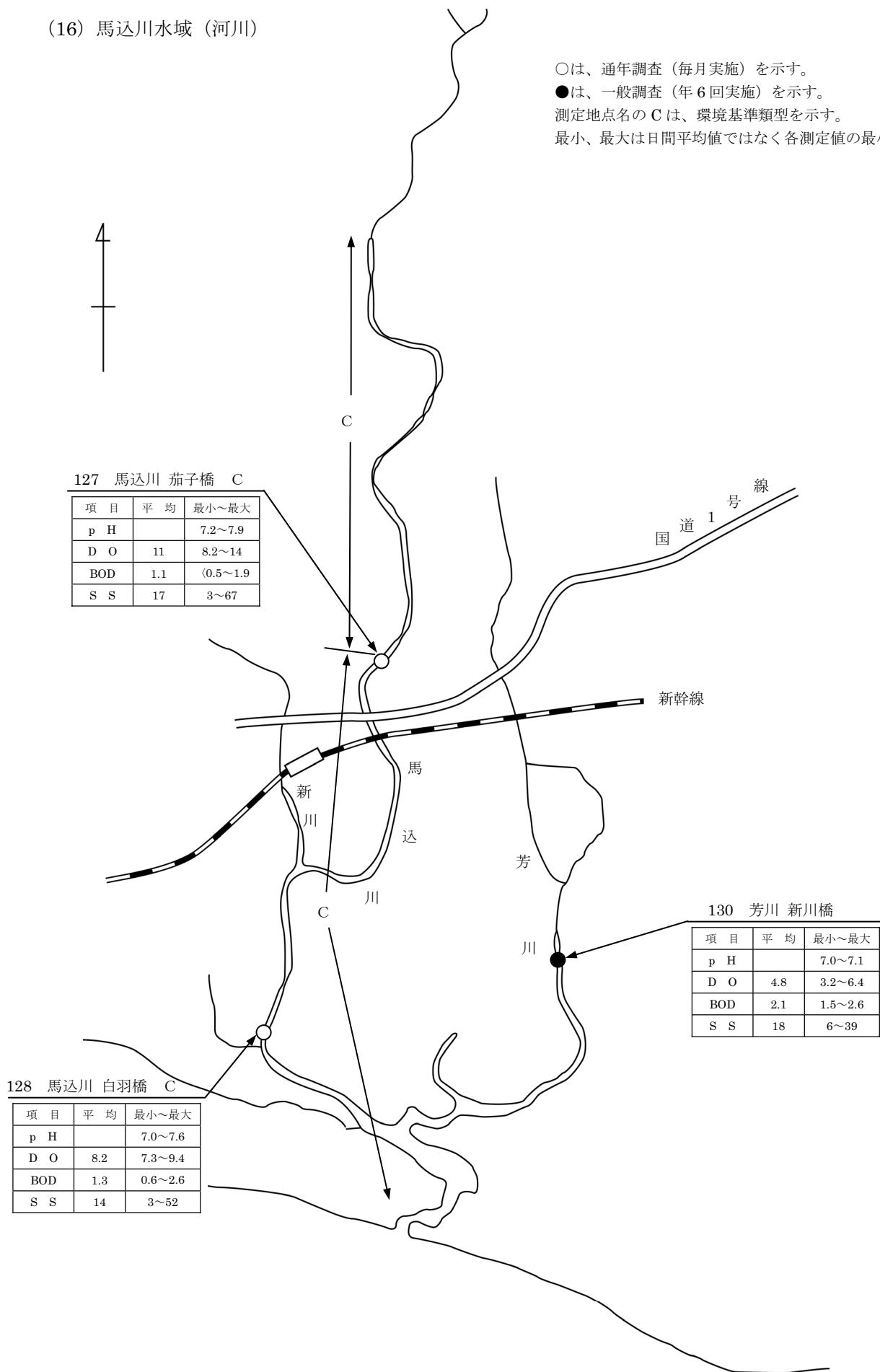
(16) 馬込川水域 (河川)

○は、通年調査（毎月実施）を示す。

●は、一般調査（年6回実施）を示す。

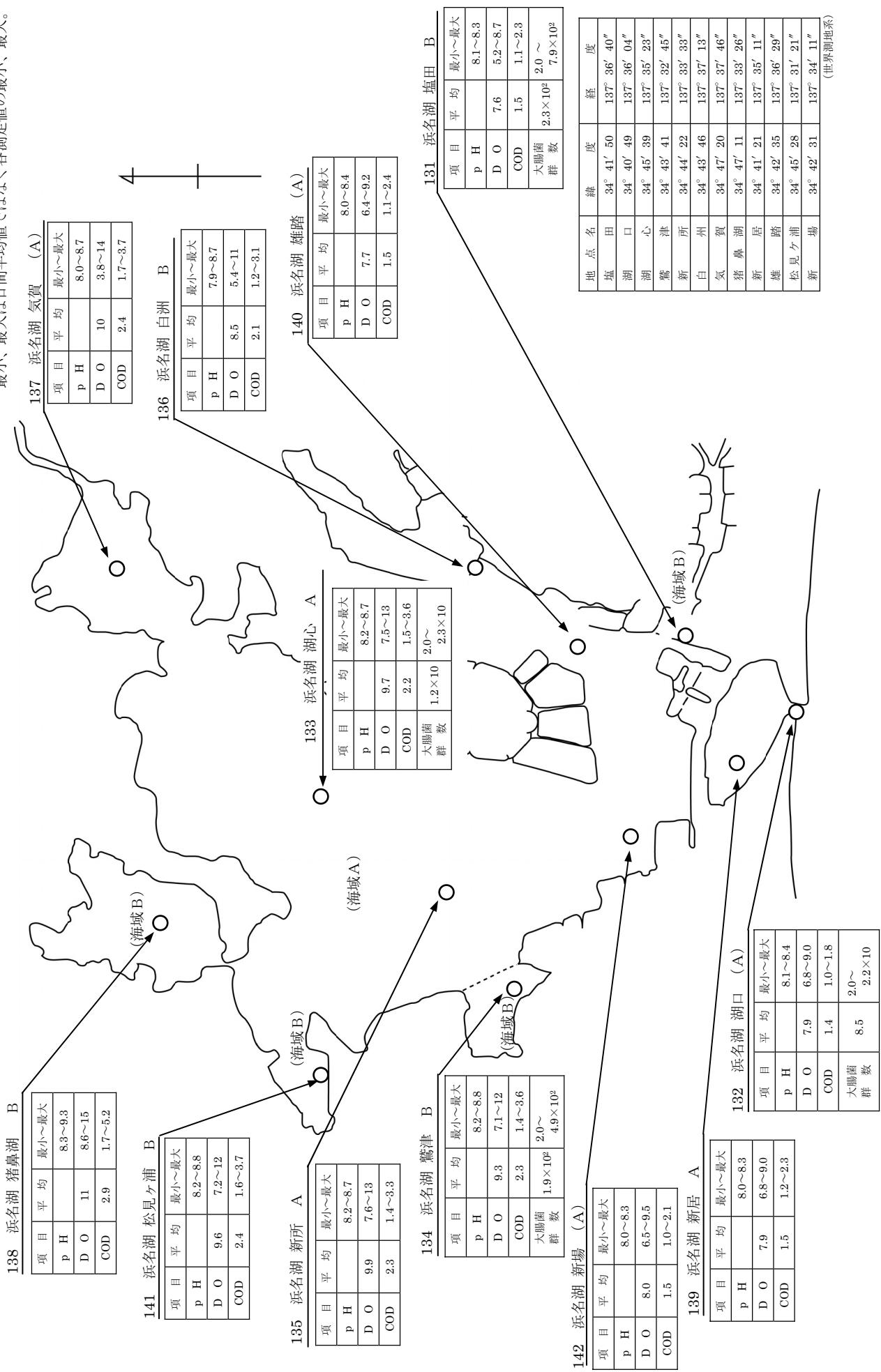
測定地点名のCは、環境基準類型を示す。

最小、最大は日間平均値ではなく各測定値の最小、最大。



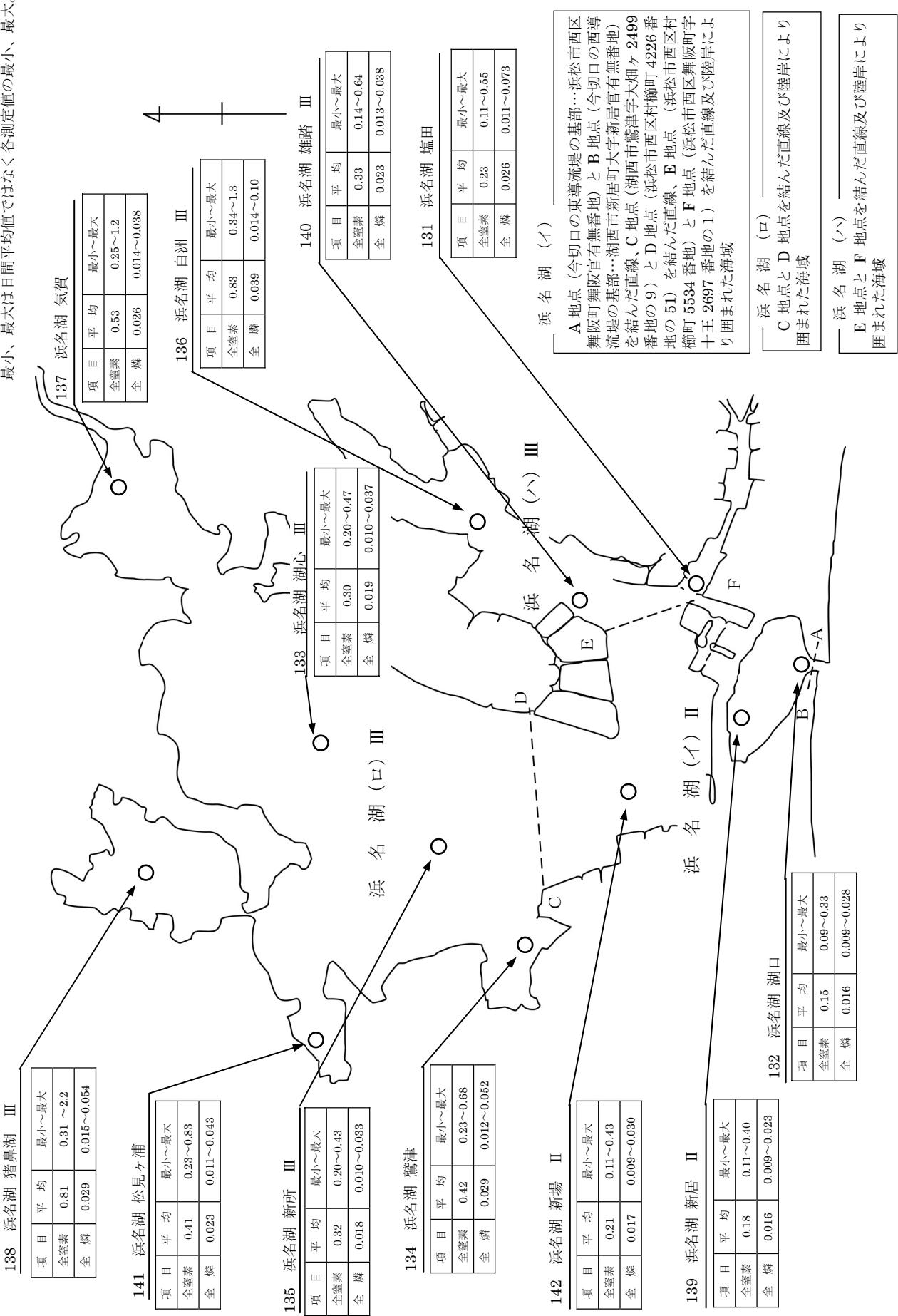
浜名湖水域（海域）pH、DO、COD、大腸菌群数

○は、通常調査（毎月実施）を示す。
測定地点名のA～Bは、環境基準類型を示す。
()付きの測定地点は補助地点を示す。
最小、最大は日間平均値ではなく各測定値の最小、最大。

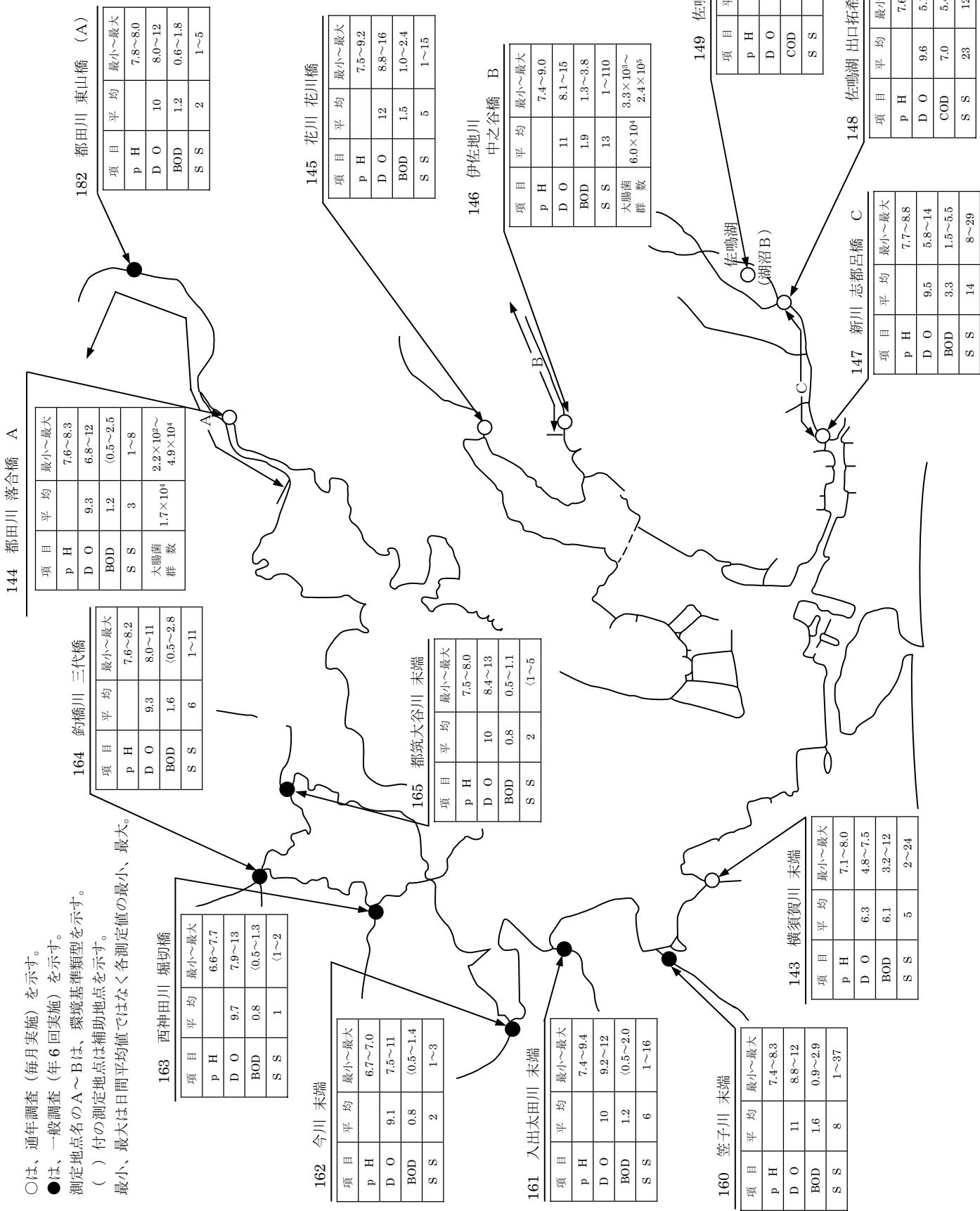


浜名湖水域（海域）全窒素、全燐

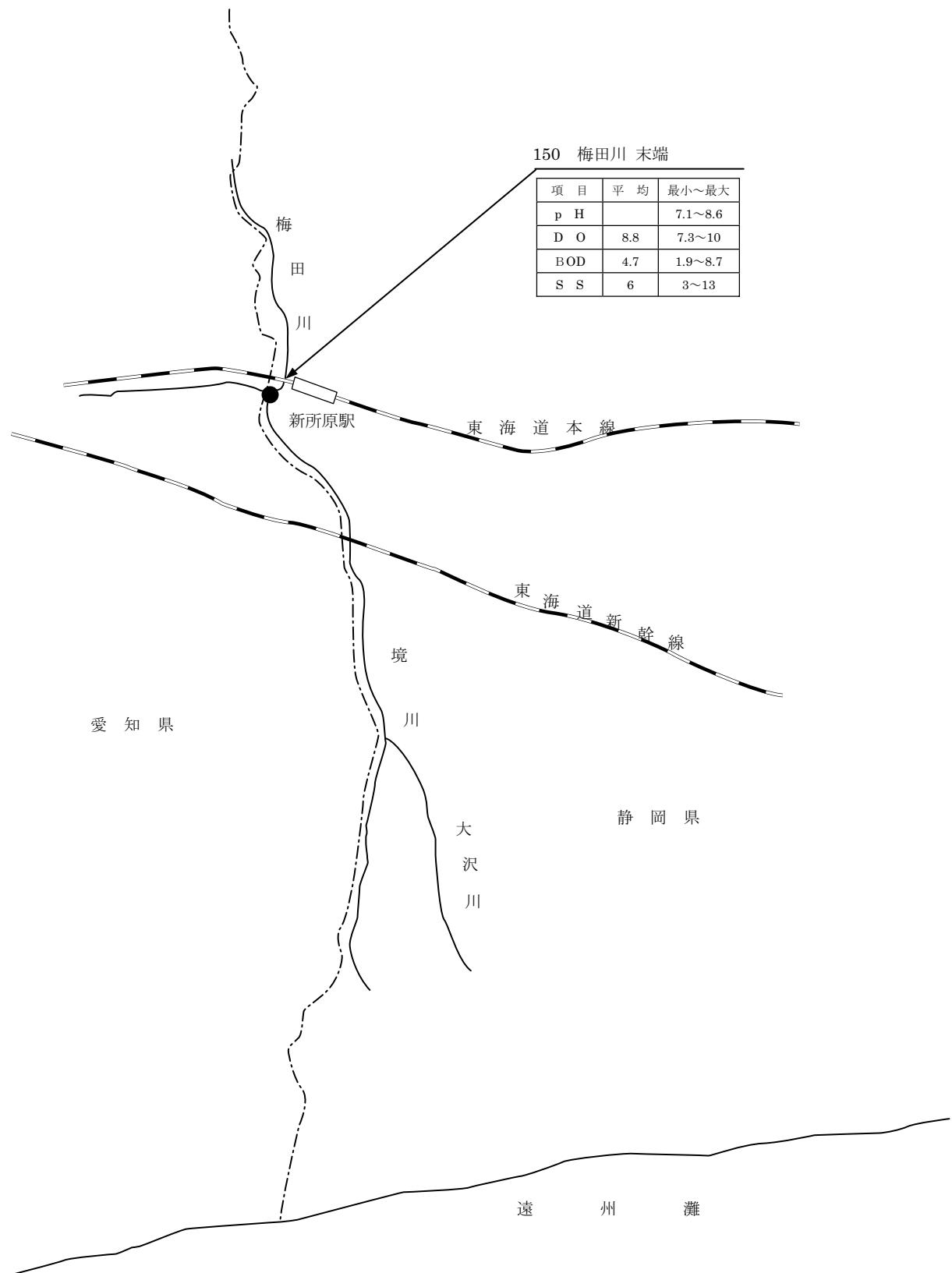
○は、通年調査（毎月実施）を示す。
測定地点名のⅡ～Ⅲは、環境基準類型を示す。
平均値、最小～最大は日間平均値ではなく各測定値の最小、最大。
最小、最大は上層の値。



浜名湖水域（河川、湖沼）

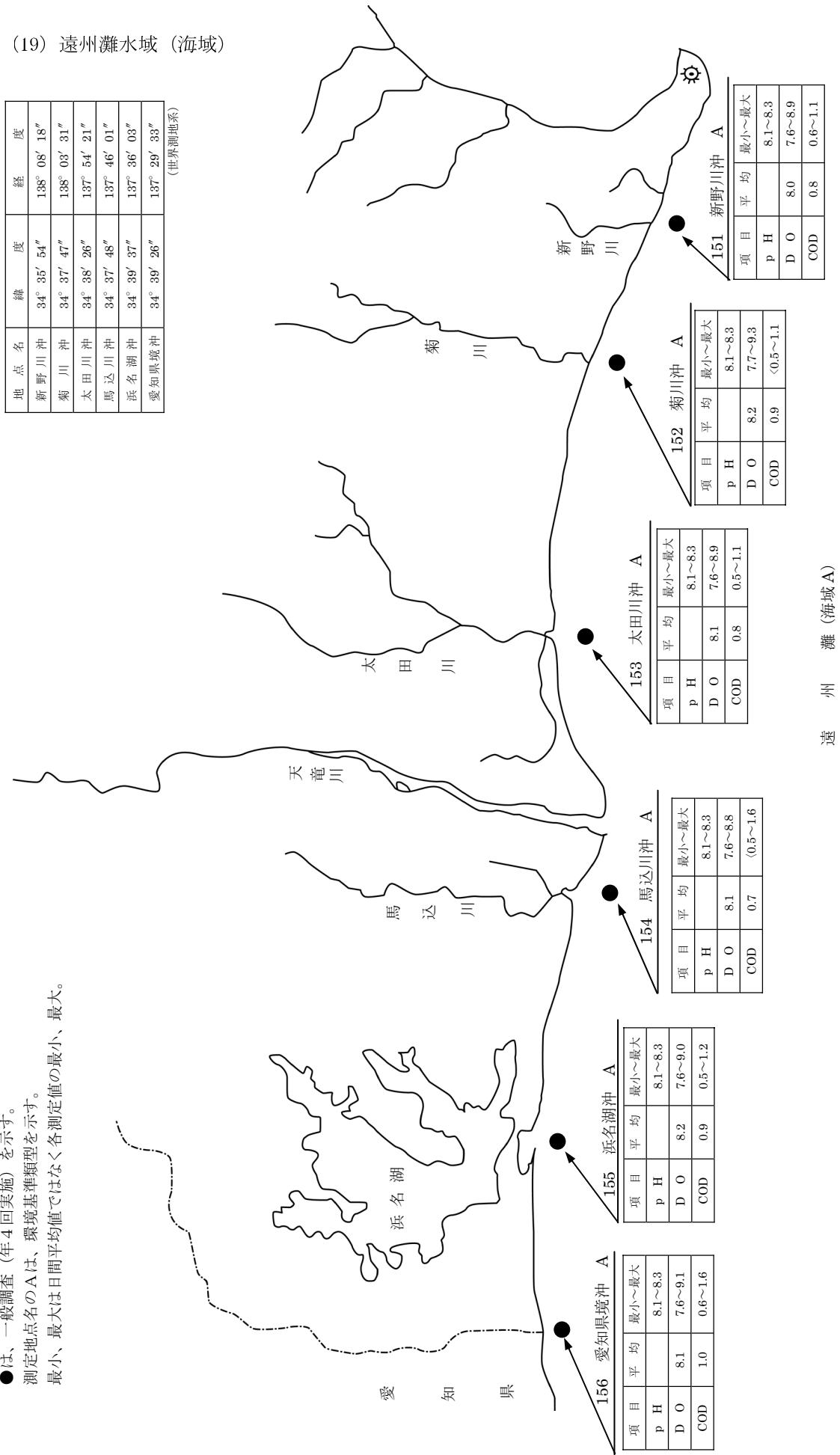


(18) 梅田川水域 (河川)



●は、一般調査（年4回実施）を示す。
最小、最大は日間平均値ではなく各測定値の最小、最大。

(19) 遠州灘水域 (海域)



3 地下水の水質汚濁の状況

(1) 地下水の監視

県、国土交通省、水質汚濁防止法の政令市（静岡市、浜松市、沼津市、富士市）が、水質汚濁防止法第16条に規定する地下水の水質測定計画に基づき（表V-11）、環境モニタリング63地点（図V-2）及び定点モニタリング39地区130地点（図V-3）の計193地点において監視した。

なお、環境モニタリングでは、環境基準の項目のうちP C B及びアルキル水銀を除く26項目を測定し、定点モニタリングでは、これまでの測定で環境基準の未達成項目を測定した。

表V-11 平成23年度地下水質測定実績総括表

（ ）は県実施分

調査区分	採水 地点数	年間採水 延回数	検体数	調査担当機関
環境モニタリング (10kmメッシュ)	63 (32)	63 (32)	1,638 (832)	静岡県、国土交通省、静岡市、 浜松市、沼津市、富士市
定点モニタリング (39地区)	130 (69)	130 (69)	283 (87)	静岡県、静岡市、浜松市、 沼津市、富士市
計	193 (101)	193 (101)	1,921 (919)	

（注）環境モニタリング：県下全域を10kmメッシュに分割し、メッシュ内の1地点で監視する。

定点モニタリング：これまでに汚染が判明した地区への対応として定点で継続監視する。

(2) 環境基準

環境基準は表V-12のとおりである。

表V-12 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	環境基準値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)
カドミウム	0.003以下	0.001
全シアン	検出されないこと	0.1
鉛	0.01以下	0.005
六価クロム	0.05以下	0.02
砒素	0.01以下	0.005
総水銀	0.0005以下	0.0005
ジクロロメタン	0.02以下	0.002
四塩化炭素	0.002以下	0.0002
塩化ビニルモノマー	0.002以下	0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	0.01
1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004

項目	環境基準値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)
1, 1, 1-トリクロロエタン	1以下	0. 0005
1, 1, 2-トリクロロエタン	0. 006以下	0. 0006
トリクロロエチレン	0. 03以下	0. 002
テトラクロロエチレン	0. 01以下	0. 0005
1, 3-ジクロロプロペン	0. 002以下	0. 0002
チウラム	0. 006以下	0. 0006
シマジン	0. 003以下	0. 0003
チオベンカルブ	0. 02以下	0. 002
ベンゼン	0. 01以下	0. 001
セレン	0. 01以下	0. 002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0. 02
ふつ素	0. 8以下	0. 08
ほう素	1以下	0. 1
1, 4-ジオキサン	0. 05以下	0. 005

(注) P C B 及びアルキル水銀は除く。

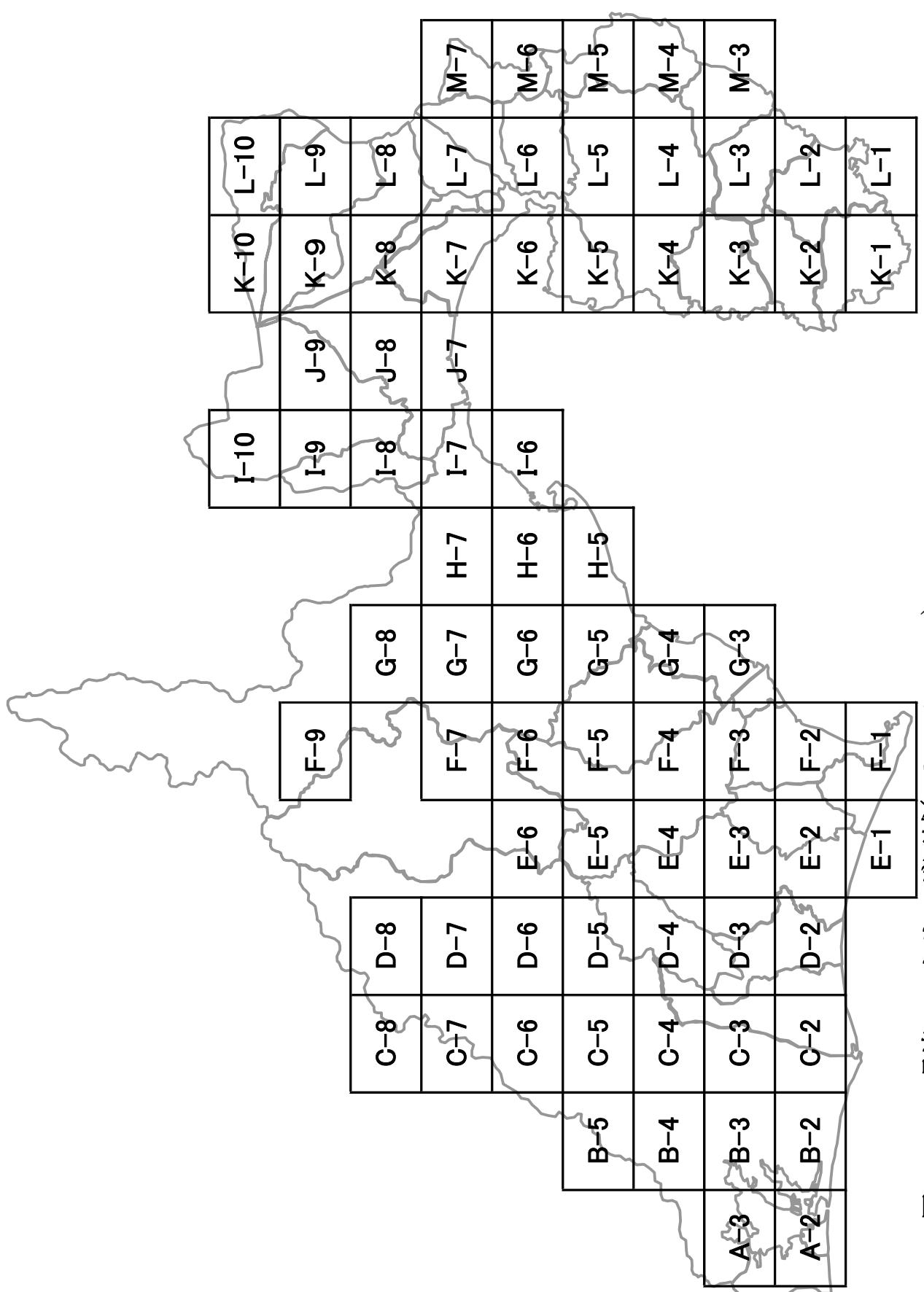
(3) 測定値及び環境基準の達成状況

ア 環境モニタリング

63 地点で実施した結果、すべての地点で環境基準を達成していた（表V-13）。

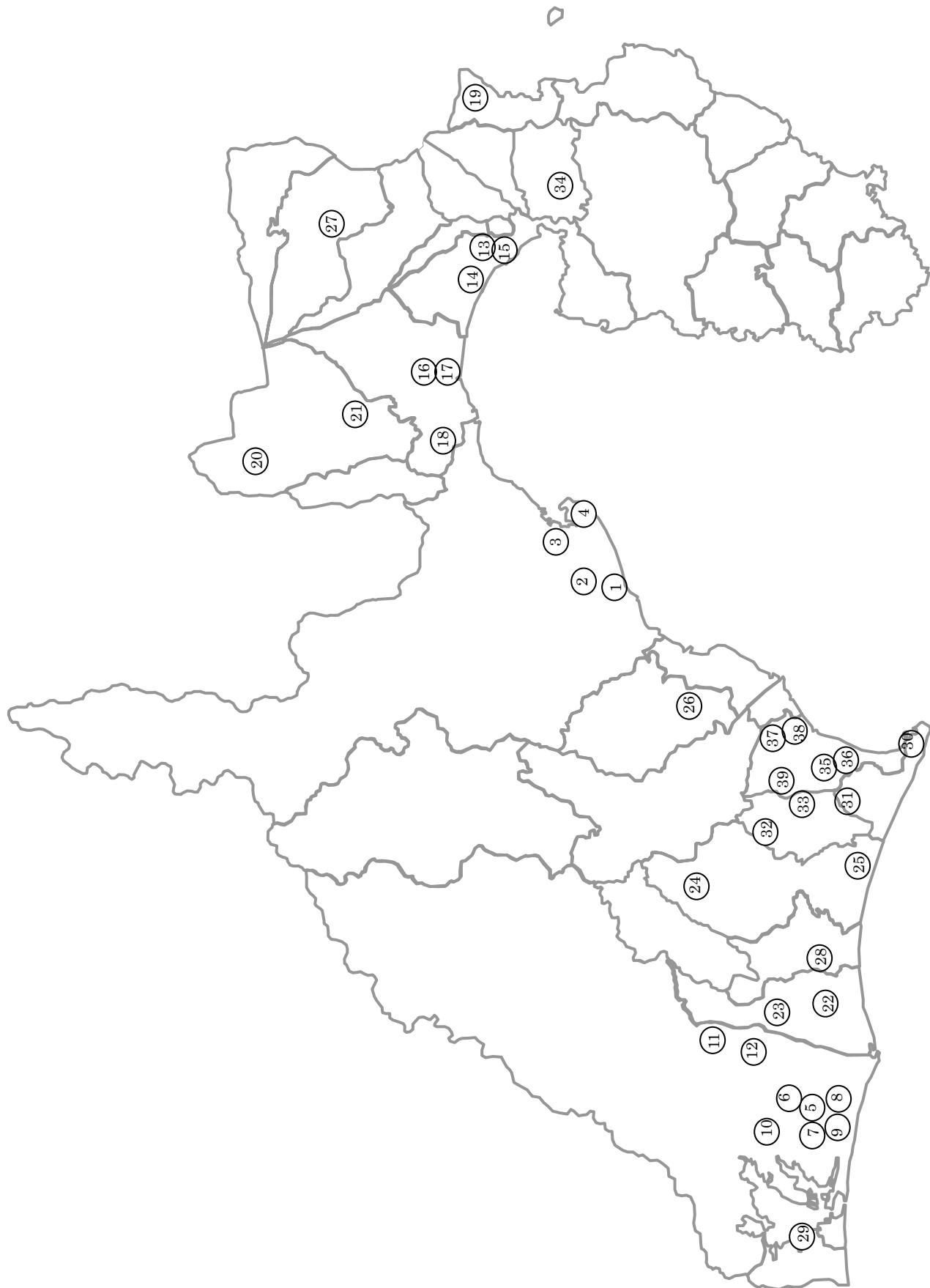
イ 定点モニタリング

39 地区 130 地点で実施した結果、表V-14 のとおり、24 地区 32 地点で環境基準を達成せず、各項目における環境基準を達成しなかった地区数及び地点数は、表V-15 のとおりであった。また、一時達成中の事例は、23 年度の定点モニタリング調査実施 39 地区のうち 15 地区であった（表V-16）。



図V-2 環境モニタリング区域(10km メッシュ) (注)マス中の記号—番号は表V-13における区域番号を表す。

図V-3 定点モニタリング地区 (注) 丸数字は、表V-14における地区番号を表す。



表V-13 平成23年度環境モニタリング調査の測定結果

網掛け部分は環境基準値を超過していることを示す。

表中の「-」は表V-12の報告下限値未満であることを示す。

区域番号	地点名	調査 担当 機関	井戸 区分	環境 基準 用途	調査項目								
					カドミウム 0.003以下	全シアン 検出されないこと	鉛 0.01以下	六価 クロム 0.05以下	砒素 0.01以下	総水銀 0.0005以下	ジクロ メタン 0.02以下	四塩 化炭素 0.002以下	塩化ビ ニルモナー 0.002以下
A-2	湖西市新所	静岡県	深	水道水源	-	-	-	-	-	-	-	-	-
A-3	浜松市北区細江町氣賀	浜松市	浅	生活用	-	-	-	-	-	-	-	-	-
B-2	浜松市南区米津町	浜松市	不明	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-
B-3	浜松市中区広沢	浜松市	深	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
B-3	浜松市北区根洗町	浜松市	浅	生活用	-	-	-	-	-	-	-	-	-
B-3	浜松市北区初生町	浜松市	深	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
B-4	浜松市北区引佐町西黒田	浜松市	浅	一般飲用	-	-	-	-	-	-	-	-	-
C-2	浜松市南区東町	国土交通省	深	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
C-2	浜松市中区曳馬五丁目	浜松市	深	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
C-3	浜松市東区笠井新田町	浜松市	深	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
C-3	浜松市浜北区上善地	浜松市	不明	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
C-4	浜松市浜北区根堅	浜松市	深	工業用	-	-	-	-	-	-	-	-	-
C-5	浜松市天竜区熊	浜松市	深	水道水源	-	-	-	-	-	-	-	-	-
D-2	磐田市岩井	静岡県	深	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
D-3	森町森	静岡県	深	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
E-1	掛川市大渕	静岡県	不明	生活用	-	-	-	-	-	-	-	-	-
E-2	掛川市高瀬	静岡県	浅	生活用	-	-	-	-	-	-	-	-	-
E-3	掛川市上西郷	静岡県	深	生活用	-	-	-	-	-	-	-	-	-
E-4	掛川市黒俣	静岡県	不明	生活用	-	-	-	-	-	-	-	-	-
F-1	御前崎市佐倉	静岡県	浅	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
F-2	牧之原市東萩間	静岡県	浅	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
F-3	島田市金谷根岸町	静岡県	不明	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
F-6	静岡市葵区黒俣	静岡市	不明	生活用	-	-	-	-	-	-	-	-	-
G-3	焼津市藤守	静岡県	不明	生活用	-	-	-	-	-	-	-	-	-
G-4	焼津市方ノ上	静岡県	浅	工業用	-	-	-	-	-	-	-	-	-
G-5	藤枝市岡部町宮島	静岡県	浅	一般飲用	-	-	-	-	-	-	-	-	-
G-5	静岡市駿河区下川原三丁目	静岡市	深	一般飲用	-	-	-	-	-	-	-	-	-
G-5	静岡市葵区平和一丁目	静岡市	浅	一般飲用	-	-	-	-	-	-	-	-	-

と測定値															単位: mg/L			
1, 2-ジクロエタン	1, 1-ジクロエチレン	1, 2-ジクロエチレン	1, 1, 1-トリクロロエタン	1, 1, 2-トリクロロエタン	トリクロエチレン	テトラクロロエチレン	1, 3-ゾクロロブロヘン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふつ素	ほう素	1, 4-ジオキサン		
0.004以下	0.1以下	0.04以下	1以下	0.006以下	0.03以下	0.01以下	0.002以下	0.006以下	0.003以下	0.02以下	0.01以下	0.01以下	10以下	0.8以下	1以下	0.05以下		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.85	—	—	—		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.52	0.10	—	—		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.12	0.10	—	—		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5.2	—	—	—		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.48	—	—	—		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8.7	—	—	—		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.1	—	—	—		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.14	—	—		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.6	—	—	—		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.1	0.09	—	—		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.2	—	—	—		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.9	—	—	—		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.72	—	—	—		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.10	—	—	—		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.6	—	—	—		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.49	0.1	—	—		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.3	0.17	0.1	—		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.80	0.08	—	—		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6.1	—	—	—		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.5	0.14	—	—		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.94	—	—	—		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.4	—	—	—		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.4	0.08	—	—		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.43	—	—	—		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.08	0.08	0.5	—		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.4	—	—	—		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.92	—	—	—		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.3	—	—	—		

区域番号	地点名	調査 担当 機関	井戸 区分	環境 基準 用途 0.003以下 検出されないこと	調査項目							
					カドミウム	全シアン	鉛	六価 クロム	砒素	総水 銀	ジクロ メタン	四塩 化炭素
					0.01以下	0.05以下	0.01以下	0.0005以下	0.02以下	0.002以下	0.002以下	0.002以下
G-6	静岡市葵区松野	静岡市	深	水道水源	—	—	—	—	—	—	—	—
H-5	静岡市葵区上足洗三丁目	静岡市	不明	一般飲用	—	—	—	—	—	—	—	—
H-5	静岡市駿河区下川原南	静岡市	浅	一般飲用	—	—	—	—	—	—	—	—
H-5	静岡市駿河区宮竹二丁目	静岡市	不明	生活用	—	—	—	—	—	—	—	—
H-6	静岡市葵区瀬名川二丁目	静岡市	不明	一般飲用	—	—	—	—	—	—	—	—
H-6	静岡市清水区入江岡町	静岡市	浅	生活用	—	—	—	—	—	—	—	—
I-6	静岡市清水区八木間町	静岡市	深	工業用	—	—	—	—	—	—	—	—
I-8	富士宮市上稻子	静岡県	不明	生活用	—	—	—	—	—	—	—	—
I-8	富士市南松野	富士市	深	工業用	—	—	—	—	—	—	—	—
I-9	富士宮市上稻子	静岡県	浅	生活用	—	—	—	—	—	—	—	—
I-10	富士宮市麓	静岡県	深	生活用	—	—	—	—	—	—	—	—
J-7	富士市比奈	富士市	深	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
J-7	富士市久沢	富士市	深	工業用	—	—	—	—	—	—	—	—
J-7	富士市下横割	富士市	浅	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
J-8	富士市大渕	富士市	深	生活用	—	—	—	—	—	—	—	—
J-9	富士宮市山宮	静岡県	深	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
K-1	南伊豆町入間	静岡県	浅	生活用	—	—	—	—	—	—	—	—
K-2	松崎町岩科北側	静岡県	浅	生活用	—	—	—	—	—	—	—	—
K-4	伊豆市土肥	静岡県	深	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
K-7	沼津市足高尾上	沼津市	不明	生活用	—	—	—	—	—	—	—	—
K-7	沼津市新沢田町	沼津市	深	工業用	—	—	—	—	—	—	—	—
K-8	沼津市足高尾上	沼津市	深	一般飲用	—	—	—	—	—	—	—	—
L-1	下田市吉佐美	静岡県	不明	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
L-2	下田市椎原	静岡県	浅	一般飲用	—	—	—	—	—	—	—	—
L-3	河津町梨本	静岡県	深	水道水源	—	—	—	—	—	—	—	—
L-4	伊豆市持越	静岡県	浅	生活用	—	—	—	—	—	—	—	—
L-5	伊豆の国市大仁	静岡県	浅	生活用	—	—	—	—	—	—	—	—
L-6	伊豆の国市北江間	静岡県	深	水道水源	—	—	—	—	—	—	—	—
L-7	長泉町下土狩	静岡県	深	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
L-7	沼津市大岡南小林	沼津市	深	一般飲用	—	—	—	—	—	—	—	—
L-8	裾野市岩波	静岡県	深	水道水源	—	—	—	—	—	—	—	—
L-9	御殿場市川島田	静岡県	深	生活用	—	—	—	—	—	—	—	—

単位: mg/L

と測定値														単位: mg/L		
1, 2-ジクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン	1, 2-ジクロロエチレン	1, 1, 1-トリクロロエタノン	1, 1, 2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1, 3-ジクロロブロベンゼン	チウラム	シマジン	チオベソカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふつ素	ほう素	1, 4-ジオキサン
0.004以下	0. 1 以下	0.04以下	1以下	0.006以下	0.03以下	0.01以下	0.002以下	0.006以下	0.003以下	0.02以下	0.01以下	0.01以下	10以下	0.8以下	1以下	0.05以下
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.66	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.87	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.78	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.68	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.94	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.9	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.60	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.0	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.7	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.17	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.0	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.5	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.1	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.7	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.22	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.51	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.61	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.35	0.22	—	—
—	—	—	—	—	0.022	0.0006	—	—	—	—	—	—	5.9	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.6	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.7	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.96	0.16	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.1	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.31	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.4	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.72	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.39	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.68	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.1	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.28	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.19	—	—	—

区域番号	地点名	調査 担当 機関	井戸 区分	環境 基準 用途 0.003以下 検出されないこと	調査項目								
					カドミウム	全シアン	鉛	六価 クロム	砒素	総水 銀	ジクロ メタン	四塩 化炭素	塩化ビ ニルモノマー
M-5	伊豆市上白岩	静岡県	深	水道水源	—	—	—	—	—	—	—	—	—
M-6	伊豆の国市浮橋	静岡県	深	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
M-7	函南町桑原	静岡県	浅	水道水源	—	—	—	—	—	—	—	—	—

と測定値															単位: mg/L			
1, 2-ジクロエタン	1, 1-ジクロロエチレン	1, 2-ジクロロエチレン	1, 1, 1-トリクロロエタノン	1, 1, 2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1, 3-ジクロロブロボエン	チウラム	シマジン	チオヘンカルバ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふつ素	ほう素	1, 4-ジオキサン		
0.004以下	0.1以下	0.04以下	1以下	0.006以下	0.03以下	0.01以下	0.002以下	0.006以下	0.003以下	0.02以下	0.01以下	0.01以下	10以下	0.8以下	1以下	0.05以下		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.26	—	—	—		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.1	—	—	—		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.33	—	—	—		

地区番号	市町名	地区名	調査担当機関	地点区分 汚染対照	調査項目	井戸区分 基準用途	調査項目と測定値 (単位: mg/L)												
							全シアン	鉛	六価クロム	砒素	四塩化炭素	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタノール	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふつ素	ほう素
37	牧之原市	静波	○ ○ ○	テトラクロロエチレン	浅	生活用	検出されないこと	0.01以下	0.05以下	0.01以下	0.002以下	0.1以下	0.04以下	1以下	0.03以下	0.01以下	10以下	0.8以下	1以下
					浅	生活用										—			
					浅	生活用										—			
38	牧之原市	静波	○ ○ ○	砒素	浅	生活用					0.005								
					浅	生活用				—									
					浅	生活用				—									
39	牧之原市	東萩間	○ ○ ○	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	浅	生活用										3.4			
					浅	その他										0.94			
					浅	その他										0.75			

(注) 汚染: 環境基準未達成の地区で代表的な地点。
 対照: 環境基準未達成の地区的下流部で汚染の広がりを監視する地点。
 井戸区分: 浅、深は、それぞれ浅井戸、深井戸を表す。

表V-15 定点モニタリング調査の環境基準未達成地区数及び地点数

項目	地区数	地点数
砒素	5	6
四塩化炭素	0	1
1, 2-ジクロロエチレン	1	1
トリクロロエチレン	3	6
テトラクロロエチレン	5	9
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5	7
四塩化炭素・テトラクロロエチレン	1	0
1, 2-ジクロロエチレン・トリクロロエチレン	2	2
トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン	2	0
計	24	32

表V-16 平成23年度定点モニタリング調査結果の環境基準達成期間の状況

基準達成期間	事例数	県モニタリング地区	政令市モニタリング地区
5年間以上	6地区	富士宮市北部(VOC) 14年 富士宮市小泉(VOC) 13年 牧之原市鬼女新田(窒素) 5年	浜松市寺脇(VOC) 9年 浜松市中瀬(VOC) 8年 浜松市小松(VOC) 5年
4年間	2地区	藤枝市築地(VOC)	浜松市高丘東(VOC)
3年間	2地区	牧之原市静波(砒素) 牧之原市東萩間(窒素)	
2年間	1地区	磐田市匂坂上(鉛)	
1年間	4地区	熱海市伊豆山(VOC) 牧之原市静波(VOC) 掛川市大和田(窒素)	静岡市七ヶ新屋(VOC)

VII ダイオキシン類の状況

1 ダイオキシン類の環境調査

ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）第26条の規定に基づき、県内の大气等のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視した。

平成23年度に実施したダイオキシン類環境調査の測定地点数及び測定頻度は表VI-1のとおりである。（国土交通省、静岡市、浜松市、沼津市、富士市分を含む。）

表VI-1 ダイオキシン類環境調査の測定地点数、測定頻度

区分	測定地点数							測定頻度	備考
	国土交通省	県	静岡市	浜松市	沼津市	富士市	合計		
大気	0	10	6	4	4	2	26	年2回 又は4回	大気常時監視測定期等
水質	河川	6	10	7	3	4	9	年1回 又は2回	主要河川の環境基準点等
	海域	0	3	5	0	1	4	年1回	環境基準点
	湖沼	0	0	0	0	0	0	年1回	環境基準点
	地下水	0	7	10	2	2	23	年1回	個人井戸、事業所井戸等
土壤		0	9	10	0	2	1	年1回	屋外公共施設等
底質	河川	6	10	7	3	4	6	年1回 又は2回	水質（河川）と同地点等
	海域	0	3	5	0	1	2	年1回	水質（海域）と同地点
	湖沼	0	0	0	0	0	0	年1回	水質（湖沼）と同地点等

2 ダイオキシン類に係る環境基準

法第7条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準が定められている。

表VI-2 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	環境基準値		
大気	年間平均値が	0.6	pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	年間平均値が	1	pg-TEQ/L以下
土壤		1,000	pg-TEQ/g以下
水底の底質		150	pg-TEQ/g以下

3 環境基準の達成状況

大気、地下水、土壤について、すべての測定地点で環境基準を達成した。水質は1地点（今之浦川　於福橋）、底質は1地点（沼川　富士見大橋）で環境基準を超過した。

田子の浦港C-1は浄化対策中（平成16年度～）のため、水質及び底質の調査は未実施。

4 ダイオキシン類環境調査結果

(1) 大気

測定地点	測定結果 (年平均値) (pg-TEQ/m ³)	(参考)平成22年度 全国の調査結果の 範囲(pg-TEQ/m ³)	環境基準値 (pg-TEQ/m ³)
下田市役所 (静岡県)	0.011		
熱海総合庁舎 (静岡県)	0.012		
裾野市民文化センター (静岡県)	0.018		
御殿場消防署 (静岡県)	0.024		
富士宮市役所 (静岡県)	0.039		
富士宮市立山宮小学校 (静岡県)	0.036		
自排藤枝 (静岡県)	0.015		
磐田市役所 (静岡県)	0.013		
湖西市役所 (静岡県)	0.034		
湖西市衛生プラント井戸ポンプ場 (静岡県)	0.12		
静岡市役所静岡庁舎 (静岡市)	0.026	0.0054～0.32	0.6以下
静岡市立服織小学校 (静岡市)	0.012		
静岡市立長田南中学校 (静岡市)	0.020		
静岡市立清水第七中学校 (静岡市)	0.020		
静岡市立清水三保第一小学校 (静岡市)	0.039		
元蒲原支所 (静岡市)	0.019		
浜松市立葵が丘小学校 (浜松市)	0.019 ^A		
浜松市立篠原中学校 (浜松市)	0.016 ^A		
浜松市保健環境研究所 (浜松市)	0.020 ^A		
浜松市立北浜小学校 (浜松市)	0.0096 ^A		
沼津市足高拓南自治会館 (沼津市)	0.013		
沼津市浮島地区センター (沼津市)	0.040		
沼津市保健センター (沼津市)	0.018		
沼津市立第三中学校 (沼津市)	0.012		
富士市救急医療センター (富士市)	0.032		
富士市立元吉原中学校 (富士市)	0.023		

注1) TEQ(ToxicEquivalents毒性等量):ダイオキシン類は種類が多くそれぞれ毒性が異なるので、最も毒性の強い2, 3, 7, 8-TCDDの毒性を1として、他のダイオキシンの毒性の強さを換算して評価するときの単位

なお、調査結果は有効数字2桁で表している。

注2) 「平成22年度全国の調査結果」とは、環境省が公表した全国の調査結果(地方公共団体実施分も含む)

注3) 測定地点欄の()は、測定機関名

注4) 測定回数は特に記入のないものは年4回、「A」を付記したものは年2回で、調査結果はその平均値。

* 注1)～注3)については、以下の表において同じ。

(2) 水質（河川）

測定地点	測定結果 (pg-TEQ/L)	(参考) 平成22年度 全国の調査結果の 範囲 (pg-TEQ/L)	環境基準値 (pg-TEQ/L)
富士川 富士川橋 (国土交通省)	0.073		
狩野川 徳倉橋 (国土交通省)	0.13		
安倍川 安部川橋 (国土交通省)	0.068		
大井川 富士見橋 (国土交通省)	0.13		
菊川 高田橋 (国土交通省)	0.098		
天竜川 鹿島橋 (国土交通省)	0.078		
伊東大川 渚橋 (静岡県)	0.072		
瀬戸川 当目大橋 (静岡県)	0.52		
来光川 蛇ヶ橋 (静岡県)	0.20		
大場川 塚本橋 (静岡県)	0.13		
黄瀬川 黄瀬川橋 (静岡県)	0.041		
黒石川 黒石橋 (静岡県)	0.044		
柄山川 一色大橋 (静岡県)	0.056		
太田川 豊浜橋 (静岡県)	0.088		
彷彿川 東橋 (静岡県)	0.66		
今之浦川 於福橋 (静岡県)	1.2		
巴川 巴川橋 (静岡市)	0.17		
巴川 港橋 (静岡市)	0.064		
丸子川 ペったん橋 (静岡市)	0.027		
小坂川 150号新小坂川橋 (静岡市)	0.030	0.016～2.1	1以下
浜川 浜川新橋 (静岡市)	0.092		
興津川 浦安橋 (静岡市)	0.025		
庵原川 庵原川橋 (静岡市)	0.096		
新川 志都呂橋 (浜松市)	0.079		
伊佐地川 中之谷橋 (浜松市)	0.051		
馬込川 白羽橋 (浜松市)	0.087		
沼川 植田橋 (沼津市)	0.38		
沼川 富士見大橋 (沼津市)	0.58		
沼川 沼川橋 (沼津市)	0.16		
江川 江川橋 (沼津市)	0.22		
潤井川 前田橋 (富士市)	0.044		
沼川 沼川新橋 (富士市)	0.30		
岳南排水路 沼川吐口 (富士市)	0.14		
岳南排水路 4号末端 (富士市)	0.030		
岳南排水路 5号末端 (富士市)	0.13		
江川末端 (富士市)	0.20		
和田川末端 (富士市)	0.088		
小潤井川末端 (富士市)	0.19		
早川末端 (富士市)	0.19		

注) 測定回数は年1回又は2回で調査結果はその平均値

(3) 水質（海域）

測定地点	測定結果 (pg-TEQ/L)	(参考) 平成22年度 全国の調査結果の 範囲 (pg-TEQ/L)	環境基準値 (pg-TEQ/L)
下田港 港中央 (静岡県)	0.025		
焼津漁港 焼津地区港中央 (静岡県)	0.030		
浜名湖 湖心 (静岡県)	0.030		
久能沖 (静岡市)	0.025		
高松沖 (静岡市)	0.024		
石部沖 (静岡市)	0.029		
用宗漁港 港中央 (静岡市)	0.026		
江尻埠頭沖 (静岡市)	0.040		
沼津新港 前面海域 (沼津市)	0.054		
田子の浦港 (C-1) (富士市)	—		
田子の浦港 (C-2) (富士市)	0.051		
田子の浦港 (C-3) (富士市)	0.042		
田子の浦地先 (B-2) (富士市)	0.027		
田子の浦地先 (A-2) (富士市)	0.024		

注) 測定回数は年1回

(4) 水質（地下水）

測定地点	測定結果 (pg-TEQ/L)	(参考) 平成22年度 全国の調査結果の 範囲 (pg-TEQ/L)	環境基準値 (pg-TEQ/L)
富士宮市上稻子 (静岡県)	0.024		
藤枝市岡部町宮島 (静岡県)	0.029		
下田市椎原 (静岡県)	0.025		
伊豆市持越 (静岡県)	0.026		
御前崎市佐倉 (静岡県)	0.025		
牧之原市東萩間 (静岡県)	0.032		
函南町桑原 (静岡県)	0.024		
静岡市葵区上足洗三丁目 (静岡市)	0.024		
静岡市駿河区下川原南 (静岡市)	0.029		
静岡市駿河区宮竹二丁目 (静岡市)	0.024		
静岡市駿河区下川原三丁目 (静岡市)	0.024		
静岡市葵区平和一丁目 (静岡市)	0.030		
静岡市葵区瀬名川二丁目 (静岡市)	0.024		
静岡市清水区入江岡町 (静岡市)	0.025		
静岡市葵区黒俣 (静岡市)	0.024		
静岡市葵区松野 (静岡市)	0.024		
静岡市清水区八木間町 (静岡市)	0.024		
浜松市東区笠井新田町 (浜松市)	0.025		
浜松市南区米津町 (浜松市)	0.025		
沼津市平沼 (沼津市)	0.041		
沼津市原 (沼津市)	0.041		
富士市南松野 (富士市)	0.024		
富士市大淵 (富士市)	0.024		

注) 測定回数は年1回

(5) 土壤

測定地点	測定結果 (pg-TEQ/g)	(参考) 平成22年度 全国の調査結果の 範囲(pg-TEQ/g)	環境基準 (pg-TEQ/g)
富士宮市大中里	(静岡県)	0.62	
島田市伊太	(静岡県)	0.15	
磐田市鎌田	(静岡県)	0.044	
掛川市逆川	(静岡県)	0.030	
藤枝市田沼	(静岡県)	0.32	
袋井市広岡	(静岡県)	0.015	
御前崎市港	(静岡県)	5.5	
小山町竹之下	(静岡県)	0.15	
森町森	(静岡県)	0.081	
静岡市葵区駒形通二丁目	(静岡市)	0.084	
静岡市駿河区中田二丁目	(静岡市)	0.0013	
静岡市駿河区宮竹二丁目	(静岡市)	0.0013	
静岡市駿河区豊田一丁目	(静岡市)	0.074	
静岡市駿河区東新田三丁目	(静岡市)	0.22	
静岡市葵区平和一丁目	(静岡市)	0.30	
静岡市葵区東瀬名町	(静岡市)	0.021	
静岡市清水区下野中	(静岡市)	0.046	
静岡市清水区駒越東町	(静岡市)	1.4	
静岡市清水区蒲原	(静岡市)	0.52	
沼津市西添町	(沼津市)	5.8	
沼津市真砂町	(沼津市)	3.8	
富士市大渕	(富士市)	0.14	

注) 測定回数は年1回

0~94

1,000以下

(6) 底質(河川)

測定地点	測定結果 (pg-TEQ/g)	(参考) 平成22年度 全国の調査結果の 範囲 (pg-TEQ/g)	環境基準 (pg-TEQ/g)
富士川 富士川橋 (国土交通省)	0.23		
狩野川 徳倉橋 (国土交通省)	0.31		
安倍川 安部川橋 (国土交通省)	0.21		
大井川 富士見橋 (国土交通省)	0.21		
菊川 高田橋 (国土交通省)	0.42		
天竜川 鹿島橋 (国土交通省)	0.21		
伊東大川 渚橋 (静岡県)	2.0		
瀬戸川 当目大橋 (静岡県)	0.50		
来光川 蛇ヶ橋 (静岡県)	0.71		
大場川 塚本橋 (静岡県)	0.87		
黄瀬川 黄瀬川橋 (静岡県)	0.22		
黒石川 黒石橋 (静岡県)	1.6		
柄山川 一色大橋 (静岡県)	1.9		
太田川 豊浜橋 (静岡県)	4.1		
彷彿川 東橋 (静岡県)	42		
今之浦川 於福橋 (静岡県)	13		
巴川 巴川橋 (静岡市)	1.2		
巴川 港橋 (静岡市)	12		
丸子川 ペったん橋 (静岡市)	0.67		
小坂川 150号新小坂川橋 (静岡市)	0.56		
浜川 浜川新橋 (静岡市)	3.1		
興津川 浦安橋 (静岡市)	0.17		
庵原川 庵原川橋 (静岡市)	0.43		
新川 志都呂橋 (浜松市)	0.41		
伊佐地川 中之谷橋 (浜松市)	0.27		
馬込川 白羽橋 (浜松市)	0.67		
沼川 植田橋 (沼津市)	150		
沼川 富士見大橋 (沼津市)	430		
沼川 沼川橋 (沼津市)	13		
江川 江川橋 (沼津市)	8.8		
潤井川 前田橋 (富士市)	0.25		
沼川 沼川新橋 (富士市)	0.84		
江川末端 (富士市)	5.0		
和田川末端 (富士市)	3.0		
小潤井川末端 (富士市)	0.69		
早川末端 (富士市)	23		

0.054～320

150以下

注) 測定回数は年1回又は年2回で調査結果はその最大値

(7) 底質（海域）

測定地点	測定結果(pg-TEQ/g)	(参考)平成22年度 全国の調査結果の 範囲(pg-TEQ/g)	環境基準値 (pg-TEQ/g)
下田港 港中央 (静岡県)	10	0.078～160	150以下
焼津漁港 焼津地区港中央 (静岡県)	5.3		
浜名湖 湖心 (静岡県)	18		
久能沖 (静岡市)	0.44		
高松沖 (静岡市)	0.33		
石部沖 (静岡市)	1.1		
用宗漁港 港中央 (静岡市)	0.71		
江尻埠頭沖 (静岡市)	10		
沼津新港 前面海域 (沼津市)	5.6		
田子の浦港 (C-1) (富士市)	—		
田子の浦港 (C-2) (富士市)	0.17		
田子の浦港 (C-3) (富士市)	1.7		

注) 測定回数は年1回

VII 未規制化学物質等の状況

1 調査概要

内分泌かく乱化学物質については、環境省が魚類への内分泌かく乱作用の疑いがあるとした3物質を調査した。

また、PRTR法対象化学物質については、同法に基づく届出で公共用水域への排出が多い物質及び県内広範囲で排出工場数が多く毒性の高い物質2物質を調査した。

残留性有機汚染物質については、生物蓄積性があり難分解性で長距離移動性があるP O P s条約規制物質に追加された2物質を調査した。

有機スズ化合物については、最近5年間の調査で環境省が設定している「水質評価の目安値」(0.01 μg/L)を超えたことがある2地点について2物質を調査した。

2 調査結果

(1) 調査物質

内分泌かく乱化学物質 (3物質)	ノニルフェノール、4-tert-オクチルフェノール、ビスフェノールA
PRTR法対象化学物質 (2物質)	N,N-ジメチルデシルアミン=N-オキシド、O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート
残留性有機汚染物質 (2物質)	パーカルオロオクタンスルホン酸及びその塩、パーカルオロオクタン酸及びその塩
有機スズ化合物 (2物質)	トリブチルスズ化合物、トリフェニルスズ化合物

(2) 調査地点及び調査対象

表VII-1、2及び3の県内7地点の水質並びに表VII-4の県内2地点の水質

(3) 調査結果

ア 内分泌かく乱化学物質

内分泌かく乱化学物質の検出率は、29%であった。

ノニルフェノールは、すべての地点で報告下限値未満であった。

4-tert-オクチルフェノールの検出率14%は、直近5年分の全国調査(公共用水域・淡水)の検出率31%を下回った。

ビスフェノールAの検出率71%は、直近5年分の全国調査(公共用水域・淡水)の検出率65%を上回ったが、全ての河川において、前回(平成20年度)行った同河川における調査結果より低い値となった。

イ PRTR法対象化学物質

PRTR法対象化学物質の検出率は、14%であった。

N,N-ジメチルデシルアミン=N-オキシドの検出率29%は、直近の全国調査(平成16年度)の検出率10%を上回ったが、全国調査の検出範囲(3ng/L未満～16ng/L)に比べて高くなかった。

O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアートは、すべての地点で報告下限値未満であった。

ウ 残留性有機汚染物質

残留性有機汚染物質はすべての地点で検出された。

パーカルオロオクタンスルホン酸及びその塩は、直近5年分の全国調査の検出率97%と同程度であったが、直近の全国調査(平成22年度)の検出範囲(0.07ng/L未満～45ng/L)に比べて高くなかった。

パーカルオロオクタン酸及びその塩は、直近5年分の全国調査の検出率100%と同等であったが、直近の全国調査(平成22年度)の検出範囲(0.16ng/L～

110ng/L)に比べて高くなかった。

エ 有機スズ化合物

有機スズ化合物のうちトリプチルスズ化合物及びトリフェニルスズ化合物は、2地点とも水質評価の目安値以下であった。

表VII-1 平成23年度未規制化学物質調査結果(内分泌かく乱化学物質) 単位: $\mu\text{g}/\text{L}$

地点名 \ 物質名	ノニルフェノール	4-tert-オクチル フェノール	ビスフェノールA
沼川 (沼川新橋)	<0.1	0.01	0.22
潤井川 (田子の浦橋)	<0.1	<0.01	<0.01
朝比奈川 (横内橋)	<0.1	<0.01	<0.01
瀬戸川 (入江橋)	<0.1	<0.01	0.07
小石川 (八雲橋)	<0.1	<0.01	0.01
黒石川 (黒石橋)	<0.1	<0.01	0.01
栃山川 (一色大橋)	<0.1	<0.01	0.01
報告下限値	0.1	0.01	0.01
報告下限値以上/検体数	0/7	1/7	5/7

表VII-2 平成23未規制化学物質等調査結果(PRTR法対象化学物質)

(単位: N,N-ジメチルテシルアミン=N-オキド; ng/L、O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート; $\mu\text{g}/\text{L}$)

地点名 \ 物質名	N,N-ジメチルテシルアミン=N-オキド	O-エチル=O-4-ニトロフェニル =フェニルホスホノチオアート
沼川 (沼川新橋)	<3	<0.06
潤井川 (田子の浦橋)	7	<0.06
朝比奈川 (横内橋)	<3	<0.06
瀬戸川 (入江橋)	<3	<0.06
小石川 (八雲橋)	<3	<0.06
黒石川 (黒石橋)	3	<0.06
栃山川 (一色大橋)	<3	<0.06
報告下限値	3	0.06
報告下限値以上/検体数	2/7	0/7

表VII-3 平成23未規制化学物質等調査結果(残留性有機汚染物質) 単位: ng/L

地点名 \ 物質名	パーグロオクタンスルホン酸及びその塩	パーグロオクタン酸及びその塩
沼川 (沼川新橋)	2.0	9.3
潤井川 (田子の浦橋)	2.3	2.7
朝比奈川 (横内橋)	0.12	1.4
瀬戸川 (入江橋)	0.51	3.0
小石川 (八雲橋)	1.6	5.7
黒石川 (黒石橋)	1.0	8.9
栃山川 (一色大橋)	0.25	3.8
報告下限値	0.04	0.04
報告下限値以上/検体数	7/7	7/7

表VII-4 平成23年度未規制化学物質調査結果(有機スズ化合物) 単位: $\mu\text{g}/\text{L}$

地点名 \ 物質名	トリプチルスズ化合物	トリフェニルスズ化合物
安良里漁港	0.009	<0.005
戸田漁港	0.004	<0.005
水質評価の目安値	0.01	0.01
水質評価の目安値超過/検体数	0/2	0/2

VIII 自動車騒音の状況

1 自動車騒音の常時監視

自動車騒音の常時監視は、騒音規制法第18条に基づき県及び騒音規制法政令市（政令指定都市・中核市・特例市）が実施している。

平成15年度からは、従来実施してきた点的評価（騒音の実測による測定点での評価）に加え、面的評価（一定の区間ごとに道路沿道（50m以内）に立地するすべての住居等の騒音レベルを推計し、環境基準値を超過する戸数及び割合で評価）を実施している。平成23年度に実施した調査の状況は、以下のとおりである。

表VIII-1 評価の実施状況

実施主体	県	政令指定都市		特例市		計
		静岡市	浜松市	沼津市	富士市	
面的評価	評価区間延長(km)	997.1	378.2	366.1	106.4	30.7 1878.5
点的評価	測定地点数	17	24	16	3	7 67

2 道路に面する地域の環境基準

生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として定められた騒音に係る環境基準のうち、道路交通騒音が支配的な音源である地域については、一般地域とは異なる地域区分がされており、それぞれ以下のとおり環境基準が定められている。

表VIII-2-(1) 道路に面する地域における基準値（幹線道路近接空間※1を除く。）

地域の区分	基 準 値	
	昼 間 午前6時から 午後10時まで	夜 間 午後10時から 翌日の午前6時まで
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう

表VIII-2-(2) 幹線道路近接空間（幹線交通を担う道路に近接する空間）における基準値

基 準 値	
昼 間 午前6時から午後10時まで	夜 間 午後10時から翌日の午前6時まで
70デシベル以下	65デシベル以下

備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

※1 幹線道路近接空間とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る）及び自動車専用道路のうち、次の範囲をいう。

2車線以下：道路端から15メートル

2車線を超える：道路端から20メートル

※2 基準値を示す指標は、等価騒音レベル（L_{Aeq}、単位デシベル(dB)）である。

表VIII-2-(3) 地域の区分

地域の類型	該当地域
A	騒音規制法に基づく第1種区域並びに騒音規制法に基づく第2種区域のうち第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	騒音規制法に基づく第2種区域のうちAの地域の類型をあてはめる地域以外の地域
C	騒音規制法に基づく第3種区域及び第4種区域

3 自動車騒音の常時監視結果

(1) 面的評価

今回評価の対象とした道路（総延長1,878.5km）に面する地域の住居等（205,999戸）の環境基準達成状況は、昼間（午前6時～午後10時）、夜間（午後10時～午前6時）ともに達成したのは186,638戸（90.6%）であり、昼間のみ達成は5,996戸（2.9%）、夜間のみ達成は895戸（0.4%）であった。

表VIII-3 自動車騒音の常時監視結果（面的評価）

No	評価対象道路	市町	評価区間 延長 (km)	評価 対象 戸数	達成状況(戸)				達成状況(%)			
					昼夜 達成	昼のみ 達成	夜のみ 達成	昼夜 超過	昼夜 達成	昼のみ 達成	夜のみ 達成	昼夜 超過
1	東名高速道路	静岡市	26.6	3,887	3,755	33	0	99	96.6	0.8	0.0	2.5
2	東名高速道路	浜松市	26.5	1,698	1,451	100	0	147	85.5	5.9	0.0	8.7
3	東名高速道路	沼津市	4.4	64	58	6	0	0	90.6	9.4	0.0	0.0
4	東名高速道路	島田市	0.6	39	39	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
5	東名高速道路	富士市	6.7	544	520	21	0	3	95.6	3.9	0.0	0.6
6	東名高速道路	磐田市	7.2	147	143	0	4	0	97.3	0.0	2.7	0.0
7	東名高速道路	焼津市	11.5	642	635	2	0	5	98.9	0.3	0.0	0.8
8	東名高速道路	掛川市	7.8	388	379	0	0	9	97.7	0.0	0.0	2.3
9	東名高速道路	藤枝市	2.8	60	60	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
10	東名高速道路	御殿場市	11.1	609	603	4	0	2	99.0	0.7	0.0	0.3
11	東名高速道路	袋井市	5.6	192	192	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
12	東名高速道路	裾野市	3.5	254	237	17	0	0	93.3	6.7	0.0	0.0
13	東名高速道路	菊川市	4.4	241	232	9	0	0	96.3	3.7	0.0	0.0
14	東名高速道路	牧之原市	5.5	77	74	3	0	0	96.1	3.9	0.0	0.0
15	東名高速道路	長泉町	0.3	7	7	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
16	東名高速道路	小山町	6.8	199	199	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
17	東名高速道路	吉田町	2.7	44	44	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
18	一般国道1号	静岡市	36.6	5,681	5,030	111	7	533	88.5	2.0	0.1	9.4
19	一般国道1号	浜松市	29.9	2,254	2,072	112	16	54	91.9	5.0	0.7	2.4
20	一般国道1号	沼津市	10.0	1,290	1,126	134	0	30	87.3	10.4	0.0	2.3
21	一般国道1号	三島市	12.4	878	646	221	0	11	73.6	25.2	0.0	1.3
22	一般国道1号	島田市	11.1	880	878	1	0	1	99.8	0.1	0.0	0.1
23	一般国道1号	富士市	5.4	359	220	114	0	25	61.3	31.8	0.0	7.0
24	一般国道1号	磐田市	7.6	834	833	0	1	0	99.9	0.0	0.1	0.0
25	一般国道1号	掛川市	12.2	891	793	18	0	80	89.0	2.0	0.0	9.0
26	一般国道1号	藤枝市	13.5	702	698	3	0	1	99.4	0.4	0.0	0.1

No	評価対象道路	市町	評価区間延長(km)	評価対象戸数	達成状況(戸)				達成状況(%)			
					昼夜達成	昼のみ達成	夜のみ達成	昼夜超過	昼夜達成	昼のみ達成	夜のみ達成	昼夜超過
76	一般国道362号	静岡市	21.2	2,566	2,515	1	4	46	98.0	0.0	0.2	1.8
77	一般国道362号	浜松市	18.1	1,336	1,282	53	0	1	96.0	4.0	0.0	0.1
78	一般国道362号	川根本町	13.1	544	544	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
79	一般国道414号	沼津市	12.2	2,831	2,258	120	0	453	79.8	4.2	0.0	16.0
80	一般国道414号	下田市	7.1	635	563	0	72	0	88.7	0.0	11.3	0.0
81	一般国道414号	伊豆市	5.2	329	329	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
82	一般国道414号	伊豆の国市	5.6	497	496	0	1	0	99.8	0.0	0.2	0.0
83	一般国道469号	富士宮市	4.8	225	220	0	0	5	97.8	0.0	0.0	2.2
84	一般国道469号	御殿場市	3.8	318	290	0	0	28	91.2	0.0	0.0	8.8
85	一般国道469号	裾野市	3.3	15	15	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
86	一般国道473号	島田市	5.8	460	458	0	0	2	99.6	0.0	0.0	0.4
87	一般国道473号	牧之原市	2.2	307	307	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
88	県道	静岡市	219.5	34,536	27,038	1,678	146	5,674	78.3	4.9	0.4	16.4
89	県道	浜松市	129.7	14,874	13,089	411	126	1,248	88.0	2.8	0.8	8.4
90	県道	沼津市	77.1	13,720	13,095	270	21	334	95.4	2.0	0.2	2.4
91	県道	熱海市	4.0	756	728	22	4	2	96.3	2.9	0.5	0.3
92	県道	三島市	20.7	3,334	2,990	341	0	3	89.7	10.2	0.0	0.1
93	県道	富士宮市	39.8	3,691	3,557	7	15	112	96.4	0.2	0.4	3.0
94	県道	伊東市	10.1	1,292	1,173	0	0	119	90.8	0.0	0.0	9.2
95	県道	島田市	37.4	3,724	3,667	19	1	37	98.5	0.5	0.0	1.0
96	県道	富士市	16.6	2,658	2,309	2	2	345	86.9	0.1	0.1	13.0
97	県道	磐田市	70.0	4,516	4,484	0	32	0	99.3	0.0	0.7	0.0
98	県道	焼津市	26.5	3,523	3,502	1	7	13	99.4	0.0	0.2	0.4
99	県道	掛川市	46.3	2,840	2,660	0	2	178	93.7	0.0	0.1	6.3
100	県道	藤枝市	41.2	4,549	4,448	69	4	28	97.8	1.5	0.1	0.6
101	県道	御殿場市	20.8	2,385	2,211	170	0	4	92.7	7.1	0.0	0.2
102	県道	袋井市	35.3	2,703	2,700	0	2	1	99.9	0.0	0.1	0.0
103	県道	裾野市	17.4	1,999	1,808	174	0	17	90.4	8.7	0.0	0.9
104	県道	湖西市	12.6	1,022	1,022	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
105	県道	伊豆市	6.5	437	436	1	0	0	99.8	0.2	0.0	0.0
106	県道	御前崎市	6.2	356	352	0	2	2	98.9	0.0	0.6	0.6
107	県道	菊川市	31.2	2,147	1,948	120	0	79	90.7	5.6	0.0	3.7
108	県道	伊豆の国市	13.4	1,256	1,224	28	0	4	97.5	2.2	0.0	0.3
109	県道	牧之原市	0.6	68	67	1	0	0	98.5	1.5	0.0	0.0
110	県道	函南町	9.3	577	576	1	0	0	99.8	0.2	0.0	0.0
111	県道	清水町	8.5	1,566	1,546	6	9	5	98.7	0.4	0.6	0.3
112	県道	長泉町	4.7	897	885	12	0	0	98.7	1.3	0.0	0.0
113	県道	小山町	2.0	141	141	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
114	県道	吉田町	9.0	833	829	1	0	3	99.5	0.1	0.0	0.4
115	県道	森町	11.1	634	634	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
116	市道	静岡市	17.7	6,301	5,808	117	8	368	92.2	1.9	0.1	5.8
117	市道	浜松市	68.9	17,327	17,031	142	53	101	98.3	0.8	0.3	0.6
118	市道	富士市	2.0	130	130	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
計			1,878.5	205,999	186,638	5,996	895	12,470	90.6	2.9	0.4	6.1

注1 面的評価対象道路

静岡県	平成17年度道路交通センサス対象路線のうち、741区間。(旧由比町と旧富士川町を含む。)
静岡市	環境基準当てはめ地域内における平成17年度道路交通センサス対象路線及び4車線以上の市道。
浜松市	平成17年度道路交通センサス対象路線及び4車線以上の市道のうち、夜間交通量1200台／8h以上かつ定点とした60区間。
沼津市	平成17年度道路交通センサス対象路線すべて。
富士市	平成17年度道路交通センサス対象路線及び4車線以上の市道すべて。

注2 県による推計においては、富士宮市、島田市、磐田市、掛川市、藤枝市、湖西市による合計

20 地点での測定データも活用した。

注3 静岡市、浜松市、沼津市、富士市地区の評価については各市調べ。

注4 道路に挟まれた住居や交差点付近等の複数道路から影響を受けている住居については、各道路からの騒音を合成し評価している。

(2) 点的評価

測定地点（67 地点、すべて幹線道路近接空間）での環境基準の適合状況は、昼間（午前6時～午後10時）、夜間（午後10時～午前6時）ともに適合したのは42 地点（62.7%）であり、昼間のみ適合は4 地点（6.0%）、夜間のみ適合は2 地点（3.0%）であった。

表VIII-4 自動車騒音の常時監視結果（点的評価）

No	測定地点（住所）	道路名	用途 地域	昼間 (基準値 70dB)		夜間 (基準値 65dB)	
				評価値	適否	評価値	適否
1	静岡市清水区蒲原	一般国道1号	5	60	○	59	○
2	静岡市駿河区丸子	一般国道1号	3	73	×	72	×
3	静岡市清水区北脇	一般国道1号	5	69	○	63	○
4	静岡市駿河区国吉田	一般国道1号	5	72	×	66	×
5	静岡市葵区栄町	一般国道1号	4	68	○	63	○
6	静岡市駿河区丸子	一般国道1号	5	70	○	65	○
7	静岡市清水区西久保	一般国道1号（静清B P）	3	74	×	73	×
8	静岡市清水区谷津町	一般国道52号	3	74	×	72	×
9	静岡市清水区宮加三	一般国道150号	3	75	×	71	×
10	静岡市清水区増	一般国道150号	7	71	×	66	×
11	静岡市駿河区下島	一般国道150号	3	67	○	62	○
12	静岡市駿河区桃園町	一般国道150号	5	74	×	70	×
13	静岡市葵区羽鳥	一般国道362号	3	68	○	62	○
14	静岡市葵区一番町	一般国道362号	4	70	○	64	○
15	静岡市清水区三保	三保駒越線	3	67	○	60	○
16	静岡市葵区東千代田	山脇大谷線	3	68	○	63	○
17	静岡市駿河区池田	山脇大谷線	3	70	○	67	×
18	静岡市清水区庵原町	清水富士宮線	7	67	○	58	○
19	静岡市清水区鳥坂	静岡清水線	3	71	×	66	×
20	静岡市駿河区中野新田	中島南安倍線	4	71	×	66	×
21	静岡市駿河区手越原	藤枝静岡線	5	68	○	62	○
22	静岡市葵区本通	藤枝静岡線	4	70	○	62	○
23	静岡市葵区牧ヶ谷	奈良間手越線	5	71	×	66	×
24	静岡市葵区瀬名	平山草薙停車場線	3	67	○	63	○
25	浜松市西区湖東町	東名高速道路	7	59	○	58	○
26	浜松市南区米津町	一般国道1号	7	70	○	70	×
27	浜松市東区長鶴町	一般国道1号	7	66	○	65	○
28	浜松市西区坪井町	一般国道1号（浜名B P）	7	56	○	53	○
29	浜松市天竜区水窪町奥領家	一般国道152号	7	58	○	48	○
30	浜松市東区和田町	一般国道152号	5	73	×	70	×
31	浜松市中区塩町	一般国道257号	4	69	○	64	○
32	浜松市北区三ヶ日町日比沢	一般国道362号	7	70	○	65	○
33	浜松市北区細江町中川	金指停車場和地線	7	71	×	64	○
34	浜松市北区三幸町	細江浜北線	7	72	×	65	○
35	浜松市東区天龍川町	中野子安線	4	70	○	63	○
36	浜松市西区大山町	磐田細江線	7	70	○	66	×
37	浜松市西区伊佐地町	浜松環状線	7	68	○	61	○
38	浜松市東区恒武町	浜松袋井線	7	69	○	63	○
39	浜松市浜北区永島	浜北袋井線	7	68	○	62	○
40	浜松市南区小沢渡町	上島柏原線	7	66	○	59	○
41	沼津市花園町	一般国道1号	3	71	×	70	×

No	測定地点（住所）	道路名	用途 地域	昼間 (基準値 70dB)		夜間 (基準値 65dB)	
				評価値	適否	評価値	適否
42	沼津市岡一色	一般国道 246 号	4	74	×	71	×
43	沼津市内浦重寺	沼津土肥線	7	67	○	61	○
44	三島市南田町	一般国道 1 号	3	72	×	69	×
45	富士宮市元城町	富士宮富士公園線	2	65	○	59	○
46	伊東市静海町	一般国道 135 号	4	69	○	62	○
47	島田市金谷猪土居	一般国道 473 号	7	69	○	64	○
48	富士市長通	東名高速道路	3	59	○	59	○
49	富士市宮島	一般国道 1 号	3	71	×	70	×
50	富士市中之郷	岩淵富士川停車場線	2	63	○	53	○
51	富士市北松野	富士川身延線	3	72	×	67	×
52	富士市北松野	富士富士宮由比線	2	63	○	53	○
53	富士市加島町	富士由比線	4	71	×	67	×
54	富士市蓼原町	市道田子浦伝法線	4	65	○	60	○
55	磐田市福田中島	一般国道 150 号	3	72	×	70	×
56	磐田市中泉	磐田停車場線	3	64	○	57	○
57	磐田市見付	磐田天竜線	5	67	○	60	○
58	焼津市八楠	焼津森線	5	70	○	66	×
59	焼津市保福島	焼津藤枝線	7	67	○	61	○
60	掛川市御所原	一般国道 1 号	3	68	○	63	○
61	掛川市下垂木（六才橋河川敷）	掛川天竜線	3	66	○	61	○
62	藤枝市駿河台	堀之内青島線	2	69	○	62	○
63	御殿場市萩原	一般国道 138 号	3	67	○	62	○
64	袋井市浅名	袋井大須賀線	3	67	○	60	○
65	伊豆の国市田京	一般国道 136 号	3	67	○	63	○
66	牧之原市波津	一般国道 150 号	7	72	×	69	×
67	駿東郡清水町堂庭	下土狩徳倉沼津港線	2	68	○	64	○

注1 基準値及び評価値は、等価騒音レベル（L_{Aeq}、単位デシベル(dB)）である。

注2 用途地域とコード番号の対応は、以下のとおり。

コード番号	用途地域
1	第一種・第二種低層住居専用地域
2	第一種・第二種中高層住居専用地域
3	第一種・第二種住居地域、準住居地域
4	近隣商業地域、商業地域
5	準工業地域、工業地域
6	工業専用地域
7	地域の区分が定められていない地域

注3 静岡市、浜松市、沼津市、富士市地区の測定値については各市調べ。

IX 航空機騒音の状況

1 航空機騒音の監視

航空機騒音の環境基準の類型を当てはめる地域は、環境基本法第16条第2項に基づき、県知事が定めている。県内では、富士山静岡空港、航空自衛隊静浜基地及び浜松基地の周辺地域において定められており、県及び浜松市が航空機騒音の調査を実施している。

平成23年度に実施した調査の状況は、表IX-1のとおりである。

表IX-1 調査の実施状況

項目	飛行場 富士山 静岡空港	航空自衛隊 静浜基地	航空自衛隊 浜松基地
調査時期	夏・冬	—	春・秋
調査地点数	6地点	—	2地点
実施機関	県	—	浜松市

注1 静浜基地は、隔年で調査を実施。

注2 浜松基地は、4地点を隔年で2地点ずつ交互に調査を実施。

2 航空機騒音の環境基準

航空機騒音に係る環境基準は、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されことが望ましい基準であり、以下のとおり定められている。

表IX-2-(1) 航空機騒音に係る環境基準値

地域の類型	基準値 (WECPNL)
I	70以下
II	75以下

表IX-2-(2) 航空機騒音に係る環境基準の地域の類型の指定

地域の類型	該当地域
I	別表に掲げる地域のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
II	別表に掲げる地域のうちIの地域の類型をあてはめる地域以外の地域（工業専用地域、飛行場内及び空港敷地内を除く。）

備考 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び工業専用地域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条の規定により定められた地域をいう。

別表

1	浜松市、磐田市、袋井市、湖西市及び新居町の区域のうち別図1に表示する地域
2	焼津市の区域のうち別図2に表示する地域
3	島田市、牧之原市及び吉田町の区域のうち別図3に表示する地域

備考 この表に掲げる市町の区分は、平成21年3月31日における行政区画によって表示されたものとする。

別図1、別図2及び別図3（省略）

3 航空機騒音の監視結果

(1) 富士山静岡空港

富士山静岡空港周辺において測定した結果、6地点すべてで環境基準を達成した。

表IX-3 富士山静岡空港における環境基準の達成状況

調査地点	測定点	地域類型	基準値 (WECPNL)	評価値 (WECPNL)	達成状況
島田市湯日(1)	1	II	75	52	○
島田市湯日(2)	1	II	75	55	○
島田市金谷	1	II	75	46	○
島田市船木	1	II	75	73	○
牧之原市坂口	1	II	75	40	○
吉田町神戸	1	II	75	60	○

(2) 航空自衛隊浜松基地

浜松基地周辺において測定した結果、2地点のうち1地点で環境基準を達成した。

表IX-4 浜松基地における環境基準の達成状況

調査地点	測定点	類型	基準値 (WECPNL)	評価値 (WECPNL)	達成状況
浜松市西区佐浜町	1	II	75	69	○
浜松市東区小池町	1	I	70	72	×

X 新幹線鉄道騒音の状況

1 新幹線鉄道騒音の監視

新幹線鉄道騒音の環境基準の類型を当てはめる地域は、環境基本法第16条第2項に基づき、県知事が定めている。

県及び市では、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況を確認するために、新幹線鉄道沿線地域において調査を実施している。

平成23年度に実施した調査の状況は、表X-1のとおりである。

表X-1 調査の実施状況

軌道中心からの距離	測定地点数				
	県	静岡市	浜松市	富士市	合計
12.5m	—	—	—	1	1
25m	14	12	5	6	37
50m	14	12	1	5	32

2 新幹線鉄道騒音の環境基準

新幹線鉄道騒音に係る環境基準は、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準であり、以下のとおり定められている。

表X-2-(1) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準値

地域の類型	基準値 (dB)
I	70 以下
II	75 以下

※ 基準値を示す指標は、列車ごとの最大騒音レベルの平均値 ($\bar{L}_{A,Smax}$ 、単位デシベル(dB)) である。

表X-2-(2) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型の指定

地域の類型	該当地域
I	別表に規定する区域のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに都市計画区域内の用途地域の定めのない地域
II	別表に規定する区域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条の規定により定められた地域をいう。

別表

静岡県内に敷設された新幹線鉄道の軌道の中心線から両側にそれぞれ400メートル以内の区域(富士川、安倍川、大井川及び天竜川の橋りょうに係る部分については別図1から4までに表示する区域とし、トンネル、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条の規定により定められた工業専用地域、河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域及び別図5に表示する区域を除く。)

別図1から5まで(省略)

3 新幹線鉄道騒音の監視結果

新幹線鉄道沿線地域において測定した結果、軌道から 12.5m の調査では 1 地点のうち 0 地点、軌道から 25m の調査では 37 地点のうち 17 地点 (45.9%)、軌道から 50m の調査では 32 地点のうち 30 地点 (93.8%) において環境基準を達成した。

表X－3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況

No	測定地点	地点側の 軌道 (上下線別)	類型	基準値 (dB)	軌道から 25m		軌道から 50m	
					評価値 (dB)	適否	評価値 (dB)	適否
①	三島市加茂川町	下	I	70	72	×	69	○
②	三島市若松町	上	I	70	71	×	68	○
③	沼津市青野	下	I	70	66	○	57	○
④	沼津市青野	上	I	70	70	○	63	○
5	富士市船津	下	I	70	71	×	66	○
6	富士市境	下	I	70	71	×	66	○
7	富士市江尾	下	I	70	74	×	73	×
⑧	富士市神谷	上	I	70	69	○	65	○
9	富士市依田橋	上	II	75	72	○	70	○
⑩	富士市前田	下	II	75	71	○	68	○
11	富士市宮島	上	I	70	69	○	67	○
12	富士市中之郷	上	I	70	78	×	80 ^{※3}	×
13	静岡市清水区由比阿僧	下	I	70	69	○	68	○
14	静岡市清水区谷津町	下	I	70	69	○	66	○
⑯	静岡市清水区横砂	上	I	70	72	×	72	×
16	静岡市清水区袖師町	下	I	70	67	○	67	○
17	静岡市清水区渋川	下	II	75	71	○	68	○
18	静岡市清水区長崎南町	上	I	70	71	×	69	○
⑯	静岡市清水区草薙	上	II	75	72	○	68	○
⑳	静岡市清水区中之郷	下	I	70	71	×	68	○
㉑	静岡市駿河区栗原	上	II	75	70	○	68	○
㉒	静岡市駿河区曲金	下	I	70	69	○	67	○
㉓	静岡市駿河区鎌田	上	I	70	72	×	69	○
㉔	静岡市駿河区石部	上	II	75	71	○	66	○
㉕	焼津市小土	上	I	70	73	×	69	○
㉖	藤枝市高洲	下	I	70	70	○	67	○
㉗	島田市大柳	下	I	70	70	○	65	○
㉘	島田市大柳	上	I	70	73	×	69	○
㉙	掛川市葵町	下	I	70	72	×	67	○
㉚	袋井市愛野	下	I	70	73	×	67	○
㉛	磐田市東貝塚	上	I	70	71	×	69	○
㉜	浜松市南区鶴見町	下	I	70	73	×	69	○
㉝	浜松市南区飯田町(1)	下	I	70	72	×	—	—
㉞	浜松市南区飯田町(2)	下	I	70	72	×	—	—
㉟	浜松市中区森田町	上	II	75	74	○	—	—
㉟	浜松市西区舞阪町舞阪	上	I	70	72	×	—	—
㉟	湖西市新居町中之郷	下	I	70	73	×	67	○

※1 基準値及び評価値は、列車ごとの最大騒音レベルの平均値 ($\bar{L}_{A,Smax}$ 、単位デシベル(dB)) である。

※2 丸囲み数字の地点については、環境省からの委託調査により県及び政令市が測定し、取りまとめた結果を示している。

※3 軌道から 12.5m 地点での評価値である。

XI 新幹線鉄道振動の状況

1 新幹線鉄道振動の監視

振動については環境基準が設定されてないため、環境庁長官は運輸大臣に対し、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(昭和51年3月12日環大特第32号)により、新幹線鉄道振動の指針値による対策を勧告している。

県及び市では、新幹線鉄道振動に係る指針値の適合状況を確認するために、新幹線鉄道沿線地域において調査を実施している。

平成23年度に実施した調査の状況は、表XI-1のとおりである。

表XI-1 調査の実施状況

軌道中心からの距離	測定地点数				
	県	静岡市	浜松市	富士市	合計
12.5m	—	—	—	1	1
25m	13	—	1	1	15
50m	13	—	—	—	13

2 新幹線鉄道振動の指針値

「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(昭和51年3月12日環大特第32号)において、新幹線鉄道振動の指針値として70dBが示されている。

3 新幹線鉄道振動の監視結果

平成23年度調査においては、すべての地点で指針値に適合した。

表XI-2 新幹線鉄道振動に係る指針値の適合状況

No	測定地点	地点側の 軌道(上 下線別)	指針値 (dB)	軌道から 12.5m		軌道から 25m		軌道から 50m	
				評価値 (dB)	適否	評価値 (dB)	適否	評価値 (dB)	適否
1	三島市加茂川町	下	70	—	—	59	○	41	○
2	三島市若松町	上	70	—	—	53	○	51	○
3	沼津市青野	下	70	—	—	54	○	49	○
4	富士市神谷	上	70	—	—	60	○	55	○
5	富士市前田	下	70	—	—	54	○	52	○
6	富士市中之郷	上	70	69	○	63	○	—	—
7	焼津市小土	上	70	—	—	48	○	33	○
8	藤枝市高洲	下	70	—	—	51	○	51	○
9	島田市大柳	下	70	—	—	53	○	39	○
10	島田市大柳	上	70	—	—	60	○	43	○
11	掛川市葵町	下	70	—	—	60	○	54	○
12	袋井市愛野	下	70	—	—	52	○	39	○
13	磐田市東貝塚	上	70	—	—	51	○	42	○
14	浜松市南区鶴見町	下	70	—	—	54	○	—	—
15	湖西市新居町中之郷	下	70	—	—	55	○	38	○

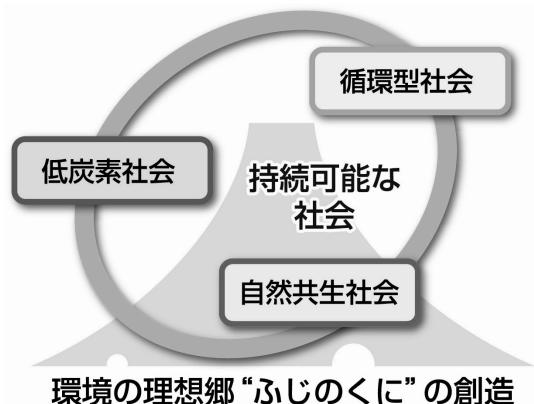
※ 指針値及び評価値は、列車ごとの最大振動レベルの平均値 (L_{Smax} 、単位デシベル(dB)) である。

平成 23 年度大気汚染及び水質汚濁等の状況

平成 24 年 8 月発行

静岡県くらし・環境部環境局生活環境課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号
電話番号 054-221-2205 (大気班)
054-221-2255 (水質班)



本冊子は、間伐材パルプ 10%、古紙 70%を使用しています。

「印刷用の紙にリサイクルできます」

この印刷物は、290 部作成し、1 部あたりの印刷経費は 242.5 円です。